

The LEGAL.COMM

リーガルコム

リーガルキャリア&コミュニケーションマガジン

特集 成長するリーガルキャリアマーケット！！

バイリンガル リーガルセクレタリー



Secretary, Paralegal, Translator
<Recruitment>

求人急増！ ●日米リーガルキャリア事情
リーガルリクルート情報

輸出される
コミック を支える著作権交渉人
●リード社 齋藤發司



News

World Legal Career
世界のキャリア情報

Events キャリアイベント情報

Guide to Legal School
世界のプロフェッショナルスクール

Legal News from abroad
世界のできごと

The LEGAL.COMM

 バベルプレス

Legal English

国際契約交渉
のルール

やさしい
リーガルドラフティング

英米法講座

Cinema & BookでLaw

知財英語ポイントレッスン

世界の資格

CPS 米国秘書検定

NALA

米国パラリーガル資格

翻訳検定

<Legal Book Review>

2007 **1**

Pillsbury Winthrop Shaw

ピルズベリー・ウインスロップ・ショー・ピットマン外国法事務弁護士事務所

More than 900 Lawyers and



**日本企業関連の法務サービス提供
経験が豊富**

**日本企業独特のニーズを把握して、
きめ細かいサービスを提供**

Hisayo Yasuda

安田尚代 (外国法事務弁護士 パートナー 東京事務所)
1975年上智大学卒。1981年シカゴ大学大学院 (国際関係論)
およびシカゴ・セント・カレッジ・オブ・ロー卒。ニューヨーク
州弁護士、東京弁護士会所属。専門=国際金融。

各法務分野のスペシャリストが密接に連携

ピルズベリー・ウインスロップ・ショー・ピットマンLLPは、約900名の弁護士を擁し、世界に16の拠点を構える世界最大規模の米国系法律事務所。その東京外国法事務弁護士事務所は千代田区麹町にあり、米国人2名、日本人1名の計3名のパートナー弁護士が常駐している。

その一人、安田尚代外国法事務弁護士は「東京事務所が提供している法務サービスは、世界における当法律事務所全体の提供サービスの一部を構成している」と語る。たとえば金融関係の法務であればニューヨークのコーポレートファイナンス関係の弁護士と連携する。M&A案件であれば米国内各地の弁護士と連携する体制が整えられている。知的財産の案件の場合、東京事務所に専門の弁護士が常駐しており、ロス・アンジェルス、シリコン・バレー、サンフランシスコ等にいるスペシャリストと訴訟弁護士として協力して問題解決にあたっている。さらにUSPTO (米国特許庁) があるワシントンD.C.の事務所には100人以上の知的財産専門の弁

16 global offices

護士が常駐している。

また、東京事務所をはじめとする世界8都市の事務所に所属する40人以上の弁護士で構成された「ジャパン・プラクティス・チーム」も編成されており、きめ細かいサービス提供が可能だ。

新たなビジネス価値創造をサポート

安田尚代外国法事務弁護士の専門は国際金融。1982年にニューヨーク州弁護士資格を取得以来、銀行融資業務、プロジェクトファイナンス、航空機ファイナンス、レバレジリース、各種の証券化案件などの分野で豊富な経験を有している。

プロジェクトファイナンス分野での代表的な案件はインドネシアでの電力発電案件、フィリピンでの路面電車建設プロジェクト、中国でのホテル建設プロジェクトなどがある。加えて企業法務、企業買収、合弁事業、そして起債、株式発行、ニューヨーク株式市場におけるADR（米国預託証券）上場などの資本市場関連法務などの業務も手がけてきた。

安田さんはこれまで、日本のバブル景気やその崩壊、米国企業の再生、アジアの台頭、外資系企業の日本進出加速など、日本や米国、アジアを取り巻く経済状況の変化を肌で感じながらキャリアを積み重ねてきた。最近では体力が回復した日本企業による、海外再進出の案件も増加傾向にある。

また、企業のグローバル化が進んだ結果、ある企業の子会社が10カ国以上に展開していることがあり、企業買収で各国の法律をクリアする必要があるケースなど、業務自体の変化もあるという。

安田さんが仕事上留意しているのは「文化の翻訳者」となること。日本がかなり欧米化したとはいえ、たとえば米国とは法律はもちろん、商習慣、意志決定プロセスが大きく違う。米国では国際弁護士に必要な資質として人間力、エモーショナル・インテリジェンスが必要だとされている。企業側が求めているのは単なる法の解釈ではなく、法律を遵守した上で可能性を探るためのコンサルティングだ。その考え方を安田さんは創造的な法解釈、クリエイティブ・ロイヤリングと呼ぶ。

安田さんは「ビジネスロイヤーが担当するのは、勝者が敗者かのゼロサムゲームではない。当然、依頼主の利益を代表するが、最終的に双方に新たな価値を創造することが目標」とし、今後も豊富な日米両方での経験を生かしてサービスを提供していきたいと話している。

COMPANY PROFILE

ピルズベリー・ウィンスロップ・ショー・ピットマンLLPは、アメリカの有力法律事務所による2001年と2005年の合併を経て誕生した。約900名の弁護士を抱え、世界16都市に拠点を擁する世界最大規模の法律事務所である。拠点のうち13は米国内、加えて東京・ロンドン・シドニーに設置されている。

現在、東京の外国法事務弁護士事務所常駐するパートナー弁護士は3名。3人の日本での法務経験は延べ40年以上に達している。メーカーや金融業、商社などの日本企業の国際的業務に関する幅広い法務サービスや、日本でビジネスを行う米国や欧州、その他の国の企業に対しても法務アドバイスを提供している。東京事務所での業務はM&A、プライベート・エクイティ・インベストメント、合弁事業、特許の登録、知的財産権の保護とライセンス業務、銀行融資、電力その他インフラ整備プロジェクト・ファイナンスなど幅広い分野に及ぶ。

1

January

CONTENTS



のマークは《eigoshikaku.net》にアクセス!

The LEGAL.COMM

World Legal Career News 4p

My Presentation 6,7

特集 「成長するリーガルキャリアマーケット」 8p

リクルート情報

PART1 日米キャリア事情 9

PART2 Bilingual Legal Assistantという仕事 17

Legal Secretary 18

International Paralegal 31

Legal Translator 44

世界初インターネット大学院 57p

Paralegal&Translation

CINEMA&BOOKでLaw 60p

世界のリーガルプロフェッショナル 62p



Legal Career & Communication Magazine

Legal English 65p

国際契約交渉のルール 66 

やさしいリーガルドラフティング 70 

知財英語ポイントレッスン 74 

世界の資格

CPS (米国秘書資格) 79 

International Paralegal 82 

翻訳検定 85 

英米法講座 88p

Guid to Professional Legal School 90p

発注者のための 翻訳業界講座 94p

キャリアイベント情報 98

Legal News from abroad 101

Co-PUB情報 102

Legal Book Review 105



World Legal Career News

世界のなかでキャリアをつくる

世界のなかでキャリアをつくる

世界のなかでキャリアをつくる

News 1

必見！アメリカNYトップローファームで勤務できる可能性の高いロースクール

NYのトップローファームといえば、エリート国際弁護士を夢見ている人ならずともその地位を確保してみたいと思っているはず。以下最新ランキング！

- 1位 Columbia 151名
- 2位 Northwestern 82名
- 3位 University of Pennsylvania 91名
- 4位 University of Chicago 69名
- 5位 Stanford Law School 57名
- 6位 Cornell Law School 59名
- 7位 New York University School of Law 137名
- 8位 Harvard Law School 166名
- 9位 University of Virginia School of Law 103名
- 10位 Duke Law School 61名

TOPローファームの採用担当者はこう語ります。

「私たちは決まったロースクールから採用しているわけではありませんが、インタビューを行うロースクールキャンパスは決まっています、それは9つあります。」

「TOP Law Schoolのみから採用するのはなく、彼らからの提出物のメールや手紙、教授からや友達からの意見などから決定しています。私たちのファームはNYにあるので、やはり近くのロースクールからアソシエートの候補生を見つけることができます」。

学位を取得するとファームで働くことを想定してどのロースクールに入学するかを考えるべきだってことですよね。これらのことは、皆さんがロースクールを卒業してどうするかによりますが、もしもアメリカで勤務を希望しているのなら重要なデータ。

News 2

JDを2年で修了。留学費用を大幅カット！

"University of Dayton School of Law"
<http://law.udayton.edu/>

オハイオ州にある、1850年に設立された学校です。もちろんABAの認可をとっているロースクールですが、2005年の秋学期から、JDコースで初めて5学期制を取り入れました。これにより、学位取得まで3年かかっていたところが、夏入学をすることで、2年間で卒業できるため、生徒にとっては、授業料と生活費と時間を大幅に削減できてしまいます。

新しいABAのルールでは、すべてのJD学生は90単位取得する必要があるため、5学期で終わらせるには、一学期に18単位以上は取得する必要がありますということになります。教育の質も問題なく、Legal writingのプログラムは US Newsランキング20位。

出願者	2116人
クラスサイズ	119人
GPA	3.22~3.45
LSAT	154~156

JD取得までの授業料と生活費含

計	\$107,765.00
---	--------------

大都市と比べるのもなんですが、やはり5学期制だと、通常のロースクール (JD) より500万ほど少なくなります。

時間と授業料を節約した場合にお勧めです。

News 3

米国ロースクールはアジアの学生に人気!

ここ数年でLSATの水準が上がっているのに気づいたでしょうか。それに伴い、アメリカ本土からのロースクールへの出願数が減ってきています。

JD出願数 2004年 140,376人
2005年 140,298人

この数字は2000年以降初めての減少となっています。ところが、全体数は減ってきているのにも関わらず、アジア人を含むマイノリティは逆に増加傾向にあり、2005年のトータル出願数は以下です。

JD出願数 2004年 29,536人
2005年 29,954人

この10年間でマイノリティの数字は上昇し、逆にアフリカンアメリカンやメキシカンの出願が減ってきています。これはひとつの理由にはロースクールがUS NEWSのランキングをあげたいためにLSATのスコアをあげてきていることが影響しているといっています。

気になるLSATの合格基準の上がり率は、

【2003年から2007年のLSAT合格ライン比較】

* Albany Law School

2003年 148~154

2007年 153~157

5ポイントUP!

* George Washington University

2003年 161~165

2007年 163~166

2ポイントUP

* Santa Clara University

2003年 153~159

2007年 157~161

4ポイントUP!

* Columbia University

2003年 166~173

2007年 168~173

2ポイントUP

驚くほどではないにしても、あがっているのは間違いありません。出願前に要チェック。

News 4

弁護士事務所とロースクールに与えられた社会貢献ミッションとは?

Law School のサイトをみていると Pro bonoという言葉がよくあるのに気づきますか? Pro bonoとはラテン語で「Pro bono publico」~ For the public good「社会的に良い行い」を意味します。弁護士ならば社会に対して無償で貢献することをしるべきとし、課せられているものです。ABAのルールではLawyerは、最低でも1年間に50時間以上の法に関わる Pro bono=ボランティア活動をしなければいけないことになっているため、ロースクールの学生時代から「社会に果たす弁護士の責任」「地域との一体化」などを学ばせるのです。

それではたとえばどのような Pro bonoをロースクールはやっているのでしょうか?

Penn Law Schoolでは、現在卒業までに70時間の Pro bono活動することが決まりとなっており、たとえば、10週間のリーガルコースを「グレーターフォード州立刑務所」において行ったり、高校生に憲法を教えたりしています。また、動物保護のための活動を行ったり、失業者の補償金受給をサポートしたりする学生もいます。このようなロースクールのプログラムはABAとしては、非常に歓迎されるべきことであり、今後各ロースクールに広がっていくことを望んでいるとコメントを寄せています。学生のほうでも「非常に実践的で、私たちがボランティア活動を与える側にいるだけでなく、この活動を通して私たちのイメージが変わり、弁護士とは何の接点もなかった人もリーガルサービスを受けに来るようになっていきます」。

現在ABAのロースクール認定基準の中に Pro bonoはありません。が、近いうちに、正規の認可項目に加わるだろうと言っています。ロースクールでは入学審査の時に、知識だけでなく、こういった「どのような活動をしてきたか」「今後どのような社会貢献をしたいと考えるか」なども見ます。ロースクールだけでなく、アメリカの大学は地域密着を大切にしますので、「この学生をとるとどのような Profitがうちのロースクールにもたらされるか」という視点なのです。

News 5

BAR受験せずに弁護士になる方法

「2日間の Bar Examではなく、2年間の Bar Examと考えてください。この試みが成功すれば、アメリカ全州においての良いモデルとなります」と司法官の Linda Dalanianが Daniel Webster Scholar Honors Program の開会式での発言。

このプログラムが考えられ始めたのは92年ごろで、ロースクール卒業後の学生が即戦力とならないことを ABA が問題視し始めたころです。プログラムはかなり実践的になっており、授業の課題も実際のケースを扱い、このほかにインターンシップで弁護士事務所、企業、判事などで実際にクライアントに接したり、即戦力としての人材を育てることに焦点を絞っています。こうしたことを総合的に ABA・州司法試験委員会・教授や責任者などが査定し、合格者を選出するわけです。合格者は州から弁護士資格を与えられ、ニューハンプシャー、メイン、バーモントでプラクティスできるようになります。

プログラム参加の権利は、ロースクールの1年次に良い成績を得た生徒(25人まで)に与えられます。ですから、これを読んでいる皆さんも頑張れば可能性はあるということなんです!

この州での成功は他の州にも波及する可能性があるため、注目しておきましょう。

ロースクールからABAへのLSATスコア報告について

ClevelandでABA Legal Education and Admission to the Barのミーティングが行われました。これはABAのメンバーで構成されているグループで、定例会では問題提起や改革案を話し合う場となっています。ABAでは現在、すべてのロースクールから、入学決定者のGPAとLSATの平均スコアを提出させることを義務付けています。これを次回の入学者からLSATの最高点を報告させることにしました。これは、どういうことでしょうか? LSATの受験はLSACのルールにより2年間で3回まで受験が可能となっていますが、いままでは受け入れが決定された一人の学生が複数回受けたとしても、平均点のみをABAに報告ということになっていました。ところが、最高点のみを報告ということになると、スコアのバラツキの緩和がされませんので、ロースクールも最高点だけを考えるようになり、ロースクール自体のLSATの基準もあがる可能性があるため、知られませんが。

OUR PRESENTATION



Paul King

WASHINGTON DC LEGAL COUNSEL
Pharmaceuticals, Patent and
FDA Matters, Government Affairs
Business

WASHINGTON DC LEGAL COUNSEL

Pharmaceuticals, Patent and FDA Matters, Government Affairs Business

KING PLLC IS A LAW FIRM LOCATED ON CAPITOL HILL IN WASHINGTON DC, WITH NINE YEARS OF EXPERIENCE LIVING AND WORKING IN TOKYO AND OSAKA AS A LAWYER. WE ADVISE MAJOR PHARMACEUTICAL COMPANIES IN COMPLEX MATTERS. THE FIRM IS DISTINCTIVE FOR ITS DEDICATION SOLELY TO PHARMACEUTICAL AND OTHER HEALTH AND FOOD AND LEGAL AFFAIRS, PRINCIPALLY PATENT, FDA, AND HATCH-WAXMAN MATTERS, AND TO RELATED U.S. GOVERNMENT AFFAIRS AND BUSINESS MATTERS. WE OFFER OUR ADVICE AND FORMAL LEGAL OPINION ON SUCH MATTERS.

A SERIOUS CONCERN REGARDING JAPANESE COMPANIES IS THEIR RELATIVE UNFAMILIARITY WITH THE COMPLEX U.S. LEGAL SYSTEM. ESPECIALLY IN WASHINGTON DC, THE

CENTER OF FEDERAL LAW AND GOVERNMENT, MANY JAPANESE DO NOT REALIZE THEY CAN AND MUST TAKE A PART IN U.S. GOVERNMENT AFFAIRS BEFORE CONGRESSMEN AND WOMEN AND BEFORE GOVERNMENT AGENSIES, SUCH AS FDA. BEING VERY FAMILIAR WITH JAPANESE COMPANIES, KING PLLC CAN INTERACT ON THEIR BEHALF WITH GOVERNMENT REPRESENTATIVES.

KING PLLC
PHARMACEUTICAL LEGAL SERVICES

CONTACT:
PKING@KINGPHARMALAW.COM
KING PLLC
CAPITOL HILL
500 NINTH STREET, SE
WASHINGTON, DC 20003-2838
USA
202.543.7600 FAX 202.543.9230

OUR PRESENTATION



ジャパンプラクティス
グループリーダー
米国弁護士 山本寿賀



カートン&マッコンキー総合法律事務所本社（米国ユタ州ソルトレークシティ）

世界中の法律を世界中の言語で提供する 国際総合法律事務所

カートン&マッコンキー総合法律事務所(USA)

カートン&マッコンキーは、グローバルに展開するクライアントより法律業務の担当を依頼されて始まった国際分野に強い総合法律事務所です。所属弁護士の多くは世界各国で最低2年間の居住経験を持ち、アジア各国の言語、スペイン語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、ポルトガル語を含め23ヶ国語に堪能です。当事務所の誇る世界中の法律事務所及び弁護士とのネットワークは、南北アメリカ、アジア、旧ソビエト連邦、東西ヨーロッパ及びアフリカを含み世界中に広がっています。さらに、北京オフィスも数年前に開設され、中国人弁護士を含む当事務所のスタッフが、中国における外国企業の事業展開をサポートしています。

当事務所のジャパンプラクティスグループは、米国において総合的な法律サービスを提供しており、特に東海岸・西海岸の大都市から遠く離れた地域の日系企業や日本人に対する日本語でのサービスは好評を得ております。ビジネス訴訟、企業

法務、税務、雇用法、ヘルスケア関連法、移民法、リスクマネジメント、知的財産権、不動産取引、労働災害関連法に関しては、それぞれ独立したセクションを設け、経験を積んだ弁護士が対応しています。さらに、世界各国においてビジネスを展開する多国籍企業に対しても、当事務所のグローバルなネットワークを生かし、世界中の法律業務を世界中の言語で提供しています。

連絡先

担当：米国弁護士山本寿賀, J.D., M.B.A.

電話：(1)-801-607-5415 (直通)

0053-1131220 (フリーダイヤル/日本から)

800-979-0120 (フリーダイヤル/米国・カナダから)

eメール：hyamamoto@mtbook.com

URL：http://mtbook.com (USリーガルサービス)

http://mtbook.info (インターナショナル
リーガルサービス)

http://mtbookusvisa.com (USビザサポート)

成長するLegal

リーガルキャリアをデザインする

グローバルビジネスを
考えるにリーガルは
欠かせない。

グローバルキャリアを
考えるにリーガルは
欠かせない。

そんな
リーガル
プロフェッショナルの
時代が来た。

Legal Secretary

International Paralegal

Legal Translator

Inhouse

Corporate Legal professional

Court Interpreter

Career Market !!

石田佳治

日本とアメリカの法律マーケットと法律ジョブ

1. はじめに・日本とアメリカの法的基盤

日本とアメリカの法的感覚の違い

日本とアメリカのリーガルキャリアを考える際にこの二つの国の法的な面での体質の違いを知っておかねばならないでしょう。アメリカは自由な移民が築き上げた社会です。ニューイングランドにメイフラワー号でピルグリム・ブラザーズが着いて以来、伝統的に住民の自治で出来上がった社会です。法や規制はその基本的な部分は判例法です。つまり住民はまず司法制度（それも住民の代表の陪審で構成されます）に正邪の判断を尋ねその判決が蓄積し統合されて法律となったものです。このような社会では法律家が重要なそして大きな地位を占めます。アメリカは訴訟が多いと批評されますが、アメリカ市民の感覚としては正義を実現する裁判こそが社会の規律—即ち法—を作るものだという考えが牢固としてあるのでしょう。日本は、これに対して、古くから「和をもって尊しとなす」社会でした。「長いものには巻かれろ」とか「喧嘩両成敗」と言った諺からうかがえるように訴訟や裁判は嫌われ避けられていました。今でも日本人の間では、訴訟をすることは、正義や公正を実現するというよりは、お上の力をかりて相手をやっつけるというような感覚の人が多いようです。

日本とアメリカの法律専門職

市民の法律感覚を反映してアメリカでは昔から法律家（ロイヤー）は尊敬され又親しまれて来ました。ロイヤーになろうとする若者も多く又先輩ロイヤーもこれを積極的に受け入れ育成しました。結果として現在ではアメリカのロイヤーの総人口は100万人を超え、社会のあらゆるところに進出しています。リーガルセクレタリーやパラリーガルなどの協働者を含めれば150万人に近い数の人が法律サービス産業（アメリカでは法律業務はリーガルサービスとして認識されています）にたず

さわっているものと見られます。サービス産業の中で法律サービスは医療サービス、教育サービス、金融サービスに次ぐ大きなビジネスです。

日本では伝統的に司法試験を難しくし法曹を増やさない政策がとられて来ました。現在の法曹人口（弁護士、裁判官、検察官）は21,000人です。司法書士、行政書士、弁理士、社会保険労務士などの周辺法律職や企業や官公庁・独立行政法人の法務担当職（これらはアメリカではロイヤー資格者がやっている仕事です）の人達を入れても10万人くらいのものでしょう。法律サービスに対する需要はあるのですが供給は制限されていますので、日本の法律専門職の所得水準はアメリカよりも、特に弁護士については、高いようです。

日本とアメリカの法学教育の違い

アメリカでは全米で191のABA認定ロースクール（他に州BAR認可のロースクールあり）があります。ロースクールは大学院レベルの3年制です。毎年5万人のロースクール卒業生が社会に出、殆んどが直ぐ、残りは1年か2年以内にロイヤーとしての資格を得ます。つまり毎年5万人ずつロイヤーが増えているわけです。競争は激しいですが、リーガルサービスの仕事口は増加しています。ロースクールとは別に全米で600の大学がパラリーガルプログラムを提供しています。

日本では全国に法学部（又は法学科）を持った大学が98校あり合計して4万人の法学部卒業生を毎年出しています。その上に74校の法科大学院があり年間の入学定員は6800人です。法科大学院を出て司法試験に合格する数は少なく今年で1500名です。アメリカに比べて日本は法曹になりたいと思う若者への戸口は非常に狭く閉ざされていると言えます。日本の人口（1億2000万人）はアメリカの人口（3億人）の4割ですから、アメリカのロースクールの卒業生（毎年5万人）に比較すれば日本の法科大学院と司法試験は2万人の法曹を生み出してもよいとも言えるのですが。

2. 日本とアメリカのリーガルキャリア

「アリー・マイラブ」というテレビドラマのシリーズがあります。若い女性に人気がある連続ドラ

マでNHKでも放映されましたしDVDにもなっていますからご覧になった方も多いと思います。あの「アリー・マイラブ」の舞台はニューヨークの法律事務所ですがたくさんの登場人物が出て来ます。登場人物はロイヤーだけでなくリーガルセクレタリーやパラリーガルなどロイヤーと協同して働く女性や男性の専門職がたくさん出て来ます。「アリー・マイラブ」のシリーズを見ているとアメリカの法律事務所が弁護士だけでなくいろいろな職種のチーム構成されていることがよくわかります。NHKで連続で放映されたテレビドラマのシリーズに「ER」(緊急救命室)というのがありました。医師の他に看護師、介護士、薬剤師、臨床検査士などたくさんの専門職種が出て来ましたが、ご覧になった方は、医療が現在ではたくさんの職種の専門職からなるチーム医療であることを実感なされたことでしょうか。アメリカの法律事務所も医療産業と同じようにチーム・リーガル・サービスになっています。

アメリカのリーガルサービス産業はこの30年ほど前に大変化しました。弁護士の数が20万人から現在の100万人超まで増大したのもこの時期ですが、その内容も大きく変わりました。訴訟業務だけではなく法的書類の作成から法的スキームの構築や事前の法的判断に到るまで法的なサービス一切を担う大産業となっているのです。3,000人を超す弁護士を擁するペーカー&マッケンジーをはじめ、千人単位の弁護士を持つ大手法律事務所がたくさんあります。中堅の法律事務所でも数百人の弁護士を抱えています。アメリカの社会経済は益々高度化・複雑化していますが、それに伴い法的なリスクも極めて多様化しています。法律規制もますます複雑になり、難解になって来ています。このような法的リスク、法的規制の多い環境の中にあっては、顧客は法律事務所に保険(万一のときの保証)を求めます。法律事務所には顧客からあらゆるタイプの法的リスク対応、法的規制対応を求められますから、そして法律事務所は顧客の要求に応えなければなりませんから、大型化せざるを得ません。アメリカの企業が法律事務所を含めて法律サービス産業に払うリーガルコストの額は平均して売上高の1パーセントと言われてます。数千人の弁護士を擁する法律事務所が何十社も存在し得るだけのお金が法律サービス産業に流れているのです。

法律事務所の大型化と並んで特筆すべきは、弁

護士の専門化です。法的に検討しなかなければならないリスクや規制は益々複雑化、高度化していますから専門を持った弁護士でないと対応できません。たとえば株式の公開や証券の発行であれば証券法専門弁護士、会社法専門弁護士、独占禁止法専門弁護士がチームを組まなければなりません。バイオやITなどハイテク分野での契約交渉案件であれば、その科学技術のわかる特許専門弁護士や著作権専門弁護士を必要とするでしょう。弁護士も競争の中で生残りより高い水準に進むために自分の専門を定め、その分野のエキスパートになろうとしますし、せざるを得ません。

もう一つは、グローバル化の進行による法律サービス産業の国際化です。ヒト、モノ、カネ、情報に国境がなくなるのがグローバル化ですが、アメリカの企業の大半が何らかの形でアメリカ合衆国の外に拠点を持ち、あるいは関わりを持つに到っています。これに関連して法律サービスもアメリカ国内の法律だけを参照すれば良いというわけには行かなくなります。顧客の企業が多国籍化するに連れて法律事務所も多国籍化せざるを得ないのです。

そして最後に業務のスピード化です。法律事務所は顧客第一のサービス産業ですから、顧客の要求に応えこれを繋ぎとめるにはその要求する通りに対応しなければなりません。現代は忙しい、変化の速い時代ですから、顧客は迅速な対応を要求します。長大な契約書のレビューはオーバーナイトで、難しい法的スキーム案づくりを週単位で行わなければならないのです。アメリカの弁護士が夜半まで集中して仕事をしなければならないのは、仕事全体がスピード化しているからでもあるのです。

チーム・リーガルサービス

法律事務所は大型化し、弁護士は専門化・高度化・国際化しつつ益々忙しくなって来ているのがアメリカの現状ですが、反面、顧客が払えるリーガルコストは一定に限られているわけですから、無制限に請求するわけにはいきません。競争を考えれば請求額を下げいかなければなりません。そのためには弁護士の仕事の中でも法的判断を伴わない定型的な法律業務や法律周辺業務は、弁護士資格者に作業させる必要は無いという考え方が出てきます。弁護士も自己の専門をより深くするためには、任せ得ることはなるべく他人にやってもらう方が効率的に仕事ができると考えます。たと

えばインターネットによる判例その他の情報検索は専門のサーチャーに任せる方が早くなるでしょう。破産やM&Aなどの業務遂行に際しては、資産評価や債務調整などの仕事が出てきますが、これらは弁護士でない専門職に任せる方が良いでしょう。

このように考えますと、法律事務所に依頼される案件は法律資格者だけではなく非資格の専門職を交えたチームで処理する方がより良質のサービスが提供でき、コストも安くなりますので、より合理的だということになります。このようにしてアメリカの法律事務所の中でパラリーガルと称する弁護士サポート職が段々増え大きな勢力となり、なりつつあるのです。毎年アメリカ連邦政府の労働省は各成長職種のランキング（職種別雇用増加率）を発表していますが、パラリーガル（年雇用増加率6.6%）は7位、リーガルセクレタリー（年4.4%）は20位で高成長職種です。（ロイヤーよりも上位にあります）

アメリカにおいては、パラリーガルやリーガルセクレタリーは、弁護士と上位下位の関係にあるのではなく、医師に対する看護師、介護士、臨床検査師（これらをコメディカルあるいはパラメディカルとも言います）のように、専門を持った対等の職種として見られています。インターネット・サーチ、リーガルドキュメント準備、事実関係調査、デューデリジェンスなど多様な法律周辺業務に行っています。

日本の模様はどうでしょうか。日本の法律ビジネスは未だアメリカの域には達していませんが、東京の渉外法律事務所や在日の外国法律事務所は、徐々にアメリカ的な法律サービス産業の様相を見せています。外資のからむ事件や大型のM&Aなどの処理においては、専門化した若手弁護士のチームが有能なパラリーガルと組んで仕事を進めるのが普通になって来ています。日本の社会経済は、アメリカの社会経済と匹敵する程度に複雑であり、高度化しています。日本の科学技術はアメリカのそれと同程度に最先端です。日本もアメリカと同じようにグローバル化しています。そうだとすれば、日本でも法律サービス産業はアメリカと同様に、あるいは遅れている分だけそれ以上に、成長が見込める産業でしょう。あと数年は日本の弁護士人口の拡大は望めない（2010年までに司法試験の合格者は3,000人になる予定ですが、需要に対しては少ない数です）筈ですから、弁護士の仕事を

分担し弁護士をサポートする職種の需要は極めて高いものと考えられます。具体的にはインターネット検索、知的財産権調査、M&A事業再編、国際業務・英文書類作成・翻訳業務などの分野です。なかんづく、国際業務・英文文書作成・翻訳の分野は、弁護士が集中して勉強するには時間的負担が大きい分野ですから、パラリーガルやトランスレーターを使おうとするでしょうし、使った方が効率が高いと考えるでしょう。したがって、これら専門とするインターナショナル・リーガルセクレタリーやインターナショナル・パラリーガルは高い成長職種であると言えます。実際に、労働者派遣の業界や翻訳のアウトソーシング業界を見ますと、専門を法律分野に限った、英語能力の高い人材が求められています。英語能力の高いだけの方は法律の勉強をしなければなりませんし、法学部を卒業するなど既に法律知識をお持ちの方は英語能力を上げなければなりませんので、ハードルは少し高いですが、需要は極めて高い職種です。で挑戦のし甲斐があるでしょう。

これからの社会は生涯学習社会です。仕事を得て専門を蓄積しながら、より上位の職種に移って行くことを考えるべきでしょう。英語と法律という専門の職種で安定と収入を得て、もしチャレンジの精神があれば、更に上位の職種、即ち弁護士の資格を得ることに挑戦してもよいでしょう。この場合の弁護士は、日本の弁護士資格でもアメリカの弁護士資格でもどちらでも良いでしょう（どちらでも働けます）合格しやすさから考えれば、アメリカの弁護士の方が良いかも知れません。

というような考えから、以下に英語と法律に関するリーガルキャリアのマーケットをレポートします。

パート2

日米リーガルキャリア事情

1. リーガル・セクレタリー

「弁護士ベリー・メーソン」というTVドラマのシリーズがありました。ソロ・プラクティッシュ

ナー（一人弁護士事務所）のペリー・メーソン弁護士が活躍する法律ドラマでした。そのペリー・メーソンを支えるリーガル・セクレタリーがデラ・ストリートで、魅力的な秘書を演じていました。クライアントの接遇、電話の受付、弁護士のための法廷スケジュールの管理、書類のファイル、口述筆記（デクテーション・タイピング）などをテキパキとこなす弁護士を支える重要な役柄でした。

その頃と比べると今のセクレタリー業務は大きく変わって来ています。業務のすべてがパソコン使用インターネット利用となり多様な業務ソフトをセクレタリー使用者であったボスが直接あやつるようになりました。またデータベースの発達やアウトソーシング先企業の増加でセクレタリーの入力作業がなくなってしまいました。且つてのセクレタリーの業務であった接客接遇、電話応対、会議設営、ファイリング、タイピング等がなくなり、インターネット情報検索、調整、資料作成などが中心となりました。より高度化、複雑化して来ているわけです。

仕事の内容は変わってきていますがリーガル・セクレタリーの仕事は変わらず需要が高く、合衆国労働省（US Department of Labor）の発表でも成長職種の20位にランクされています。現在のアメリカのリーガル・セクレタリーの仕事の総数は264000人、年率4.4パーセントで増えています。

（アメリカにおけるセクレタリーの労働人口は2002年の統計で一般セクレタリー197万人、エクゼクティブ・セクレタリー152万人、メディカル・セクレタリー33万人となっています。膨大な職業人口の職種です。）

アメリカのリーガル・セクレタリーは、バチェラー・ディグリー保有者（日本の4年制大学）以上が通常です。セクレタリーを目指す人はハイスクールまたはカレッジでセクレタリー・スキル（キーボード操作、ソフトウェア習熟、インターネットが中心）を学びますが、リーガル・セクレタリーを目指す人はこれに加えて基本法（サブスタントティブ・ロー及びプロセデュアル・ロー）の知識を得るプログラムで学びます。インターネットによるリーガル・セクレタリーのプログラムもあります。

アメリカのリーガル・セクレタリーの資格は就職や仕事の活動の為に必須の要件ではありませんが、

より良い就職や転職のためにはスキルを証明するものとして有利ですので各種の資格認定、生涯教育の団体があります。ナショナル・アソシエーション・オブ・リーガルセクレタリーズ（NALS）はその資格としてALS（Accredited Legal Secretary）、及びPLS（Professional Legal Secretary）という資格の認定発行をしています。これとは別にリーガルセクレタリーズ・インターナショナル（LSI）という団体がありCLSS（Certified Legal Secretary Specialist）という資格を認定発行しています。

アメリカの法律事務所は一斉にグローバル化しつつあり異言語（例えば日本語）を解するリーガル・セクレタリーは就職において極めて有利です。

日本でも外国法律事務所や渉外法律事務所におけるリーガル・セクレタリーの需要は高く高給で労働条件も良い職業です。

2. パラリーガル

アメリカでは法律事務所によってパラリーガルと呼んだりリーガル・アシスタントと呼んだりしていますが、専門を持ち、ロイヤーのために定型的な書類を作成する職種です。契約書、訴訟文書、法廷提出諸文書などをロイヤーのために用意しこれをロイヤーに提出します。ロイヤーはこれをチェックしてクライアントに渡しあるいは法廷に提出します。ロイヤーのために法律や判例の調査や、事件の事実関係の調査（証人専門の準備など）にかかわることもあります。

ジーン・ハックマン主演の映画に「訴訟」（原題Class Action）という法廷映画がありましたが、自動車会社を相手とする大型の製造物責任訴訟でパラリーガルのチームが登場し大量の訴訟文書を読み整理して訴訟の準備をするシーンがありました。パラリーガルの最初はディスカバリー文書の整理や書式集からの定型文書の作成などでしたが、最近はより専門化してきており、法令・判例検索の専門パラリーガル、知的財産専門パラリーガル、金融専門パラリーガル、不動産専門パラリーガル、労働専門パラリーガル、税・社会保険専門パラリーガル、破産専門パラリーガル、デューデリジェンス専門パラリーガルなどが出現してきています。法律事務所に入ってくるこれらの仕事は分野別に大量の専門文書を作成しなければなりませんのでパラリーガルの元に入ります。法的論理を考えて法的スキームを構築するのはロイヤーです。パラ

リーガルが準備した大量の定型的法的文書をロイヤーがアレンジしチェックしてクライアントの為の法的文書が作成されます。提出先は裁判所に加え、官公庁、即ちFTC（連邦取引委員会）やSEC（証券取引委員会）あるいはPTO（特許商標庁）やIRS（連邦歳入庁）などです。アメリカは裁判所も行政機関も連邦と州の二つがありますから、法的な書類を誤りなく作成し提出することは大変な作業です。これらの作業はロイヤーとパラリーガルの協働で進められるのですが、その仕事の蓄積の上でロイヤーもパラリーガルも益々専門化して行くことになるわけです。

アメリカのパラリーガルの総数は、連邦政府労働省の発表によれば2002年の時点で20万人で、年率6.6パーセントの増加率で伸びています。これはロイヤーの増加より高い率です。今後アメリカの人口増、移民増、企業増など法律的な問題の基盤となる社会経済の拡大があり、また、契約や法人形態などの複雑化、法的規制の増加などがありますからリーガルサービス産業は更に発展する見通しであり、その一翼を担うパラリーガルの必要性は一層高まるものと見通されています。

アメリカでパラリーガル教育を行う学校はロイヤーを養成するロースクールとは別になっています。パラリーガルには公認の資格はありませんので、いろいろな形でパラリーガル教育が提供されています。コミュニティ・カレッジには2年生のパラリーガルのコースがあり、パラリーガルのアソシエイト・ディグリーを付与しています。アンダーグラデュエイト・レベル（4年制）のカレッジやユニバーシティでは、バチェラー・オブ・アーツ（学士号）に加えてパラリーガルのサーティフィケートを出すプログラムとパラリーガルを専攻して専門のバチェラー・ディグリーを出すプログラムがあります。数は少ないですがパラリーガル専攻のグラデュエイトスクール（大学院）もありマスター・ディグリーを出しています。全米にパラリーガルの学位を授与するカレッジ／ユニバーシティは600校ありこのうち250校がABA（アメリカン・バー・アソシエーション）の認定校です。通信教育もあります。

パラリーガルの公認資格というものはありませんが、権威ある私的機関が資格認定を行っています。NALA（ナショナル・アソシエーション・オブ

ブ・リーガルセクレタリーズ）はCLA/CP(Certified Legal Assistants and Certified Paralegals)という資格を出していますし、NAFPA（ナショナル・フェデレーション・オブ・パラリーガル・アソシエーション）はRP(Registered Paralegal)という資格を出しています。

アメリカでもローファームの国際化に対応してバイリンガルのパラリーガル、特に日本語、中国語のできるパラリーガルが求められています。これらのパラリーガルについては言語能力と共にアメリカ法と日本法（あるいは中国法）の知識が要求されます。

日本でも大手の法律事務所はインターナショナルパラリーガルを積極的に採用しています。日本の企業の外国人株主比率は既に3割を超え海外での株式公開も増えています。外資が関係するM&Aも増加しています。海外との大型契約案件も増えています。外資がらみの大型訴訟もあります。特許紛争も絶えません。これらはみな大手法律事務所を持ち込まれるわけですがすべての書類を日英両語で準備しなければならず、有能なパラリーガルが求められているのです。収入も高騰し年収800万円を超すパラリーガルも珍しくはないようです。

3. リーガルトランスレーター

アメリカでもトランスレーター（翻訳者）の雇用（Job）は増えています。アメリカ自体に大幅な移民増と外国企業の処点増があり、加えてアメリカ企業の多国籍化、グローバル化が大きく影響して、多言語での文書の作成の必要性が増大しているのです。トランスレーターは高い成長職業の一つです。そしてトランスレーターの中でもリーガルトランスレーターは、メディカルトランスレーターと並んで需要の高い職種です。

リーガルトランスレーターは、法律事務所に所属しあるいは独立のフリーランス・トランスレーターとして各種の法的文書の翻訳に携わります。裁判所に提出する各種の法廷文書の翻訳の他、州や連邦の各種行政機関に提出する文書の翻訳がリーガルトランスレーターの仕事です。裁判所に提出する書類としては宣誓供述書、証言録取書、証拠文書、証言記録、各種公的証明などです。アメリカは移民社会ですので海外に家族関係者が居る

ことも多く家族法関係、相続法関係の書類も翻訳を必要とすることが多いです。行政官庁関係で翻訳を必要とするのは、労働法関係、特許関係（PTO宛書類）、独占禁止法関係の文書が多いようです。

法律案件には繁閑がありますから、リーガルトランスレーターを常勤として雇用している法律事務所は少なく多くの法律事務所は必要が生じたときに法律専門の翻訳会社に翻訳を依頼するか又はフリーランストランスレーターを雇います。アメリカには法律専門の翻訳会社がいくつもあり、最大の法律翻訳会社であるトランスパーフェクト社は全米に21の支社を持ち100以上の言語の翻訳に対応しています。翻訳言語は量が多いのはPFIGSと呼ばれるヨーロッパ系言語（ポルトガル、フレンチ、イタリアン、ジャーマン、スパニッシュ）でしたが最近ではCJKと言われるアジア系言語（チャイニーズ、ジャパニーズ、コリアン）の需要が高いようです。実際、翻訳料金は日本語、中国語、韓国語の方がヨーロッパ系言語よりも高く、PFIGSのトランスレーターの料金（時給16ドル）に比べてCJKのトランスレーターの料金は高く時給45ドルから50ドルとなっています。

トランスレーターの教育課程としては、多くのトランスレーターがアンダーグラデュエート（4年制大学）の間に外国語をインテンシブに学んでいます。特別に翻訳理論や翻訳学を専攻とする大学、大学院はないようです。翻訳のマスターコースを持つモントレイ・インスティテューション・オブ・インタープリテーション&トランスレーションがカリフォルニアのモントレイにあります。実務訓練を専門としています。モントレイ・インスティテューションには日本語専攻がありますが、リーガルトランスレーション専攻はありません。ハワイ・ホノルルと東京にキャンパスを持つバベルユニバーシティ・プロフェッショナルスクール・オブ・トランスレーションはそのインターナショナル・パラリーガル専攻プログラムの中にリーガルトランスレーター・コースを持っています。

アメリカでトランスレーターとしての資格を認定する団体としてATA（アメリカン・トランスレーターズ・アソシエーション）とTIG（トランスレーターズ&インタープリターズ・ギルド）の二つがあります。一般トランスレーターの認定

団体です。法律通訳翻訳専門の資格認定団体としてNAJIT（ナショナルアソシエーション・オブ・ジュディシヤリー・インタープリターズ&トランスレーターズ）があります。尚、これら全国的な団体とは別に、法廷通訳・翻訳については、各州の裁判所が登録した通訳者翻訳者を指名する制度になっています。

日本の大手法律事務所には50名もの翻訳室をかかえるところもありますが、多くはパラリーガルやリーガル・セクレタリーが兼任しています。仕事がオーバーフローして来ますと外部の翻訳会社に委託します。リーガルトランスレーターになるには相応の教育と経験を持たなければなりませんから特定のトランスレーターが名指しされてリーガルトランスレーションを行っているのが現状です。リーガルトランスレーターの翻訳料金は高く、通常の翻訳の5割増しとなっています。

4. コート・インタープリター

アメリカの連邦裁判所も州裁判所もそれぞれの手続規則で英語を解さない者に対する法廷通訳（コート・インタープリター）の使用を義務付けています。アメリカは移民で成立した国ですから英語の言語能力を欠く人も多く、そのような人に公正な法の手続を確保するということが必要だと認識されているからです。実際に、カリフォルニア州など移民の多い州の裁判所には、いろいろな言語のコートインタープリターが数十名から数百名登録されています。コートインタープリターになるには特別の学校があったり特別の資格試験があったりするわけではありません。インタープリター自身が裁判所に自己申告し裁判所の試験を受けて、その裁判所の指定を受けるわけです。指定を受けたコートインタープリターは裁判所の名簿に登載され必要に応じて呼び出され通訳を行います。コートインタープリターについては裁判所はサーティフィケートを出しており高い専門性が認められています。コートインタープリターは審理手続における証人尋問や本人尋問の通訳を行います。それがだけでなく、審理以外の聴聞手続や罪状認否手続など法廷手続のすべての通訳にかかわります。また、法廷外における弁護士と依頼人間の会議や証言録取（事前の証言録記：デポジション）に列席して通訳をすることもあります。コートイ

インタープリターは単に通訳に必要な言語スキルをもっているだけでなく両言語のリーガルトーミノロジーに通曉しなければならず司法制度にも通じていなければなりません。

日本にも司法通訳人という制度があります。日本に在留する外国人で日本語を解さない人に対して国が費用を負担して司法通訳をつける制度です。全国に11,174人の司法通訳人が裁判所に登録されています。司法通訳になりたいと希望する人は裁判所に自己申告して裁判官の面接を受けます。特別の通訳試験などはありません。裁判所から支給される通訳料金は時給15,000円と高い時給です。日本司法通訳協会という協会があり司法通訳の生涯教育活動を行っています。

5. インハウス・コーポレート・リーガルプロフェッショナル

アメリカにACCA (American Corporate Counsel Association) という団体があります。ワシントンDCに本部事務局がある、会社法務部のカウンセル (弁護士) の協会です。アメリカの多くの会社が社内に法務部門をもって、弁護士資格をもつゼネラルカウンセルをヘッドに置いてコーポレート・ロー・デパートメントを編成しています。このコーポレート・ロー・デパートメントはゼネラルカウンセルの下に知的財産、会社統制、コンプライアンス (法律遵守)、労働関係などを分担するロイヤーとパラリーガル、リーガルセクレタリーなどで構成されています。アメリカのコーポレート・ロー・デパートメントは外部の法律事務所を利用することもありますが、会社の中の常駐の法務担当の部門として会社の日常の問題について法的なアドバイスをし書類をチェックし又法的書類を作成します。重要な案件については外部の法律事務所と打ち合わせこれに依頼します。会社内部でロー・デパートメントが扱うのは内の各部門の業務についての法的チェックとアドバイスです。営業部門については製造物責任や事業規制諸法の面からの法的チェックとアドバイス、人事部門については雇用契約や労働法制からのチェックと助言、研究開発部門については知的財産保護の面からの法的検討や助言を行います。会社の経営陣 (マネージメント) に対するアドバイス

は勿論です。会社が作成しなければならない法律的な書類、たとえば株主総会や取締役会の議事録などの諸書類を作成保管するのもこの部門です。

会社の法務の例をとってご説明しましたが、アメリカには会社以外にもいろいろな形態の法人 (病院や学校など) や機関 (州や連邦の機関など) が多く存在します。これらにも法律業務はあるわけで内部にロー・デパートメントが存在します。ロー・デパートメントに勤務する弁護士はインハウスロイヤーと呼ばれています。インハウスロイヤーの他にインハウスパラリーガルもいます。アメリカのインハウスロイヤーやインハウスパラリーガルはロイヤーやパラリーガルの全体の数の3割くらいと言われています。

日本の会社法務部門は、部の名前はともあれ (必ずしも法務部とのみ名づけているわけではありません)、上場企業の殆んどが法律部門を持っています。上場企業でなくても大手、中堅の企業は何らかの形で法務を担当する部門を持っています。これら法務部門を構成する担当者は、アメリカと違って、大多数が弁護士の資格を持っていません。日本は弁護士の資格者が極めて少ないので、企業は弁護士の資格がなくても社員を適宜選抜して法務部門に置かざるを得ないのです。多くの大企業では一流の大学法学部を卒業した人を配属しています。中堅企業では必ずしも大学法学部出身者と限ってはいませんが、オンザジョブで法律実務をマスターし熟練して仕事をしています。これら日本企業の法務部門の人達は、立派なリーガル・プロフェッショナルと言えます。アメリカと違って日本の企業の法務部員は、弁護士資格者と非資格者とわかれているわけではありませので、アメリカのようにロイヤーとパラリーガルに画然とわかれてはいません。全員が法律の仕事を担当しているのです。最近のようにグローバル化が進みますと必然的に会社の仕事が国際化します。会社の法務も英文契約書の作成交渉や海外拠点の展開を含め英文化国際化します。このような仕事には語学系や国際系の学部出身者が向いているわけで、このような人達はオンザジョブで英文法律文書や国際法律業務を修得していきます。このような人材は需要の高い分野の優れた人材ですから余人をもって換え難い人材ということになるわけです。インターナショナル・リーガルプロフェッショナルはそのような事情から日本では高

度の専門職であるわけです。求められている職種ですので収入も高く採用の条件も非常に良いようです。

6. インターナショナル・ロイヤー

前節までリーガルキャリアを広くとらえているいろいろなリーガル職種を紹介しましたが、最後のこの項で弁護士資格を持つインターナショナル・ロイヤーに触れることにしましょう。

アメリカのロイヤー（正確には州の弁護士会即ちバー・アソシエーションに登録したバーメンバー）になるためには、アンダーグラデュエートのカレッジ又はユニバーシティ（4年制大学）を卒業した後3年間のロースクールを卒業して州のバー・エグザミネーションに合格しバーに登録することが要件です。州のバー・エグザミネーションは選抜試験ではなく、最低限の知識の確認の試験ですからロースクールを卒業した全員が合格します。毎年5万人のロースクール卒業者が遅くとも何回かの受験（州によって年4回又は2回の試験があります）を経て州のバーメンバーとなっています。州のバーメンバーであるからと言って所属する州の法律だけを扱うわけではなく、州際（州と州の間）事業や他州の案件も扱いますし、アメリカ合衆国と外国との間の案件も扱います。もともとアメリカのロイヤーはインターステーツでありインターナショナルなのです。グローバリゼーションの進行により世界のビジネスが一体化し英語とアメリカンスタンダードがグローバル化した世界の基準となってしまいましたので、アメリカのロイヤーもその基準で仕事をし新しい法的インフラを築いています。世界中からアメリカのロースクールにロイヤーやロースチューデントが留学し、アメリカのロースクールはこれを受け入れています。またアメリカのロースクールもそのカリキュラムを大幅に組み替え外国の法律や事件を教科に取り入れています。アメリカはいまや世界のインターナショナル・ロイヤーの産出地となってしまったとも言えるのです。一昔前の日本とアメリカの貿易摩擦が激しかった時期に、日本からアメリカへの製品輸出に対抗してアメリカは弁護士を日本に輸出しようというジョークがありました。あのジョークが現実のものとなって来たとも言えます。

日本でインターナショナル・ロイヤーになるのは駱駝を針の穴に通すような至難な道です。日本全国で法学部を持つ大学は100大学でその定員は4万人ほどですが法学部は偏差値の高い学部の一つです。その法学部卒業生の中から法科大学院に合格して2年乃至3年間を学び司法試験を受験する資格を得るわけですが、その法科大学院（74校）の入学定員は全国の合計で7千人です。今年の司法試験合格者は1500名、2010年までの間に段階的に合格者が増えて行きますが上限は3,000名です。不合格者が蓄積して行きますので合格率は2割程度になるだろうと言われています。4年制大学の後3年間の法科大学院を経てやっと司法試験に2割が合格するのです。大学法学部入学に高い偏差値を必要とし、法科大学院入学（平均10倍の競争率です）と司法試験の二つの難関を突破して司法研修所（最高裁の付設研修機関です）に入り1年半の研修を経てやっと弁護士になれるのです。この間、厳しい競争にさらされて法律を学んで来たのですから弁護士には英語を学ぶ時間がありません。そこで若手の弁護士でインターナショナル・ロイヤーを目指す人達は、弁護士になった後、集中的に英語を学びアメリカのロースクールを目指すのです。この間の英語の学習やロースクール留学にも大変な時間とエネルギーとお金がかかります。インターナショナル・ロイヤーになるためには抜群の頭の良さに加えて長い勉強の期間と競争に耐える気力とそして莫大なお金がかかるのです。新人の渉外弁護士の年収1500万円時給5万円という数字の裏にはこのような投資があることを忘れてはなりません。

さて以上で成長するインターナショナル・リーガルキャリアの紹介を終わります。皆さんのそれぞれの持つ学歴や職歴、生活状況、投げ得る資金など、持てるリソースを自分で書き出して見ましょう。そしてリーガルキャリアを選択しスタートして見ましょう。きっと良い選択が発見できる筈です。

石田 佳治バベル翻訳大学院(USA)TMおよびバベル・トランスナショナルリーガル・プログラム・ディーン&プロフェッサー。専門は英文契約書作成、法律文書翻訳、アメリカ法、ロースクール留学カウンセリング。日本翻訳協会常務理事。(株)TCL研究所代表。神戸大学法学部卒業、商社法務部門、外資系企業法務部長を経て現職。著書に『リーガルドラフティング完全マニュアル』（バベル刊）ほか多数。

Legal Secretary

国際秘書でも法務分野に特化しよう！



竹内 博子さん



竹内 泰子さん

BILINGUAL LEGAL Assistant という仕事

International Paralegal

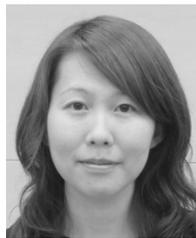
今、米国でももっとも急成長している職種だ！



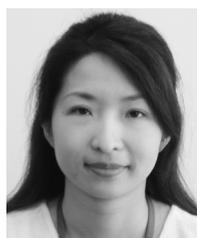
高橋のぞみさん



渡邊美砂子さん



内田久美子さん



史 嘩さん



高橋 美江さん



メイソン昌子さん

Legal Translator

専門性で時間単価の高い翻訳者になろう！



秋山 優美

(弁護士事務所在籍)

東京都出身。女子大学付属高校、短大在学中より、海外との仕事に携わりたく、貿易実務、タイピング、実務英語等を習得し、卒業後日系専門商社に入社。希望がかない貿易通関業務に従事。海外駐在員になるべく商社マンの登竜門としての機能もあつた部署にて、新人後輩向け通関書類作成等のトレーナーを経験。しかし、女性が継続勤務できないことを知り、夜間秘書養成コースへ通い、外資系に転職。以降10数年 米・英・独の外資系金融機関、メーカー等にてアドミニストラティブ・アシスタント、社長秘書等を経験。2005年より米系大手法律事務所在籍。

Legal Secretary

「私が考えるBilingual Legal Secretary」

秘書の仕事

外国法事務弁護士事務所と一般企業でセクレタリーを経験して思うことは、求められるスキルが違うということです。

一般企業の場合、勤務する会社のビジネスを知り、その組織の中での上司に当たるボスの役割、立場を理解してボスと共に仕事することが求められます。スケジュールの調整・管理をするにも常に何が優先されるべきか、ボスはどのクライアントやカスタマーとの関わりを大事にしているか等を知らなければなりませんし、社内会議では組織のヒエラルキー、人間関係を考慮した上で調整することが求められます。

秘書には色々な仕事がありますが、エグゼクティブアシスタントとして仕事をしていて、ボスが私に求めたことは、取引先マネジメントの方々と良い関係を構築してほしい、社内においては模範となって仕事をしてほしい、というものでした。つまり、最終的に上司のとりまく環境を理解して率先してボスの仕事をサポートし、回りの人々との調整していく外交的スキルが求められます。

一方、外国弁護士事務所の秘書は違います。通常セクレタリーは2-3名のロイヤーたちの仕事をします。リーガルセクレタリーに求められる一番重要な仕事は、まず文書の作成です。契約書、法的書類には決まったフォームがあり、その形式に基づく書類作成をしていきます。一つの案件で最終的な書類が完成されるまで、何度も何度も書類に手が加えられます。それを実際に入力作成していくのがリーガルセクレタリーの重要な仕事です。一般文書に比べて、かなり高度なドキュメンテーション作成スキルが求められます。

また、弁護士事務所では、その専門性から資格をもたない所員が直接外部のクライアントに対してサービスを提供するようなことはありません。つまり、セクレタリーがボスにあたるロイヤーの代わりにクライアントに対して案件の話をするということはないのです。担当するロイヤーがクライアントからどんな仕事の依頼を受けているかを知られることもあまりありません。

そういう環境下で、度重なる修正や書類作成に追われ、言われたことだけを毎日毎日繰り返していると、ともすると自分の担当しているロイヤーに対してサポート的な気持ちが薄らいでいくケースがあります。この時こそ要注意です。前向きに積極的に新しいことを学んで行こう、もっとスキルを身に付けていこうという気持ちがないと、仕事に対して惰性的になってしまいます。それはセクレタリーとして致命的です。担当ロイヤーが効率よく仕事をできるように常に考える姿勢が大事です。

ステップアップを目指して

リーガルセクレタリーとして仕事を続けていくならば、パラリーガルを目指して法律文書の勉強していくことも良いと思います。実際にパラリーガルになれるチャンスが訪れるかはわかりませんが、少なくとも毎日の入力修正から内容を理解していくことにより、更なる興味も広がり次へのステップにつながると思います。

またリーガルとはいえ、セクレタリーという職業についていえば、是非米国のCPS (Certified Professional Secretary) の資格を取得することをお勧めします。

CPSの試験は、1. Office Administration (秘書実務に直結した、ファイリング、会議、プレゼンテーション、文書作成、レポート調査分析の手法、ビジネスエチケット、等々) 2. Management (企業における人的資源、財務、時間の管理、経営管理、また円滑に実践するためのコミュニケーション) 3. Office Systems and Technology (コンピュータハード及びソフトの詳細機能、ネットワーク、システムセキュリティ、文書レイアウト、デザイン及び人間工学関連、等々) の3パートからなっており、セクレタリーに限らずビジネスパーソンとしてたいへん役立ちます。上級のCAP (Certified Administrative Professionals) はミニMBAともいえるべき内容で、大きな視点で組織、ビジネスを見ることができるようになります。グローバルな意識を持ち、更なる自分自身の成長を目指したいものです。

海外の資格を取る!

米国秘書検定合格法

セミナー

CPS

(Certified Professional Secretary)

CPSは米国に本部を置く世界最大のプロフェッショナル認定団体IAAP (International Association of Administrative Professionals)が広範なビジネス知識を問う試験に合格した者のみに与える国際秘書認定資格です。

アメリカ発のこの資格は全世界に64,000人の認定者を輩出しました。
今世界の6万人に負けず日本人の認定者が増えつつあります。
セミナーでは日本人合格者を招き“なぜCPS取得を目指したか”
そして“その合格の秘訣”を語ってもらいます。



2006年5月の合格祝賀会

■CPS受験対策通学コース

1月13日開講!

通学コースは給付制度の指定コースです

内 容

- 1.CPS資格の内容
- 2.日本人合格者の体験談
- 3.合格必勝法

●日 時 2006年12月8日(金) 19:00-21:00

●場 所 バベル六本木キャンパス

●参加費 2000円(先着10名様ご招待)

●共 催 BABEL UNIVERSITY CPS Institute / バベルスタッフ

申込はこちら→ http://www.babel.co.jp/cps/cps_taisaku.htm

CPS入学・受験説明会も実施中

受験対策からキャリアパスまで、じっくりあなたに合った受験計画にお答えします。

12月7日(木)
19:00-20:30

12月14日(木)
19:00-20:30

1月11日(木)
19:00-20:30

[CPS受験対策オンラインコース随時開講] 好評受付中 通学コースと変わらぬ内容で貴方を合格に導く!

■CPSの詳細はこちら→<http://www.babel.co.jp/cps>

バベル ユニバーシティ 東京校 www.babel.edu/paralegal

TEL:03-6229-2444 FAX:03-6229-2440 〒106-6004 東京都港区六本木1-6-1泉ガーデンタワー

Legal Secretary

キャリアデザイン

秘書から、翻訳、通訳
までこなしています

竹内 博子さん

PROFILE

私の場合、バイリンガルセクレタリーになるために何かをした訳ではなく、実際事務所に入ってから、業務・知識等を現場で学んでいきました。しかし、この職種に就くには、やはり英語力が必須であるかと思ひ、TOEICやTOEFLの試験は英語力の判断基準にもなると思ひ、できる限り受けるようにしていました。



CAREER PATH

- 2001年 成田空港にて、外資系航空会社の地上接客乗務員として勤務
- 2002年 日系の法律事務所にて、渉外秘書として勤務

LIFE STYLE

- ① **仕事のペース**：比較的自分のペースで仕事ができますので、自分なりに予定を立てて仕事に臨んでいますが、常勤の渉外秘書は一人しかいないため、緊急な翻訳及び案件等が入った場合には、残業を余儀なくされる時もあります。
- ② **休日の使い方**：映画を見に行ったり、近所の公園で本を読んだり、ゆっくり時間を過ごしています。
- ③ **趣味**：旅行、映画鑑賞、読書、音楽鑑賞等、好奇心旺盛なため趣味は多くあります。

1) 「Legal Translatorの道を選んだのは

— キャリアパスをふり返って」

英語を使いながら、専門的知識を身につけたいと思っていたため、法律英語及び法律知識が必要とされるバイリンガルセクレタリーを希望しました。前職では、語学を生かして働く環境にはありましたが、接客業であったため、英語を使うといっても、日常の会話や苦情処理が中心でした。バイリンガルセクレタリーというと、秘書色が強い印象を受けますが、実際は、バイリンガルセクレタリーとパラリーガルの境界線は、明確にはなっていません。バイリンガルセクレタリーから始まり、徐々にパラリーガル業務に携わっていくなかで、より専門的な知識を身につけて行きたいと思っています。

2) 「現在の仕事内容は」

秘書業務50%、翻訳・通訳業務50%の割合で仕事をしています。秘書業務としては、海外からの電話応対、外国法事務研究員（ペンシルヴァニア州弁護士）のスケジュール管理、海外の依頼者への請求書の作成、洋書の差し替え作業（法律が改正される毎）が主な業務になります。また、翻訳・通訳業務では、外国法事務研究員への日常業務上の翻訳・通訳（メールの翻訳等）、契約書及び裁判書類全般の翻訳（日→英 / 英→日）、契約書のリーガルチェック、海外の依頼者との打ち合わせでの同時通訳、裁判所における和解交渉時の通訳等、バイリンガルセクレタリーという枠には収まらないほど、様々な仕事に携わっています。外資系の法律事務所ですと、業務も細分化されていると思いますが、私が勤めている法律事務所は日系の法律事務所であり、外資系の法律事務所に比べ、より広範囲な業務を任せられていると思います。



法律学部出身ではなかったので日々の業務のなかで法律知識を深めています

3) 「仕事で楽しいこと、つらいこと」

やはり、一番苦しかったことは、法律文書に慣れることであったと思います。法律学部でもなかった私が、入所当初から英文契約書の翻訳を頼まれ、参考書を片手に葛藤していた日々が、昨日のこのように思い出されます。秘書業務といっても、前記のとおり翻訳・通訳を頼まれることも多く、法律英語に精通していない私にとっては、毎日が勉強でした。契約書に関しても、分野も形態も様々で、1行の文書の翻訳に何時間もかかったこともありました。しかし、上手く翻訳ができた時や翻訳を完成させた時は、それまでの苦勞の分、何事にも代え難い達成感があるのも事実です。通訳業務においても同様であり、会議中、自分が納得できる通訳ができた時には、大きな充実感を得ることができ、とてもやりがいがある仕事であると思っています。

4) 「勉強と資格」

まず、英語に触れるために、Japan TimesやNewsweekをできる限り読むようにしていますし、ニュース等も英語で聞くようにしています。また、英語の言い回し等、どうしても日本人の感覚ではうまく表現できない部分もあるため、海外の顧客との交信等を通して、ネイティブならではの文書や単語がある際は、必ずノートに控えるようにしています。法律面に関しては、分からない単語や

法律がある場合には、まず書籍やインターネットを使い、それでも理解することができない場合には、弁護士の先生に聞くなど、自分が納得するまで調べるようにしています。また、事務所内で各分野に精通した弁護士を講師とした勉強会が行われており、こういった勉強会にも積極的に参加するようにしています。

5) 「今後の目標は」

今後、目標としていきたいのは、キャリアアップを視野にいれ、より専門的知識が求められるパラリーガル業務にも携わって行きたいと思っています。現在も、翻訳・通訳業務を行っていますが、まだまだ法的知識が足りないのが現実です。現在、幸いにも、法律文書に触れる機会や打ち合わせに同席させて頂く機会に恵まれており、日々の業務のなかで、少しずつでも、自分の知識を深めていけたらと思っています。

Legal
Secretary

Legal Secretary

キャリアデザイン

法学部卒業後、受付事務から
スタートしました

竹内 泰子さん

PROFILE

私立大学法学部を卒業し、大学のゼミでは国際私法を専攻していました。2004年よりBabel Universityのパラリーガル専攻に在籍し、現在は第2学年にて英日契約書翻訳・金融法務翻訳講座等を受講しています。資格は、大学時にドイツ語検定や秘書検定などを取得しましたが、社会人になってからは、2004年に損害保険代理店上級資格、2005年にビジネス法務検定2級を取得し、現在は工作上必要な知識を身につけるため、証券アナリストの勉強をしています。



CAREER PATH

- 2001年 教育サービス会社の受付事務として勤務
- 2003年 損害保険会社の業務部門一般事務として勤務
- 2005年 ビジネス法務検定2級取得
- 2006年 証券系金融会社の法務コンプライアンス部門一般事務として勤務。

LIFE STYLE

- ① **仕事のベース**：日によって仕事量が異なるので、早いときは19時過ぎに帰宅しますが、遅いときでも21時までには帰宅するようにしています。
- ② **休日の使い方**：ショッピングに行ったり、友人とおいしいものを食べに行きます。また、ジムにも通い泳いでいます。
- ③ **趣味**：音楽鑑賞、読書。最近は映画の試写会にもよく行きます。

1) 「Legal Secretary (Assistant) の道を選んだのは —キャリアパスをふり返って—

私は、大学は法学部に在籍しておりましたが、大学卒業後は法律には全く関わりのない受付事務として働いていました。しかし、将来のヴィジョンに対して自分の中で迷いが生じた時期があり、本当にやりたい仕事は何だろうと改めて自分を見つめなおしたところ、大学時に法律の文献を調べたりすることが好きだったということ思い出し、企業の法務部で仕事をしたいと思うようになりました。ただ、法務部で働くには経験や語学力が必要なため、少し勉強してから応募してみようと思っていました。損害保険会社では、規定や約款を調べて照会に答えるという仕事をしており、法律的な文章に触れることも多かったのですが、やはり契約書などに関連した仕事がしたいという気持ちが強くなり、現在の仕事に就きました。

2) 「現在の仕事内容は」

現在は、証券系金融機関の法務コンプライアンス部門に勤務しています。仕事の内容としては、申請書類やデータの報告集計管理、会議・研修の資料作成、官公庁への提出書類の作成を中心に業務を行っています。また、金融商品取引法などの法令改正に対応し、法令に沿った社内規程や事務ルールの整備等も主な仕事になります。今までは一般事務的な仕事を中心だったのですが、最近になって日本文おおよび英文契約書のリーガル・チェックや、法令諸規則・社内規程の遵守についての法務相談の対応なども担当させてもらえるようになりました。

契約書のリーガル・チェックでは、他の部署が締結する予定の契約書について、事前にコンプライアンス上の問題がないか、法務リスクが生じないかなどを審査しています。また、法務相談では、社内でトラブル等が生じた際に、弁護士の見解を



今はアナリストの勉強もしています。そして将来はロースクールへ仕事の中でも多く学んでいます

求めたりすることもあります。

特に契約書の審査において、実際の契約書を教材としている(バベル翻訳大学院パラリーガル専攻)での勉強が、実務上とても役に立っています。

3) 「仕事で楽しいこと、つらいこと」

現在の仕事をするようになって、法律の知識はもちろんですが、業界の仕組み・用語など、様々な知識が足りないと思われ知らされる日々でもあります。契約書の審査という仕事では、締結予定の部署が起案した契約書を審査するのですが、当然のことながら締結予定部署の業務内容を把握していないと理解できません。そのため、自分自身で空いている時間をみつけて、他部署の規程やマニュアルを理解することが必要となります。また、法令も日々変わっており、改正前・改正後それぞれに対応していかなければならないため、毎日のように勉強する事柄が増えていきます。でも、日に日にいろいろなことを吸収していると自分で感じることができたり、担当を任せてもらえる仕事が増えると、うれしく思います。勉強したことがすぐに業務で役に立つことも多いので、その点では非常にやりがいを感じています。

4) 「勉強と資格」

現在、工作上必要な知識を身につけるため、証券アナリストの資格を勉強しています。また、パ

ラリーガル専攻も第2学年になり、第1学年で受講していた講義に比べると、内容も量もレベルアップしています。フルタイムで仕事をしていると、勉強時間の確保というのが一番問題になると思いますが、私は通勤時間の1時間半を利用して、プリントアウトした教材や参考書などを読み、予習や復習の時間にあてています。帰宅後は1時間程度、机に向かうようにし、少しずつ時間を確保しています。反対に、土日には集中してパソコンに向かい、講義を聴いたり課題を作成する時間として利用するなど、平日ではできないことをやるようにしています。私の場合、勉強していることがすぐに仕事に直結しており、相乗効果があるために負担に感じることなく勉強できるというのは、とても幸運なことだと思っています。

5) 「今後の目標は」

目下の目標は、パラリーガル専攻の講座を受講期間内に修了させることです。予定よりも少し遅れてしまいましたし、これから内容もどんどん難しくなっていくので、時間管理をしっかりと行って進めていきたいです。その後は、できれば米国のロースクールに入学して勉強してみたいと思っています。幸いにも法律を身近に感じながら仕事ができるという環境にいますので、現在の仕事の中で様々なことを学び、実務に即した知識と経験を身につけていきたいと思っています。

Legal Secretary

キャリアデザイン

エグゼクティブセクレタリー
を10数年経験して

秋山 優美さん

PROFILE

東京都出身。女子大学付属高校、短大在学中より、海外との仕事に携わりたく、貿易実務、タイピング、実務英語等を習得し、卒業後日系専門商社に入社。希望がかなない貿易通関業務に従事。海外駐在員になるべく商社マンの登竜門としての機能もあった部署にて、新人後輩向け通関書類作成等のトレーナーを経験。しかし、女性が継続勤務できないことを知り、夜間秘書養成コースへ通い、外資系に転職。以降10数年 米・英・独の外資系金融機関、メーカー等にてアドミニストラティブ・アシスタント、社長秘書等を経験。2005年より米系大手法律事務所に在籍。



CAREER PATH

1983年
～1988年 日系商社にて貿易業務

1988年
～2001年 外資に転出し、米系金融機関にてセクレタリー、英系顧問会社にてアドミニストラティブ・アシスタント、米系・独系メーカーにて社長秘書として勤務

2000年5月 米国の国際秘書資格CPS (Certified Professional Secretary) を取得

2004年11月 CAP(Certified Administrative Professional) を日本人として5番目に取得。

2005年5月 米国系弁護士事務所にナイトセクレタリーとして入所。現在に至る。

LIFE STYLE

- ① **仕事のベース**：ナイトシフトのリーガルセクレタリーの定時は普通5時(or 6時)～10時(11時)ですが、忙しい時は連日深夜2時、3時ということもありました。現在は9時半から平均7時頃までです。
- ② **休日の使い方**：スパやジム、ドライブなどで極力リラックスするよう心がけています。日々の仕事を忘れ、自分自身の内面を豊かに、人生の先を考える時間をもつようになっています。
- ③ **趣味**：パッチワーク、キルティング作りが趣味ですが、今はなかなか針を持つ余裕がありません。

1) 「Legal Secretary の道を選んだのは —キャリアパスをふり返って」

現在は他の業務に就いていますが、リーガルセクレタリーについてということなので、私がナイトシフトで働いた時の経験をお話し致します。

もともと一般企業でエグゼクティブセクレタリーとして十数年のキャリアがありました。事情で一時仕事を離れ、復帰する時にたまたま選択肢の1つとして、ナイトのリーガルセクレタリーのお話があったのです。

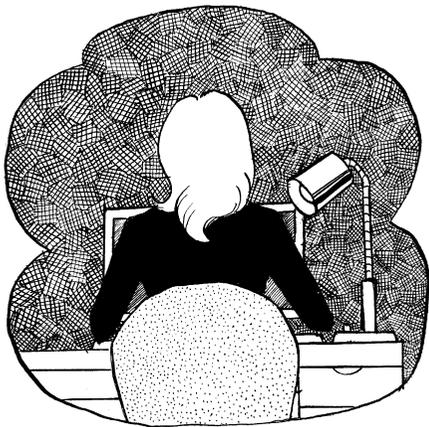
リーガルファームに関心を持ったのは5年ほど前、バベルユニバーシティのCPS講座を受講していた時、バラリーガルという専門性あるお仕事があることを知り、興味をもちました。自分のキャリアの幅を広げる意味とローファームをのぞいてみたいという気持ちが重なりました。(当時—2、3年前—は外資の一般セクレタリーは派遣採用がトレンドでしたので、やりがいに疑問を感じたことも重なりました)。

ただローファームで昼間普通に働く場合、法務関連のキャリアが求められます。リーガル分野がまったく初めての場合、経験を積む場としてまずナイトシフトにトライするという手もあるかと思っています。

2) 「ナイトのセクレタリーとは」

夜勤専門のセクレタリーです。地球規模で事業展開するため、昼夜の別なく稼働する国際法律事務所ならではの「セクレタリー」業務と言えるのではないのでしょうか。

リーガルセクレタリーの仕事は通常、ドキュメンテーションサポートが主な業務で、それは基本的にナイトの場合も同じです。異なるのは、昼間は担当弁護士のセクレタリーワークをしながら、大量の作業を秘書同士で分担してこなし(1



人のセクレタリーが複数の弁護士をサポート)、定時には退社できるのに対し、ナイトはごく少人数（私の場合は1人でした）で、残業している弁護士全員へのサポートを求められるため、終わるまで帰れないこともよくあります。アメリカの始業時間は日本の午後11時頃に当たるため、内外を問わずいきなり重要な電話がかかってくることも少なくありません。つまり昼間は協力体制があるのに対し、夜は1人で全てをカバーすることになります。

ナイトは、人間関係に煩わされることなく、孤独ながら、落ち着いて黙々とこなしていく仕事なので、ベテランの割と年齢の高い方が長く務められているとも伺います。また、昼間は勉強や、何かを目指しての活動などで働けない方が勤めているケースもあります。これからリーガル分野に進みたいが経験がなくて、という方は数ヶ月～半年ほど勤めれば、経験としてのきっかけを作ることできると思います。英語によるビジネスコミュニケーション能力と、かなり高度なパソコンスキル、コンピュータリテラシーは必須ですが。

3) 「一般のセクレタリーとリーガルセクレタリーの違い」

契約や訴訟等々、言葉の使い方一つで大変な利害の差が生じうるのが法務文書です。文書に始まり、文書に終わる一法務にとって文書はまさに命ですから、リーガルセクレタリーの業務の特徴もドキュメンテーションサポートの比重が極端に大きいということなのです。法務文書は10ページくらいから100ページに及ぶ物まで種々様々ですが、修正に修正を重ね、完成させていきます。日に3

～4回修正することもあり、修正履歴の管理はたいへん厳重で、リーガル専用のソフトがあるほどです。全ての案件にナンバーが振られ、膨大な量の文書を保管・管理する巨大なデータベースが主要拠点にあります。そこへアクセスして必要書類を取り出し修正を加えてまた保管するのも神経を使う作業で、これも国際法律事務所ならではの仕事でしょう。文書のスタイルの複雑さ 一条文の「～条～項～号……」という無限に細分化していく構造をまちがいなく、スタイル設定していくことが重要なポイントで、一般のセクレタリー業務にはないところです。

外国人専門家のハンドライティングによる直しも、まったく判読できなかつたり、用語も分からずあまりにも複雑に赤が入っていたりと、慣れるまでは一苦勞するところです。初めは「彼らはどういう目をしているのだろうか？」と思うほどで、一般社会の文書との大きな違いを感じます。

また通常一般のセクレタリーは社内全体のことに関わりをもって、他の社員とチームワークを共有する業務にも携われますが、リーガルセクレタリーは、専門家の文書作成のサポートにほぼ特化した仕事なので、そのような他者との一体感はありません。

4) 「仕事で楽しいことと辛いこと」

あくまで秘書レベルでのことですが、やはり複雑大量な修正をきちんと仕上げた時には、「やり遂げた」という達成感があります。たとえ翌日また修正が入ったとしても、その都度仕事が完結するのは気持ちのいいことです。

一方、寂しいのは、それがどうなったか分からないことです。固有名詞には通常コードネームが使われるので、タイピングしていても何の件なのか分かりませんし、進捗状況も知らされません。M&Aがらみは特にガードが厳重ですから、新聞に載って初めて「この件だったのか！」と驚くこともあります。ですが、この寂しい点は同時に、「いつか知り得る側に行きたい」という、キャリアアップを志向させる、精神上的のバネにもなり得ると思います。

Certified Professional Secretary

米国秘書資格 ●日本での試験実施／対策講座はBabel University●

CPS・CAP資格とは

CPS

- *IT知識(ソフト・ハード)
- *人間工学
- *オフィスコミュニケーション
(Oral,Written)、ビジネスレター
- *ファイリング管理
- *会計(P/L B/S)
- *マネジメント(経営理論、人事管理)
- *プレゼンテーション上記の広範な業務知識を持つオフィスプロに対して与えられる認定資格。

CAP

- 左記のCPSの業務知識に上級経営管理能力を加えたオフィスプロに対して与えられる上級資格。
- *経営戦略立案
 - *プロジェクト管理
 - *チーム統括・管理
 - *上級コミュニケーション
- *米国MBAのベース。

CPS資格は全米200以上の大学・短大で約30単位認定

CPS/CAP資格取得要件

CPS

- (5月・11月の第二土曜実施)
3科目の試験に合格
(注)初回は全科目受験
(注)科目ごとの合否判定
(注)最初の受験から3年以内

CAP

- (5月・11月の第二金曜午後試験)
上記3科目に『上級マネジメント』が加わる

実務実績

<学校教育><実務実績>

学位なし 4年以上

短大卒 3年以上

4大卒 2年以上

(注)実務実績は雇用先に証明してもらう。

試験シラバス

I. Office Systems & Technology (CPS&CAP)

150問 2時間

II. Office Administration (CPS&CAP)

150問 2時間

III. Management (CPS&CAP)

150問 2時間

IV. Advanced Organizational Management (CAP)

150問 3.5時間

受験資格・提出書類・受験費用

受験資格：高校卒業者 休職者も受験可能。

◆Application (願書)

- ★受験者本人が記入★
添付資料①最終校卒業証明
②職務経歴書

- *受験登録料 \$65
- *CPS受験料 \$200
- *CAP受験料 \$250
- *再受験料(1科目) \$75
- *CPSホルダーのCAP受験料 \$135

◆Job Function and Employer's Statement

- ★雇用主(上司)が業務実績を証明★
- *雇用期間の証明
- *10項目の業務内容証明
(秘書職に限らない業務内容)
- *特記すべき職務内容証明
(業務経験は合格後6年以内に証明することでも可)

Office Systems & Technology

I. Computer Hardware, Systems, and Configuration

II. Document layout, design, and reproduction

III. Software

- Usage
- Installation and configuration
- Types
- Troubleshooting

IV. Managing Physical Resources

- Equipment and supplies
- Ergonomics

Office Administration

I. Records Management

- Filing systems
- File management
- Filing rules and standards
- Security of records

II. Communication

- Verbal
- Written
- Rules of grammar
- Business etiquette

Certified Administrative Professional

米国秘書上級資格

<http://www.babel.co.jp/cps/>



IAAP World Headquarters,
Kansas City, Missouri(USA)

<http://www.babel.co.jp/cps/message.htm>

IAAPについて International Association of Administrative Professionals®

- * 60年を誇る世界最大のプロフェッショナル認定団体。
- * 世界中に600の支部を有する。
- * 1951年にCPS認定試験を実施。
- * CPS合格者 累計 約64,000人。
- * 2001年より上位資格、CAP認定試験を実施。
- * 現在のCAPホルダー 約3,800人。
- * CPS認定は米国約200の短大・4大で約30単位が認定されている。

International Association of Administrative Professionals®

Information...Education...Networking...it's all available through IAAP!

The International Association of Administrative Professionals (IAAP) is the world's largest association for administrative support staff, with over 600 chapters and 40,000 members and affiliates worldwide. For more than 60 years, IAAP has provided up-to-date research on office trends, cutting-edge publications, outstanding seminars and conferences, and **top-notch resources** to help administrative professionals enhance their skills and become more effective contributors to their employers.
[IAAP association mission](#)



IAAP

<http://www.iaap-hq.org>

Answers to frequently-asked questions
about membership

Management

I .Human Resources

Basic management principles
Recruitment and selection
Evaluation Legal and ethical issues
Job analysis Training
Compensation and benefits Record keeping

II .Accounting Procedures and Analysis

Accounting procedures
Financial statement analysis
Managerial accounting

III .Time Management

IV .Communication

Nonverbal Presentation techniques
Professional protocol Legal issues

Advanced Organizational Management (CAP Only)

I .Organizational Planning

Critical thinking & decision making Strategic planning
Communicating mission and values
Allocating resources

II .Advanced Administration

Mentoring and training Conducting research
Coordinating projects Delegating and empowering

III .Team Skills

Team building Team leading Group problem solving
Resolving conflict Conducting meetings

IV .Advanced Communication

Nonverbal Presentation techniques
Legal issues Professional protocol

求人サイドから

Legal Secretary

こんな人材求む

業務内容はまだ過渡期的

リーガルセクレタリの業務内容は、日本ではまだ過渡期にあり、その組織の主要業務や組織のあり方、あるいは、いかなる専門家、あるいは専門家グループを担当するかによって異なるのが一般的です。ただ、セクレタリに求められるコアなスキルセットは、他業種のセクレタリ業務の場合とさほど変わらないことが多いでしょう。ご本人に向上心があって、単なるセクレタリを越えて、パラリーガルの業務を志向される場合には大きく変わってきますが、通常は英日の外部・内部におけるビジネスコミュニケーション能力、そしてドキュメンテーションサポート力が求められるのが通常です。

大きい文書管理の比重

「ドキュメンテーションサポート」とは、まず当然タイピングスキルが中心ですが、ワードの能力だけでなく、情報処理のツールとして、エクセルが使い、さらにパワーポイント—こちらはグラフィカルなクリエイティビティがあると理想的です—も使いこなせる能力のあることが求められています。次に、これは実際、想像以上にたいへんな作業なのですが、ドキュメントの管理能力が重要です。ペーパーファクトリとも呼ばれるほど日々膨大な量の文書が創出され、それを管理するのがローファームです。ファーム内で共有される最低限の情報を化体した文書とは別に、個々の専門家が管理する膨大な量の文書があります。たとえば私の場合、記録しておくべきクライアントからのメールが週に1,000通に上ります。これらもクライアントに対するサービスの内容の重要な一部ですから、クライアントに対して管理義務があり、また内部の仕事の処理のため、何カ月後、何年か後にその文書が必要になる場合も多くあります。この意味で、いつでも必要な文書がぱっと出せるようにしておくには、相当な工夫が必要になります。

今月は

東京青山・青木法律事務所
ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所
(外国法共同事業)

事務所紹介

主力業務分野は、金融・証券、コーポレート/M&A、大型プロジェクト、税務、知的財産権・情報通信、紛争手続。38カ国に70オフィス、3400名以上の弁護士を擁する世界トップクラスであるベーカー&マッケンジーのネットワークを駆使し、質の高いリーガルサービスを迅速に提供。



弁護士 近藤 浩さん

代表パートナーであり、東京M&Aグループの責任者。大型M&A案件で国内外の企業にアドバイス提供。企業再編、証券取引規制、独占禁止法、労使紛争処理の分野にも精通。『合併・買収後の統合実務—シナジーを実現するPMIの進め方』など著作、講演多数。

やや特殊なセクレタリ業務として、請求書発行補助業務というのがあります。請求書の発行自体は基本的には経理部門の業務ですが、最終的にそれをどう依頼者に送付するかにはセクレタリも関わってきます。たとえば、近時、クライアントがサービス内容の明細を求める傾向が強くなっていますが、大型案件の請求書ともなると、その明細資料だけで相当分厚いものになります。これを分かりやすく、誤解を招かないよう整理するのは本来専門家でないとなかなか難しいところですが、セクレタリも専門家の仕事を間近で見るチームの一員として、補助をすることが求められます。これは専門家が提供するリーガルサービスの内容を理解したうえでの作業であり、一般の

セクレタリの仕事とは一線を画する例です。

膨大な量の事務を合理的に処理するため、セクレタリアルサービスを画一化するグループセクレタリアルという制度があります。大規模事務所にとってセクレタリのポジションは、組織のあり方そのものが関わってくるものであり、定型化した業務がかなりの比重を占める会計事務所などでは、かなりの程度でグループセクレタリアル制度が導入されています。このシステムの場合、一般的に秘書の仕事の範囲は明確で、電話取次ぎは専門のレセプションистが担当し、日本では秘書業務と考えられているお茶出しはジョブディスクリプションに含まれません。日本の国内外の法律事務所の場合も、グループセクレタリアル制度を取り入れているところもあるようですが、やはり個々の専門家との垂直的な関係が依然として主流です。

さて、当事務所が属するベーカー&マッケンジーの場合、フィリピンのマニラにドキュメント処理センターがあり、均質化した英文書類のタイピングやエディティング業務の一括処理をしていますが、日本のようなローカル言語の比重が大きい国の場合、十分にこれらの制度の活用ができません。また、個々の専門家の業務内容が大きく異なるので、セクレタリサービスを均質化し、プールのすることも難しいのが現状です。

キャリアチェンジも視野に

私は、セクレタリについて、十分なキャリアトラックが確保されていないことがいちばんの問題ではないかと考えています。セクレタリ自身の何らかのキャリアトラックを制度として保証することは大切ですが、それと同時に、セクレタリ以外の所内での職種転換の途も確保されていることが大切だと考えています。たとえば、パラリーガルを目指す方はまだ例外的ですが、そういう向上心のある方がもっと増えることを期待していますし、応援しています。私どもではそうしたキャリアチェンジを事務所として支援しており、セクレタリが夏休みに2カ月間長期休暇を申請して語学研修したり、パラリーガルになりたくて辞職し、米国に留学した例もあります。

PSL制度の導入、推進中

なおセクレタリの話とは多少性格が異なりますが、

私どもの事務所では弁護士とパラリーガルの中間的な業務を担うPSL (Professional Service Lawyer) 制度の導入を積極的に進めています。その宣伝を少しさせてください。これは、弁護士資格を持つが主に結婚・出産等の生活上の理由で、フルタイムでは働けない優秀な人材を有効に活用するためのシステムです。欧米では一般化していますが、日本ではまだほとんど事例が見られません。募集をかけても一般の弁護士が一般業務として応募してくるなど、システム自体がまだ認知されていない状況です。PSLは非クライアント業務を担当します。つまり直接クライアントとはコンタクトせず、パラリーガルよりもさらに専門家に近い位置で専門家をサポートします。所内で蓄積されたノウハウをみなで共有できるよう資産化するために標準化を行ったり、顧客向けニュースレターを作成するなど、工夫次第で多種多様なニーズが想定されます。これから司法試験の枠組みが変わり大量の弁護士資格保持者が出てきます。有資格者が生活上の理由でフルタイムで働けないからといって全く働かないことは、スキルの劣化を招く、たいへん残念なことです。それを防ぐ意味でも、当事務所ではこうした人材をプールし、より効率的な事業運営を進めたいと考えているのです。

ものを言うProfessional Service Firmでの経験

業務のさらなる効率化ということで、話をセクレタリの方にもどしますと、PSLがパラリーガルに近いと同様に、パラリーガルとリーガルセクレタリにまたがる部分の人材へのニーズも強く持っています。専門家の作業のベースとなる部分のサポートであり、資格の有無にはあまりこだわっていません。もちろん法務に関する基本的な理解と知識があることは理想的ですが、法務に限らず、Professional Service Firmでの就労経験があるとよいと思います。ローファームとはまぎれもなく、クライアント向けにサービスを提供する組織です。決して専門家が上の立場からクライアントにサービスするという関係ではありません。Professional Service Firmであるということがすべての基本であり、「誠実にサービスする」という姿勢を全所的に徹底させたいと考えています。(談)



求人情報ファイル

以下の案件以外にも多数の求人情報があります。
お気軽に以下をご覧ください。
<http://www.babelstf.co.jp>

外国法事務弁護士事務所 外国人パートナー付き秘書

●業務内容：

アドミ業務およびドキュメンテーション作成、タイピング、スケジュール管理、ファイリング、クロージング業務、タイムシートの管理、請求書作成等。

弁護士秘書経験あれば尚可。

TOEIC900点以上。

年齢：20代後半～30代前半

就業形態：紹介予定派遣

外国法事務弁護士事務所 アソシエイト付き秘書

●業務内容：

ディクテーションによる書類作成。ハンドライティングを読み、書類の校正。ファイリング業務、担当弁護士のアドミ業務等秘書業務

弁護士秘書経験あれば尚可。

TOEIC900点以上。スピーキング力重視。

年齢：20代後半～30代前半

就業形態：紹介予定派遣

外国法事務弁護士事務所 外国人弁護士の秘書

●業務内容：

英文ドキュメントのタイプアップ、スケジュール管理、出張手配、OutLookの整理、電話及び来客対応、メールの英訳・和訳、タイムカード入力、請求業務など英語力上級。留学、海外生活5年以上（最低3年）または海外の大学卒。

年齢：20代後半～30代前半まで

就業形態：派遣

外国法事務弁護士事務所 日本人弁護士付き秘書

●業務内容：

契約書作成、タイピング、ファイリング、請求書作成業務。担当弁護士のアドミ業務。

弁護士秘書経験あれば尚可。

TOEIC900点以上。

年齢：20代後半～30代前半

就業形態：派遣

外国法事務弁護士事務所 外国人弁護士の秘書

●業務内容：

ドキュメンテーション作成、スケジュール管理、タイムチャージの計算、請求処理、来客対応、ファイリング等。

英語力：中級レベル

年齢：20代後半～30代前半

就業形態：派遣

外資系金融機関の 社内弁護士秘書

●業務内容：

契約書作成、タイピング、契約書のファイリング、管理データ入力。担当弁護士のアドミ業務等。

弁護士秘書経験あれば尚可。

TOEIC900点以上。

年齢：20代後半～30代前半

就業形態：派遣



高橋 のぞみ

(さくら共同法律事務所 パラリーガル)

1986年東京女子大学英米文学科卒業後、時事英語関連の講座、バベルユニバーシティにて法律英語講座を受講。1997年、筑波大学社会人大学院（企業法学専攻）修了。同年、英国ケンブリッジ大学サマーコース（英国法制度）受講。また、1998年から3年間の米国滞在中には、ニューヨーク大学生涯学習コースで米国法制度、歴史等の講座を受講。

「私が考える International Paralegal という仕事」

(1) **パラリーガルという仕事** 従来、日本の法律事務所は弁護士と事務局の二重構造です。事務局は、呼び方は秘書であったり事務員であったりしますが事務職と、経理、総務、受付などです。パラリーガルはアメリカの法律事務所の制度を取り入れたもので、従来の法律事務所にはなかった新しい職種です。簡単に言えば、弁護士資格はないけれども、特定分野について専門性があり、その知識をもって弁護士を補助する仕事です。大きく分ければ、コーポレート・パラリーガル、ファイナンシャル・パラリーガル、登記実務専門のパラリーガル、翻訳パラリーガルなどがあります。法律事務はある意味特殊な分野ですので、従来型の法律事務所ですと秘書として長く仕事をされている方には、申立手続など実務的なことについて弁護士よりも詳しい方もいらっしゃいます。現状としては、このような方たちは秘書職として一括りにされているわけですが、最近では、パラリーガルという職種を置いて、専門性を認めて業務を担当させる事務所も増えてきているように思います。また、分野別のパラリーガルチームで業務を行う大規模事務所もありますが、弁護士20名前後の私の勤務する事務所ではそれほど余裕はなく、基本的にあらゆる分野について弁護士を補助します。

(2) **翻訳業務** 渉外案件においては、パラリーガルの仕事の一つに翻訳業務があります。規模の大きな法律事務所では、トランスレーターとして別の職種にされておられるところもあるようです。私にとっては、この業務が、パラリーガルとして一番専門性が発揮できる仕事です。

日本語に翻訳するためには、英米法など対象言語の国の法律制度や法律用語の知識が必要です。私の場合、翻訳する内容は英文契約書が多いのですが、他にも訴訟書類、会社関係、相続関係の書類など長短様々です。証拠として医学論文を翻訳することもあります。原文の誤植や用語の不統一など、翻訳しているときに気づいたことは訳注としてまとめて弁護士に伝えますので、翻訳作業には契約書のダブルチェックの機能もあると言えます。

逆に、日本語で作成された法律文書や訴訟書類などを英語に翻訳するには、日本法の知識が必要になります。日本の民法、民事訴訟法、商法、会社法、証券取引法、国際私法、破産法、刑法、刑事訴訟法などの基本的な理解が必要です。英訳したものは事務所のアメリカ人弁護士のネイティブチェックを受けます。法律翻訳はできる限り一字一句原文通りに訳さなければなりませんので、アメリカ人弁護士からみて英語として不自然な場合があります。そのときには、日本の法制度を英語で説明する必要があります。ですので、英語を使うという点でインターナショナルな業務でありながら、実は国内法の知識が必要な仕事です。

翻訳作業は、書いてあることをただ訳せばよいというものではありませんので、翻訳に必要なことを調べるリサーチ力も必要です。また、日本人に対しては外国法の、そして外国人に対しては日本法の窓口となるため、ひじょうに幅広い知識が求められます。

(3) **パラリーガルとして思うこと** あくまでも弁護士の監督・指示のもとですが、ある程度の業務を任せられますし、弁護士からの質問には自分なりの回答を用意しなければなりませんので、秘書業務をしていた頃よりも緊張感があります。往々にして弁護士の指示はやや突然であったり、言葉が少なめですので、ファイルを読んでその意味を理解し、さらに、自発的に参考資料を集めて提示するなど、自分なりに発展させることも必要です。その案件のなかで自分が何をすべきか自分で考えて動くようになりたいと思っていますが、なかなか難しいです。

International Paralegal

キャリアデザイン

法律事務所で翻訳することから
スタートしました

高橋のぞみさん

PROFILE

1986年東京女子大学英米文学科卒業後、時事英語関連の講座、バベルユニバーシティにて法律英語講座を受講。1997年、筑波大学社会人大学院（企業法学専攻）修了。同年、英国ケンブリッジ大学サマーコース（英国法制度）受講。また、1998年から3年間の米国滞在中には、ニューヨーク大学生涯学習コースで米国法制度、歴史等の講座を受講。



CAREER PATH

1986年 テニスイベント企画会社勤務。
1988年
1989年
1998年 民間の国際交流団体に事務職として勤務。外交問題関連のセミナー開催等の業務を行う。

2002年 河合・竹内・西村・井上法律事務所（現さくら共同法律事務所）に秘書兼翻訳者として勤務。のちに、翻訳を含めた渉外案件専任で業務を行う。

夫の海外赴任に伴い渡米、3年間滞在。

さくら共同法律事務所にパラリーガルとして勤務。また、現在、医療関係のNPO法人の登録ボランティア翻訳者。

LIFE STYLE

- ① **仕事のペース**：急な翻訳等の依頼で予定外の残業ということもありますが、期日が決まっているものについては比較的自分のペースで処理できます。
- ② **休日の使い方**：DVDに録りためた外国ドラマや映画をひたすら観るか、都内散歩、日帰り温泉つきドライブなど。
- ③ **趣味**：とくにこれといった趣味はないですが、映画をみるのが好きです。

1) 「International Paralegal の道を選んだのは —キャリアパスをふり返って」

私の場合、積極的にパラリーガルという道を選んだわけではありませんでした。大学卒業後、法律とは無縁の仕事をしていましたが、急に職場が閉鎖されることになり、その職場の関係者であった弁護士の方から翻訳のできる人を探しているというお話をいただいたのがきっかけでした。英文科出身で当時英語学校に通っていたとはいえ、正直なところ翻訳ができるというほどの英語力も法律知識もありませんでしたが、法律事務所での仕事は何となく面白そうだと思い入所しました。そのときに、法律翻訳ができるようになれば、専門性の面でいずれ役に立つかもしれないと思ったのですが、実際のところ、夫の海外転勤で一旦退職し、帰国したときには30代後半でしたが、幸運にも職場復帰することができました。

2) 「現在の仕事内容は」

一番多いのは翻訳業務です。内容は契約書や裁判所に提出する書証等様々です。また、日本語と英語で作成された契約書を読み合わせて、違っているところがないかなどのチェックもします。外国法律事務所と仕事をする案件では、事務的な連絡や、国内依頼者の署名が必要な書類があれば、その指示を依頼者に伝え、書類をとりまとめて返送する等中継ぎ業務をします。また、事務所のアメリカ人弁護士のために、日本語の資料を英語で説明したり、外国人依頼者の場合には、弁護士との会議に同席して通訳をすることもあります。外国法や文献のリサーチも仕事の一つです。国内案件は様々ですが、弁護士のために案件の概要をまとめたり、参考資料を集めます。会社の設立登記や外国会社の営業所登記、日銀、財務局等への届出などを扱うこともあります。また、弁護士が論



法律事務所です仕事を始めた当初は、英米法や英語の参考書、電子辞書には、かなり投資しました

文を執筆するときには、脚注のチェックなどをすることもあります。このように勤務している法律事務所が扱う案件は国内・渉外案件を問わず分野が広いので、様々な業務をする機会があります。

3) 「仕事で楽しいこと、つらいこと」

パラリーガルの仕事はスピードと正確さが求められるので緊張することも多いですが、得るところも多くあります。会議に同席すれば、何が問題で、どう解決するのかという弁護士の依頼者へのアドバイスが勉強になります。また、契約書の翻訳はいろいろな取引を垣間見ることができますし、たとえばバブルの頃は海外不動産売買契約が多かったが、今はIT関連の契約が多いなど、時代の動きを知ることができます。翻訳作業自体は無味乾燥な作業ですが、やり終えれば新しい世界が開けるような感じがあり、それまで聞き流していたニュースにも興味をもつようになります。少し変わったところでは、勤務している事務所は社会貢献活動として中国残留孤児やフィリピン残留日本人の就籍申立に関する業務もしており、翻訳した資料によって就籍が認められれば、人のお役にたててよかったと思うこともあります。

4) 「勉強と資格」

法律事務所です仕事を始めた当初は、とにかく翻訳に時間がかかりました。留学経験もなく翻訳者としては不十分な英語力を高めたい一心で英米法

や英語の参考書、電子辞書などにはかなり投資しました。日本語の法律用語を身につけられたのは、上司である弁護士の忍耐強い赤ペン修正のおかげです。社会大学院で法律を学ぶ機会が得られたことは、その後仕事にもひじょうに役立っています。日本法のみならず英米法や文献リサーチの方法なども学べたからです。専業主婦として過ごしたアメリカでは、英語との主な接点は新聞とテレビでした。それに加えて、日々の生活からも英語力がついたらしく、帰国してから仕事を再開してみると、以前に比べて英訳作業が苦ではなくなりました。最近は趣味と実益を兼ねて、刑事や弁護士ものの外国ドラマや二カ国語ニュースをなるべく英語音声で聞くようにしています。

5) 「今後の目標は」

今後は、金融、経済、会計の知識を増やして翻訳分野の幅を広げたいと考えています。また、私の業務には直接必要ありませんが、臨床心理分野にも関心をもっています。一見畑違いのようですが、最近よくニュースで取り上げられるように、刑事事件や少年事件にこの分野が関わっていることがあり、法律事務所としてもあながち無縁ではないように思います。どのような形にせよ、一緒に仕事をしてよかったと弁護士が思ってくれるようなパラリーガルになればと思います。

International Paralegal

キャリアデザイン

秘書兼トランスレータの仕事から 始めました

内田久美子さん

PROFILE

私の場合、特に法学部出身というわけではなく、秘書兼トランスレーターとしてこの道に入ったため、今年5月に法律の学校に通い始めるまでは法律の知識はほとんどありませんでした。法律事務所働き始めた当初はバベルの契約書英和翻訳IIをまだ受講している途中だったため、契約書の言い回しについて少し知識がある程度でしたので、トランスレーターとしてよりもむしろ秘書として採用された形でした。ただ、日本の事務所ではパラリーガルの仕事を秘書が兼任することがほとんどですので、パラリーガルに必要な知識はすべて仕事を通じて身につけました。



CAREER PATH

- 1996年 塾にて英語講師として勤務
- 1999年 販売代理店にて企画広報を担当
- 2002年 NPOにて従業員研修の教育コーディネーターとして勤務／常務理事秘書兼務
- 2003年 大阪の弁護士事務所に秘書兼トランスレーターとして勤務
- 2005年 米国の弁護士事務所にセクレタリー／パラリーガルとして勤務

LIFE STYLE

- ① **仕事のベース**：現在の部署では業務が集中する時期を除き、8時には帰宅しています。忙しい時期は夜中すぎに帰宅することが多くなります。
- ② **休日の使い方**：洗濯・掃除のあとは、映画や大好きな米国のドラマをDVDで見たり、翻訳や法律の勉強をしたりしています。
- ③ **趣味**：今は法律に興味があり、休みの日など時間があるときには勉強しています。映画・ドラマ鑑賞や水泳も趣味の1つです。

1) 「International Paralegal の道を選んだのは — キャリアパスをふり返って」

翻訳の仕事をしたかったことと、法律に興味があったことがきっかけとなり、この道に入りました。もともとは映像翻訳家になることが夢で翻訳の世界に入りましたが、映像翻訳ではとても食べていけない現実に直面し、翻訳者の需要が高い実務翻訳の道に進むことを考えバベルで契約書翻訳講座を受講しました。受講中に運良く弁護士事務所での秘書兼トランスレーターの職に就くことができ、現在に至ります。当時はIT時代の到来ということもあり、契約書翻訳は一見地味な印象があるためコンピュータのローカライズとどちらにしようか悩みましたが、人と人の社会では契約書が不要になることはないと感じたのでこの道に進みました。

2) 「現在の仕事内容は」

基本的にはアウトプットである契約書やその他の法的書面を作成することが仕事であり、そのために必要なインプットとしてリサーチを状況に応じて行っていくのが仕事です。

裁判所提出書面を始め、通知、登記や公正証書等に関する申請書類を作成し、実際の送付や法的手続を行ったり、契約書のプルーフリード（校正）を行うことが日々の主な仕事です。契約書や法的な書面には英語・日本語両方を必要とする場合も多く、必要に応じて翻訳も行います。

リサーチとはいわゆる資料・情報収集のことです。リーガルなリサーチの場合、根拠条文（法的判断をするための根拠となる条文）や判例を探したり、役所への提出書類について法務局等に電話や窓口で相談を行ったりします。数百も存在する法律や手続をすべて弁護士も憶えてはいないため、判断に必要な材料を集めるのがリサーチであり、



法律の知識をつけるために大学にも通っています。法律も翻訳も私には興味ある分野です。

パラリーガルの重要な仕事の1つです。

リーガルではないリサーチもあり、たとえば、会社の業務・サービス内容を調べたり、契約書内に出てくる技術用語を調べたりすることもあります。

3) 「仕事で楽しいこと、つらいこと」

楽しいことは、常に仕事を通じて新しいことを学べることです。書面の準備方法はもちろん、その根拠となる法令についても学ぶことができるほか、リサーチ等を通じてさまざまな知識を日々得られることがこの仕事の楽しいところだと思います。法曹界の仕事の性質上、クライアントからの依頼は1つとして同じものがないため、同じ作業の繰り返しであっても何かしら新しいことを学べるのは、この仕事の大きな魅力の1つです。

私は苦になりませんが、法曹界の仕事は細かい仕事の積み重ねですので、根気よくコツコツ作業するのが苦手な人にはあまり向かないかもしれません。また、せっかく作成した書面やリサーチ結果が一度も使われなくなることも度々あり、つらい思いをすることもあります。

4) 「勉強と資格」

今は法律の知識を深めるために学校に通っています。私は法学部の出身ではなく、トランスレーターとして法曹の道に入ってきたため、これまで

法律を勉強したことがありませんでした。そのため法律の勉強は独学ではなく、学校で学習することを選択しました。

英語力向上のためには翻訳のトレーニングを行うほか、積極的に英語の本を読んだり、英語の映画やドラマをDVDで鑑賞するときには字幕なしで観るように心がけています。

早く帰宅できる日や休日は法律の勉強や翻訳の練習をしたり、通勤時間を利用して関連書を読んだり、なるべく法律の知識を増やすよう努めています。法律も翻訳も私には興味のある分野なので、勉強を始めると半日ぐらいあっという間に過ぎてしまいます。そのとき興味のあることを勉強することが一番の学習方法だと思います。

5) 「今後の目標は」

法律の勉強を一通り終えたあとは力試しでロースクールの入学試験または司法試験の受験を考えています。フリーランスのトランスレーターになることも考えていますが、十分な法律の知識を身につけることが今の目標です。その先のことは知識がついたあと、ゆっくり考えたいと思います。

英語力については、翻訳のスピードと質を上げられるよう、トレーニングを積んでいきたいと思っています。翻訳の目標スピードは1ページを1時間で訳せるようになることです。

International Paralegal

キャリアデザイン

大学院で公法を研究しているうちに、むしろビジネスの現場に関心をもち始めました

史 暉^{ヨウ}さん

PROFILE

北京出身。高校卒業後、来日。東京・富山での2年弱の日本語学習を経て、名古屋大学法学部に入学、卒業。続いて一橋大学法科大学院にて公法（憲法）を専攻、香港基本法の研究で法学修士号を取得。来日当初日本語はまったくのゼロだったが、英語は高校時代の好きな科目で、大学時代に受けたTOEICは、確かなスコアは失念したが800点は超えていた。大学時代にはウェイトレス、通訳、中国語教師、映画宣伝などさまざまなバイトを経験した。すでに日本に帰化、来日12年目を迎えている。



CAREER PATH

2002年4月 大手科学機器メーカーに営業・法務兼任で入社

2004年7月 同社退社

2004年8月 東京青山・青木法律事務所にパラリーガルとして入所。キャピタルマーケットグループに1年間在籍した後、現在のメジャープロジェクトグループに異動、現在に至る

LIFE STYLE

① **仕事のベース**：朝は9時半に業務をスタートします。終業時間は状況によってまちまちですが、平均すると大体7～8時ごろでしょうか。

② **休日の使い方**：1日はしっかり休み、あとの1日は今単位取得中のLLMの宿題をしたりしています。

③ **趣味**：サスペンス系の洋画が好み（特にジョン・グリシャム！）。新しいレストラン巡りや旅行も好きで、年に一度は未踏の地に出かけます。

1) 「Paralegalの道を選んだのは —キャリアパスをふり返って」

初めは日本で弁護士になることを目指し、司法試験も1度受けましたが、やはり日本語ネイティブではないので大変厳しかったこと、また仮に受かったとしても「果たして依頼しに来る人がいるだろうか？」と思ったりして、結局あきらめました。大学院では公法を研究するうちに、現実社会とのつながりの薄さを感じ、自分が研究向きではないことに気が付き、就職することになりました。入ったのは技術専門商社兼メーカーといった会社で、営業をメインに法務を兼任しながらいろいろなことをさせてもらいました。その過程で「コーポレート」という社会の中の生き物に、自分もその一員としてさまざまな面から関わっておもしろさを感じ、コーポレート専門の法曹になればいい、その中では語学スキルを活かしながらカウンセラー、アドバイザーとしてやっていけるのではないかと思います、現在のローファームに移ったのです。

2) 「現在の仕事内容は」

10人前後の先生をアシストする仕事で、翻訳・リサーチ・ファイリング・クライアントとの連絡などいろいろな仕事をしています。セクレタリはほかにもいますが、私が行うのはセクレタリの仕事とは重ならない部分のものです。

いちばん多いのは翻訳業務で、全体の約半分を占めます。ごくたまに中国語が混じることもありますが、英語—日本語が基本で、英日と日英はほぼ半々です。リサーチはたとえばいまメジャープロジェクトグループにいますので、クライアントがある海外のプロジェクトの権益を買収したい場合、他にも競合者がいるかどうかとか、プロジェクトの具体的な内容、全体の投資規模などを調べたりします。契約サンプルを探したり、契約ドラフトのチェック(cross-reference)をすることもよ



将来は日系、英米系そして中国系クライアントの役に立ちたい
今はLLMを取得する勉強をしています

くあります。また、先生方がセミナーで講演されることがありますが、テーマに関連する資料を集めたりする仕事も含まれます。

3) 「仕事で楽しいこと、つらいこと」

プロジェクトの成就によって、自分がそれまで積み上げた様々な業務が実を結び、先生方の仕事の役に立ち、最終的にはクライアントの利益につながるのを目にした時、深い達成感を味わえます。自分なりに頭を使って仕事をこなし活躍できた時、大きな手応えとやりがいを感じます。それがいちばん楽しいことでしょうか。多少つらいなと感じるのは、クライアントや担当先生のスケジュールを最優先し、それに合わせて仕事の締め切りを決めることになっていますので、仕事量のムラが大きくなることです。翻訳の依頼が1度に集中した場合など、すべてを納期通りにアップするのは、相当きつくなります（どうしても無理な場合は外注に出すこともあります）。いまのところ翻訳の仕事が最も多いので、翻訳スキルが向上し、速くなれば一番いいのですが、翻訳者を目指しているのではないので、どうしてもそこにジレンマを感じてしまいます。

4) 「勉強と資格」

現職に就いたのと前後して、先生方と話すうちにLLMの取得を勧められ、現在ウィークデーの夜、週に1回、テンプル大学のロースクールに通って

います。授業は3時間（6時半～9時半）ですが、週末はレポートを仕上げなくてはなりません。24単位のうち9単位まで取得したところです。1タームは米国本土などの大学に通うという条件があるため、来年1月から3ヵ月間、無給休暇を取って行く予定です。英語は高校時代好きな科目だったこともあり、特別な勉強はしてきませんでした。来日当初、日本語は一言もしゃべれませんでしたから、日本語学習には必死で取り組みました。大学に入ってからは、各国の留学生との交流で英語を使う機会がありました。その頃受けたTOEICは800点は超えていましたが、確かな点数は覚えていません。テンプル大の入学は確かTOEFL230以上が条件のところ、250点くらいだったと思います。

5) 「今後の目標は」

LLMが取れたら、まずはアソシエートにキャリアアップし、契約書のドラフティングなど、よりクリエイティブな仕事をしたいです。中国の法律制度はまだ健全な状態に至っていませんが、一方最先端のものを取り入れている部分もあり、かなり特例的なシステムだと思います。まずはスタンダードなものをとということで、私の場合、日米の法を学んできました。ですがNY州での弁護士資格が取れた後には、中国法の理解も早くなるはずだと思います。将来的には日系・外資の視点を兼ね備え、中国系クライアントの役にも立てるのとは考えています。

中国ビジネスを視野に入れて

今、リーガルプロフェッショナルに求められるもの

中国法務コンサルタント 胡 健芳さん

PROFILE

BABEL UNIVERSITY Legal Program
講師。中国の復旦大学法学部、上
智大学大学院法学研究科博士後期課
程（商法専攻）修了（法学博士号取
得）、New South Wales University
ロースクールの客員研究員、上智大
学法学部助手を経て、現在、英語、
日本語および中国語を駆使し、大
学、JETROなどで講師として活躍
される一方、飯沼総合法律事務所
においても、中国法務分野でのア
ドバイザーとして活躍。



1 ビジネスのグローバル化——中国の現状

政治、経済、文化、人間の全ての活動がグローバリゼーションの真っ只中にあります。これはまさに世界の潮流です。ビジネスのグローバル化の大きな波は、中国をも確実に呑み込みました。中国は、2001年12月にWTO（世界貿易機関）への加盟を契機に、国境を越え、一気に無国籍化（国際化）し、世界のプレーヤとなりました。また、近年では、2008年の北京オリンピック、2010年上海万博会の開催に向けて、多くの外国企業は、中国の巨大市場におけるビジネスチャンスを狙い、大規模な対中投資等を行っています。分野としては、金融（保険を含む）、流通、リースなどのサービス産業が製造業以上に活発な動きを見せています。また、世界トップ企業500（欧米、日本、韓国などの多国籍企業）のほとんどが中国に進出しており、今後中国が世界のビジネス中心になるといっても決して過言ではありません。ビジネスのグローバル化は今後中国抜きでは語れないといってもよいでしょう。

2 中国とビジネスをする際に、中国法の知識や語学力を必要

ビジネスのグローバル化に伴い、新しいビジネ

スコミュニケーションのプロフェッショナルが求められています。法律の世界においては、複数の国の法律知識や複数の外国語を駆使し、異文化背景の知識などを活かすことができる国際的なリーガルプロフェッショナルを必要とされてきました。

しかし、ビジネスのグローバル化により必要とされる前述のような国際的なリーガルプロフェッショナルは少ないのが現状です。とくに中国とビジネスする際、渉外法律事務所や、多国籍企業などにおいても、中国法の知識や、中国語を駆使できる日本人は、英米法の知識や英語を駆使できる日本人よりはるかに少なく、また、中国法、英米法、日本法の知識を持ち、中国語、英語および日本語といった三つの語学を駆使できる日本人は更に少ないでしょう。対中投資を行うグローバル企業や渉外法律事務所にとっては、英米法や中国法または日本法や中国法の知識や、中国語、英語および日本語といった三つの語学を駆使できる日本人が最も必要になってきました。よって、英米法の知識や英語の語学力のみならず、中国法の知識や中国語の語学力は、ビジネスのグローバル化に伴い、ますます重要になってきたと思います。

3 リーガルプロフェッショナルの種類

前述のように、中国におけるビジネスチャンスを狙い、大規模な対中投資を行うことに伴い、グローバル企業や渉外法律事務は、国際的なリーガルプロフェッショナルを必要としてきました。このリーガルプロフェッショナルの種類としては、弁護士、パラリーガル、リーガルセクレタリー、企業法務人、および通訳・翻訳などが挙げられます。それぞれがそれぞれの役割を果たしていますが、なかでも、パラリーガルは、優れた語学力、翻訳力およびトランスナショナルな法律の知識で

弁護士など法律プロフェッショナルをサポートする職種で、渉外法律事務所のみならず、グローバル企業などにも広く求められています。ビジネスのグローバル化に伴い、パラリーガルという新職種は、ますます注目を浴びていくと思います。

4 リーガルプロフェッショナルに 求められるもの

一般的にいて、リーガルプロフェッショナルに求められるものとしては、①複数の国の法律知識、②複数の語学力、③異文化背景の知識です。リーガルプロフェッショナルの種類によって、その専門的な知識や語学力などに対する要求が多少異なってくると思います。また、弁護士の場合は、深い専門である法律の知識や語学のみならず、弁護

活動を行うための資格をも必要とします。パラリーガルの場合は、弁護活動を行わないもので、そのような資格までを要求しませんが、優れた語学力・翻訳力やトランスナショナルな法律知識を高く求められています。

いずれにしてもリーガルプロフェッショナルに求めるものについては、広く浅くはもうダメです。深い専門性が求められています。

グローバル化に伴い、リーガルプロフェッショナルとしては、英米法の知識や英語を自由に駆使できることは当然のことですが、中国ともビジネスを行うことを視野に入れると、英米法の知識や英語の語学力のみならず、中国法の知識や中国語の語学力も非常に重要であることを忘れてはなりません。

中文契約書翻訳講座 2007年2月開講！



講座内容：中国ビジネス進出にかかわる中国語契約書をテキストとし、契約文書の読解および日本語への翻訳技術を磨く。

対象レベル：中国語読解力は中級レベル、または初級レベルでも契約交渉の実績を持つ方。

講師：胡健芳（法学博士 バベルユニバーシティ講師 飯沼総合法律事務所勤務）

受講期間：4か月（最大在籍期間 8か月）

添削指導：4回

教材内容：1. 下記4つの契約書の中国語版と日本語版

2. 各契約書の音声解説と日本語解説書

- ① 国際売買契約書 ② ライセンス契約書
- ③ 労働契約書 ④ 合弁契約書

3. 「法律文書日本語表現ルールブック」

問合せ先 BABEL UNIVERSITY Professional School of Translation
TEL:03-6229-2444 e-mail:ipi@buc.babel.co.jp
〒106-6004 東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

求人サイドから

International Paralegal

こんな人材求む

パラリーガルは、弁護士と共に法律業務を担当しますので、パラリーガルの良し悪しによって、弁護士業務の効率が大きく左右されます。優秀なパラリーガルは、弁護士から厚い信頼を受けます。本稿では、インターナショナルパラリーガルに求められる主な4つの資質を説明します。

① **手続法のエキスパートになる。**パラリーガルに一番大切な法律上の資質は、手続法の熟知ではないでしょうか。法律は、大きく分けて実体法（法律の原則に関する部分）と手続法（法律の手続きに関する部分）があります。例えば、日本人にもなじみのある米国の移民法について考えましょう。ある依頼人が、（ここでは、Aさんとしましょう）米国現地法人で1年間技術者として働くために必要なビザの申請を依頼しました。弁護士は、米国移民法の原則に従いAさんに最適のビザを見つけ、前例を考慮しながらビザの関連書類等をドラフトしますので、法律原則に関する判断をしています。これが、実体法の仕事です。一方、パラリーガルは弁護士の指示に基づいて、米国移民局指定の書面にAさんや雇用主の情報を必要なルールに従って記入し、Aさんの写真が条件を満たしているかをチェックし、さらに、パスポート等の確認をします。すなわち、手続法上の仕事をしています。作成された書類は弁護士のレビューを経て、最終的には弁護士が責任を持ちますが、パラリーガルが手続き上の業務を上手くやればやるほど、弁護士の負担を軽くできるのです。

② **英語のエキスパートになる。**インターナショナルパラリーガルに必須な条件は英語です。いかに英語を上手く使いこなせるかが、パラリーガルの価値を決定するといっても過言ではありません。ビジネスに必要なコミュニケーションを誰の助け

今月は

カートン&マッコンキー 総合法律事務所 (USA)

事務所紹介

最低2年間の海外経験があり23カ国語を話す弁護士陣が、グローバルなネットワークを利用し、世界中で法律業務を提供している。



米国弁護士 山本寿賀さん

プロフィール：ブリガムヤング大学JD/MBA取得。商社法務室長、著作権管理会社取締役、電気通信会社法務部長を経て、カートン&マッコンキー総合法律事務所日系企業グループリーダー。米国弁護士

もなくできれば、インターナショナルパラリーガルとしては十分です。例えば、ライティングで言えば、ビジネスレターを問題なく作成できる程度でしょう。難しいように聞こえますが、実はビジネスレターは、一定のパターンがありますので繰り返し作成していれば、かなりのレベルまで能力を高められます。さらに、行間にニュアンスを出せるようになれば素晴らしいでしょう。私もよくクライアント、交渉の相手方、他の弁護士などへの手紙のドラフトを依頼する際に、これは少し柔らかいニュアンスでとか、内容は端的にかつ表現は丁寧になどと自分でも出来ないような注文をつけます。そのあたりを上手く理解しレター作成をで

できれば合格点です。

③ **文化・習慣のエキスパートになる。** インターナショナルパラリーガルは、国際弁護士を担当しますので、海外とのやりとりが多くなります。文化・習慣の違いによって、国ごとに仕事の仕方が大きく変わります。そういった違いが、交渉時の感情のもつれなどに発展しないとも限りません。正確に違いを理解して仕事をうまく進めるのが、成功の秘訣ともいえます。例えば、アフリカ諸国の弁護士との交渉の場面で、こちら側の都合で今週中（金曜日）には是非回答を下さいというのは問題があります。というのは、多くのアフリカ諸国では、金曜日は休日となっており、その日に期限を切って依頼するのは現実的ではありません。しかし、日曜日は平常通りに働きますので、日曜日までと依頼しておけば、こちらの仕事も週明け早々に取り掛かれるのでお互いに好都合です。最近案件が増えている、中国、インド、東欧、ロシアもそれぞれに特色がありますので、それらの国々の文化・習慣に慣れておくのも良いでしょう。

④ **気配りのエキスパートになる。** パラリーガルは、常に人を対象に仕事をしています。従って、どんなに①から③までの能力が卓越していても、対人関係が上手く出来なければ、最終的に合格とはいえません。これは、どのような仕事においても、立場や責任に関係なく真実です。例えば、クライアントからの電話が急に入ったとしましょう。弁護士への連絡は、通常困った問題がおきている場合が多いものです。しかし、アポなしの場合、弁



護士がつかまるとは限りません。何度も緊急の要件で電話をしても、「伝えておきます。」とか「現在会議中です。」だけでは何の助けにもなりません。そんなときに、クライアントの立場に立って対応できるかがポイントになります。例えば、「本日、弁護士の〇〇は終日外出しておりますが、必ず〇時までには連絡させるように致します。」とか、「今、会議中ですが、本人と連絡を取りますので、少々お待ち下さい。」等、クライアントの心中を察し、便宜を図れるようになれば、クライアントに喜ばれ、時には「是非このパラリーガルに担当をお願いします。」と言われたりもします。ここまでくれば、パラリーガル免許皆伝といえるでしょう。

いろいろと書き綴ってきましたが、本当に大切なのは仕事をエンジョイできるかどうかです。エンジョイできれば、必要な技術や知識も苦勞を感じずに自然と身につけていきます。皆さんもエンジョイしながらインターナショナルパラリーガルに挑戦してはどうでしょうか。



リーガル・リクルートメントサービス <http://www.babelstf.co.jp>

企業を取り巻くリーガルリスクは年々増加しています。

コーポレートガバナンスにおけるコンプライアンスをはじめとし、個人情報保護、環境問題や製造物責任法、企業の合併、買収など、常にそこにある”リーガルリスク” —リーガルリスクマネジメントは企業の最重要事項であり、法務部のリーガルマネジメント力が問われています。

バベルスタッフは急増する法務業務に即戦力となる法務人材のご紹介をしております。法務スペシャリスト、パラリーガル、リーガルセクレタリー、企業内弁護士の採用に関するコンサルティングサービスをご提供しております。ぜひ、バベルスタッフにご相談ください。

リーガル・コミュニケーションに対応する戦略的な人材・組織マネジメントをサポートします。



求人情報ファイル

以下の案件以外にも多数の求人情報があります。
お気軽に以下をご覧ください。
<http://www.babelstf.co.jp>

不動産部門担当パラリーガル

●業務内容：

申請、届出書類作成、準備、ファイリング、文書作成、リサーチ業務等パラリーガル業務一般。書類翻訳（日英・英日）含む。

外国法事務弁護士事務所

年齢：30代前半

就業形態：紹介予定派遣

知財担当パラリーガル

●業務内容：

知財関連の文書とりまとめ、提出書類作成等。判例リサーチ、レポート作成等。秘書的業務一部含む。

国内特許法律事務所

パラリーガル経験者。知財経験あれば尚可。

就業形態：紹介予定派遣

M&Aチームのパラリーガル

●業務内容：

デューデリのアシスタント業務
買収側の書類のリスト・アップ、整理、情報を関係各所に流す手配、終了時のバイブル作成。法学部卒。法務事務経験3年以上。

外国法事務弁護士事務所

年齢：20代後半～30代前半まで

就業形態：派遣

法務スペシャリスト

●業務内容：

法人企業の契約書雛型、及び契約内容に基づく契約書の見直し及びその評価

国内大手メーカー法務部

民法及び商法に精通している方。

法務部門又は営業部門にて法人契約に関する書面処理業務経験者。

法務実務経験3年以上

年齢：30代

ファイナンスパラリーガル

●業務内容：

有価証券報告書、企業情報の翻訳、有価証券届出関係書類の取りまとめ、英文ドラフト作成等。債券募集に関する開示書類の作成、翻訳、証券取引契約文書の翻訳等。

国内大手法律事務所

就業形態：紹介予定派遣

弁護士のサポートスタッフ

法学部卒。法律事務所での実務経験3年以上。

●業務内容：

法務事務、文書のレビュー、クレサラ処理、リサーチ業務。

国内法律事務所

就業形態：派遣

「インターナショナルパラリーガル 養成プログラム」

バベル翻訳大学院 (USA) インターナショナルパラリーガル専攻

翻訳、ドラフティングなどの法律実務能力とアメリカ法、日本法も同時に学び、国際ビジネスで法曹専門家をサポートするインターナショナルパラリーガルスキルを学ぶ。法学部出身でなくても法律の基礎から学びバイリンガルのパラリーガル、法律翻訳者としての実力を養成します。



インターナショナルパラリーガル専攻のカリキュラム

下記科目から60単位を修めて卒業。Master of Science in Translation of International Paralegalの取得

●1年次実務講座(各4単位)

- *英日契約書翻訳Ⅰ
- *英日契約書翻訳Ⅱ
- *日英契約書翻訳Ⅰ
- *日英契約書翻訳Ⅱ
- *訴訟文書翻訳(英日・日英)
- *リーガル翻訳文法
- *ドラフティング(議事録篇)

※英文契約書の読み方・基礎(2単位)

●2年次実務講座(各4単位)

- *ドラフティング(契約書篇)
- *日本法を英文で読む
- *英日契約書翻訳Ⅲ
- *リーガルリサーチ
- *日英契約書翻訳Ⅲ
- *英文特許明細書
- *金融法務翻訳(英日・日英)

●下記選択講座のアメリカ法・日本法は各2単位

- アメリカ家族法
- アメリカ合衆国憲法
- アメリカ・パートナーシップ法
- アメリカ会社法
- アメリカ刑法
- アメリカ不法行為法
- アメリカ代理法
- アメリカ民事訴訟手続
- アメリカ契約法
- アメリカ司法制度
- アメリカ担保保証法
- アメリカ債権回収法
- アメリカ銀行・銀行取引法
- アメリカ信託法

- アメリカ相続法
- アメリカ製造物責任法
- アメリカ破産法
- アメリカ知的財産法
- アメリカ不動産法
- アメリカ動産及び動産売買法
- アメリカ刑事訴訟法
- アメリカ証拠法
- アメリカ労働法
- アメリカ独占禁止法
- アメリカ流通証券法
- アメリカ証券取引法
- アメリカ行政法
- アメリカ税法
- アメリカ環境法

- 民法Ⅰ
- 民法Ⅱ
- 民法Ⅲ
- 民法Ⅳ
- 民法Ⅴ
- 民法Ⅵ
- 民法Ⅶ
- 日本国憲法
- 商法Ⅰ(会社法)
- 商法Ⅱ(総則商行為)
- 刑法
- 刑事訴訟法
- 民事訴訟法
- 民事執行法
- 知的財産法

インターナショナルパラリーガル・
法律翻訳者を目指す方へのカウンセリングを実施。

12月5日(火)
19:00-20:30

12月12日(火)
19:00-20:30

1月16日(火)
19:00-20:30



BABEL UNIVERSITY
Professional School of Translation

東京校

www.babel.edu/paralegal

〒106-6004 東京都港区六本木1-6-1泉ガーデンタワー

TEL:03-6229-2444

FAX:03-6229-2440



高橋 美江

まだまだ2年目駆け出し リーガルトランスレーター

勤めていた会社を辞めた後、在宅でできる仕事として翻訳が気になり始め、生活が落ち着き始めた頃からバベルのコンピュータマニュアル翻訳の講座で勉強を始めました。その後PSTについてお話を伺う機会があり、一念発起して入学を決意。もともとは出版翻訳専攻のつもりが、いつの間にか法律翻訳の魅力にとりつかれ、リーガル専攻になっていました。大学では日本文学専攻、卒業後の就職先はIT企業で、法律の知識は皆無に等しい状態でしたが、そのために却って学習内容を先入観なく素直に吸収することができたのではないかと思います。

Legal Translator

「わたしが考えるLegal Translatorという仕事」

「型」に様式美を感じる人、リーガルトランスレーター、おすすめです！

私は、翻訳を仕事として始めてからやっと2年になろうかという駆け出しなので、「リーガルトランスレーターとは？」など考えたこともなく、それこそ毎日必死でとにかく納期を落とすことのないように翻訳やチェックの仕事をするので精一杯です。

この仕事は私にとってどういうものなのか。今回、せっかくの機会をいただいたので、私なりに考えてみようと思います。

英語はずっと好きでしたが、話すことがあまり得意ではなく、また本を読むことが大好きですから、翻訳には興味がありました。しかし、どうして「リーガル」なのか。大学の専攻は日本文学です。大学卒業後の就職先はIT企業でした。考えていたのは出版翻訳で、法律分野の翻訳なんて、まるで頭に上ったことはありませんでした。

さて、実際に出版翻訳の勉強を始めてみて、痛感したことがあります。それは「私には日本語の文才がない」ということです。英文で書かれた小説を読んで、とてもすばらしい、優れていると感じた部分を自分で日本語にしてみると、全く別物になってしまうのです。ごくごく稀にうまく訳せたと思えることがあっても、いつも一定したレベルで訳せないのです。では、私にはどういった分野が向いているのか。そもそも、翻訳に向いていないのではないかとも思いましたが、諦めてしまうにはあまりにくやしかったため、他の分野も勉強してみることにしました。

まず、コンピュータマニュアルです。4年間とはいえIT企業に勤め、コンピュータについて基礎から学んだので、できるのではないかと思ったのです。しかし、だめでした。翻訳と併行して日経バイトなどの専門誌も読みながら勉強しましたが、あまりの進歩の早さに息切れしそうになってしまったのです。

次に、実は何と医学翻訳にもチャレンジしました。これは、人体のしくみから遺伝子の世界まで、勉強自体はとても楽しかったのですが、そこまでです。もともと理数系がとんでもなく苦手な私がついていける世界ではありませんでした。

その後、やはり出版翻訳への憧れを捨てきれず、性懲りもなくPSTで再度出版系の勉強を始めました。そこでたまたま出会ったのが「リーガル」の分野でした。

学習を始めた当初こそ、これまでで一番難しい分野であるように感じましたが、しばらく浸っていると、文書の形式や文章そのもののスタイルが心地よく思えてきました。もともと昔から英語や古文の勉強でも品詞分解が好きだったような人間なので、法律文書の「型」やルールの存在が私に合っていたのではないかと思います。

それから、法律そのものの性格もあるでしょう。法律はもちろん市民の生活に根ざしたものですから時代によって変化していきますが、それはITや医療の世界の変化ほどのスピードではありません。もちろん、企業の法務担当者や弁護士など、法律を使って自ら意思決定を行わなければならない人は、最新の法律知識が必要なのでしょうけれども、法律翻訳をする者にはそこまでの知識は必要ではありません。法律翻訳を基礎から勉強していても、それが実際に翻訳を行なうときに古くて使い物にならないということがないのです。

この法律翻訳における「型」と「変化の少なさ」の2点がきっと私に合っていたのではないのでしょうか。

法律翻訳の型が心地よくなった時点で、法律そのものにもぐっと興味を持つようになりました。PSTで日本法よりも米国法に先に触れてしまったので、日本法もきちんと勉強したいと思い、ビジネス実務法務検定試験や行政書士試験などにもチャレンジしています。そして法律の勉強をすると、法律翻訳もますます楽しくなっていきます。

私にとってリーガルトランスレーターという仕事は、忙しい日々の中でも自らもっと勉強したいという知的好奇心を掻き立ててくれる仕事、つまり、私にとって半ば趣味の域に近いところに存在する仕事であるように思います。

オンライン講座

国際派企業人のための 英文契約書の読み方・基礎



～初心者でもやさしく理解できる日本語解説書が音声とテキストで付いています～

講座概要・目的

国際ビジネスで使用される英文契約書を通して国際ビジネスの商慣習、法律知識を身に付け英文契約のための実務能力を身に着ける。

担当プロフェッサー：野口幸雄 (のぐちゆきお)

講義回数：8回

受講期間：4ヶ月(最大在籍期間 8ヶ月)

受講形態：インターネット学習



充実の教材

下記の教材①～④は専用サイトに掲載

- ①右記の8種類の契約書 (英文と日本語 各15ページ前後)
 - ・契約書はそのまま雛形としても使えます
- ②講義メモ (各講 約20ページ～50ページ)
 - ・初心者でも分かるように詳細かつ平易な日本語で解説しています。
 - ・だから自己学習でも安心。
- ③音声講義 (各講 約50分)
 - ・講師の経験をふまえた講義は教室授業そのもの。
- ④副教材 (郵送します)
 - 『法律文書日本語表現ルールブック』
 - ・法律独特の表記ルールを例文をもって説明。
 - 『英文契約書の共通条項の解説』
 - ・ほとんどの契約をカバーする26個の条項が例文とともに解説。

カリキュラム

講義で使う国際契約の種類—8種類

1. 秘密保持契約
Secrecy Agreement
2. 国際商品売買契約
Sale of Goods Agreement
3. 総販売店契約
Exclusive Distributorship Agreement
4. 商標ライセンス契約
Trademark License Agreement
5. 特許ライセンス契約
Patent License Agreement
6. 株式売買契約
Stock Sale & Purchase Agreement
7. 合併事業契約
Joint Venture Agreement
8. 米国不動産売買契約
Real Estate Purchase Agreement

▶▶▶ 詳細は<http://www.babel.co.jp/kokusai/> ◀◀◀

お問い合わせ：  **0120-894-344** ipi@buc.babel.co.jp

〒106-6004 東京都港区六本木1-6-1泉ガーデンタワー

Legal Translator

キャリアデザイン

正確さとスピードを併せ持つ
翻訳をめざしています

高橋 美江さん

PROFILE

勤めていた会社を辞めた後、在宅でできる仕事として翻訳が気になり始め、生活が落ち着き始めた頃からバベルのコンピュータマニュアル翻訳の講座で勉強を始めました。その後PSTについてお話を伺う機会があり、一念発起して入学を決意。もともとは出版翻訳専攻のつもりが、いつの間にか法律翻訳の魅力にとりつかれ、リーガル専攻になっていました。大学では日本文学専攻、卒業後の就職先はIT企業で、法律の知識は皆無に等しい状態でしたが、そのために却って学習内容を先入観なく素直に吸収することができたのではないかと思います。



CAREER PATH

- 1991年 IT企業勤務、営業部で営業支援SEとして働く
- 1995年 退社
- 2004年12月 リーガルトランスレーターとしての初仕事
- 2005年2月 TOEICスコア925
(PSTで毎日課題の勉強をしていただけて、PST入学前よりスコアが100以上上がりました。びっくりでした)

LIFE STYLE

- ① **仕事のペース**：夜12時就寝を目標にしていますが、なかなかそうもいきません。在宅での仕事は、日中は何かと雑事が入ってはかどらないため、夜にこなすこととなります。平均すると2時就寝でしようか。
- ② **休日の使い方**：週末に仕事が入ってなければ、子どもたちと出かけたり、家でのんびりしたりしています。
- ③ **趣味**：何といたって読書です。ノンフィクションは苦手な、ひたすら小説読みです。ペーパーバックも読みます。本屋さん大好きです。

1) 「Legal Translatorの道を選んだのは

— キャリアパスをふり返って」

リーガルトランスレーターを選んだのは、まったくの偶然に近いものでした。バベル翻訳大学院(PST)に入学した私は、かねてから憧れの出版翻訳の勉強をしていましたが、成績も振るわず、翻訳者には向いていないのではと思い始めていました。その頃選択科目でたまたま「契約書翻訳」を選んだことがきっかけで法律翻訳にのめりこみ、結局はパラリーガル専攻に変更するまでに至りました。

契約書翻訳の講座は、最初はあまりの難しさにげんなりしていたのですが、初めて触れる法律が徐々に面白くなり、16回の講義を終える頃には「私はこの分野には向いているのではないか」と思えるほどになりました。専攻を変えた後も、訴訟文書翻訳やリーガリサーチの講座など、課題は大変であるものの、楽しくて仕方がありませんでした。そして、このまま法律翻訳を続けていきたいと思うようになりました。

2) 「現在の仕事内容は」

法律文書の翻訳やチェックです。

翻訳エージェントさんから電話で仕事の打診が入り、スケジュールに問題がなければお受けすることになります。原稿はメール添付がほとんどですが、FAXや宅急便で送られてくることもあります。翻訳原稿はWordで作成して、メール添付で納品します。

翻訳文書の種類は主に契約書です。契約書はいろいろな種類のものがあり、また、あらゆる企業が扱うものですから、例えばライセンス契約一つをとっても、IT系、医薬系、金融系など多様で、法律用語以上にこういった専門用語の訳語選びに悩まされることも少なくありません。



できれば大学で法学士を取りたいのですが、時間の余裕もないので、現在は法律学習のペースメーカーとして、行政書士試験のための学習中です。

かりの政令や、結婚証明書、死亡証明書、履歴書等を扱うこともあります。訴訟文書は、PSTでの学習が非常に役立っています。英文契約書については一般の参考書もありますが、訴訟文書の翻訳を解説した参考書というのは見たことがありませんし、これを学ぶ機会是他ではちょっとないのではないかと思います。

3) 「仕事で楽しいこと、つらいこと」

契約書などの翻訳では、守秘事項を扱うのですからもちろん他の人に漏らすことは許されませんが、まだ一般には公開されていない情報を知ることがあり、密かに優越感に浸ったりしています。また、訴訟関連文書では当事者間の人間臭い応酬が堅苦しい法律文の裏に見え隠れするのが好奇心をそそられます。

つらいのは、やはり仕事でミスをしたときです。指摘を受けたときは、穴があったら入りたいくらいに恥ずかしく、情けなく思います。

また、契約書の翻訳は短い原稿がほとんどなので、納期も数日のものがほとんどです。納品前夜の時間がとても重要になり、つつい寝不足気味になりがちです。

他には、ふと気づけば1日中パソコンの前に座っているということも多々あるので、運動不足、目の疲れ、腱鞘炎気味になったりすることには気をつけなければと思っています。

4) 「勉強と資格」

とにかく法律関連の知識をもっともっと身につけていきたいです。金融法務、証券、不動産、知財関係などジャンル分けをしていくと限りがありますが、ビジネス法務を中心に法律の勉強をしていきたいです。できれば大学で法学士を取りたいのですが、時間の余裕もないので、現在は法律学習のペースメーカーとして、行政書士試験のための学習中です。今年の合格は無理かもしれませんが、学習する上でいい目標となっています。来年はビジネス実務法務検定試験の勉強もしたいと考えています。英語学習の面では、日本での日常生活で英語を使用するということがほとんどないので意識して接するようにしないと、あつという間に英文読解力が低下してしまいます。そこで、小説であれ仕事の法律文書であれ、英文に触れない日のないようにと心がけています。

5) 「今後の目標は」

まだ2年目のひよっこトランスレーターですが、依頼されたお客様にとってはそんなことは知ったことではありません。お客様にとって私は「翻訳のプロ」。その期待に応えられるようになりたい。正しい知識の裏づけのある、正確さとスピードを併せ持った翻訳、これが私の目下の目標とするところです。

法律知識をつけるといった点では、とりあえず、来年のビジネス実務法務検定2級合格を目指したいと思います。また、米国の証券法、破産法、不動産関連法などの勉強がしたいです。

Legal Translator

キャリアデザイン

ポストンで在宅翻訳を始めたのがきっかけ、
日英を売りにしています

渡邊美砂子さん

PROFILE

1998年11月、BABEL UNIVERSITYにて、英日法律翻訳通信講座受講開始し、1999年6月同校同コース終了。その後トライアルを数多く受け始め、合格する。資格は、実用英語検定準1級、TOEIC 880、高等学校教員第1種免許を有する。



CAREER PATH

- 1992年9月 カンタスオーストラリア航空・予約部・予約課入社
- 1995年1月 同社退職
- 1999年6月 法律翻訳者（主に日英）トライアルを受け始める。トライアル合格翻訳会社登録多数
- 2000年1月～4月 マサチューセッツ州ケンブリッジの環境問題専門のコンサルティング会社、Industrial Economics, Inc.の翻訳部に勤務（金融・会計・バランスシート、アニュアルレポート関連の日本語文書を要約し英訳する業務）
- 2000年6月 BABEL Corporationの日英法律翻訳者のトライアル合格（上位成績優秀者2名のうちの1名・BABELへ照会可）
- 2000年12月～現在 日本帰国、引き続き上記現住所にて実務翻訳業

LIFE STYLE

- ① **仕事のベース**：最近では早寝早起きを心がけ、朝から翻訳業務を始めます。能率が悪くなるとペースが乱れる事もありますが、時間を有効に使える朝型の生活が気に入っています。仕事を数本抱えていると悠長に構えて入れませんが（仕事が深夜に及ぶ事も有ります）。
- ② **休日の使い方**：普段家に閉じこもりきりなので、週末やお休みなどはなるべく外に出て人に会うようにしています。
- ③ **趣味**：映画は良く観ていますね（ただ、最近では脚本が良くないと食指が動きません。）旅行は小旅行・大旅行問わず好きです。また、音楽が好きで目当てのアーティストが来日するとライブコンサートに出かけていきます。仕事場と生活の場が一緒なので、非日常的な空間に身を置くのが一番気分転換になるみたいです。

1) 「Legal Translatorの道を選んだのは —キャリアパスをふり返って」

会社員を辞めてから法律学校で法律自体を学んでいた事があり、その後結婚してアメリカに住んだのをきっかけに自分の過去を振り返り積み上げてきたスキル全てを使って何が出来るかを考えました。アメリカに行っても仕事はしようと思っていました。普通に会社への就職も考えたのですが、住んだ場所はボストンで企業中心というよりはアカデミックな街。NYやLAなどに比べ、求人数や希望職種もあまり多くはなく、どうしようかと思ったところに、場所を選ばないし、在宅翻訳なら可能なのでは？と考えたのがきっかけです。大学時代に語学、その後法律を勉強したので、そのスキルをあわせて何が出来るかと。それで、その結果、法律翻訳者に行き着きました。周囲の環境が後押しした部分がありますね。

2) 「現在の仕事内容は」

仕事を始めた当初、英日は既にベテランに押さえられているだろうと予想したため、日英を売りにエージェントに営業しました。予想通り、日英を多く請けられるようになり、現在もその傾向は続いています。ただ、最近では英日のお仕事も多いのも事実です。やはり双方できるといいですね。双方に表現力の勉強になりますし。日本語は難しいな、と実感しています笑（英語がパーフェクトという意味では有りませんが）。専門はやはり契約書関係が多く、周辺部分のビジネス文書も多いです。また、変り種では最近では、某有名アーティストのブログの英訳なんていう仕事も有りました。音楽好きなので嬉しかったですね。やる気ならいろんなお仕事が体験できますよ。



需要の多い電気・電子・特許の仕事に興味を持ち、高専の電気電子科に通っています

3) 「仕事で楽しいこと、つらいこと」

基本的に仕事は好きなのであまりつらいと思ったことは有りません。実力があれば仕事がある、非常に分かり易い、風通しの良い仕事だと思います。自分の能力で食べているという自負がありますね。強いて言えば、やはりフリーランスの皆さんに共通する事だと思うのですが、仕事の波が予測できない事です。先方の内部の様子は見えにくいので、こちらでは仕事量が把握できないのがつらいですね。大概、来るときはドカン！と来る感じがします。でもお仕事はエージェンツさんに生み出していただいていますので文句は言えません！笑 なるべく相手の意向に沿うように心がけています。

4) 「勉強と資格」

私は大学時代語学を専攻し、後に法律を勉強しました。やはり専門を絞る事は大事だと思います。



そこそこ英語を出来る人は増えていると思いますし、そういう人たちと差別化を図るためにも「何かを極める」ことが大事だと思います。自分が秀でている何かをアピールすることが大事でしょう。需要の多い電気・電子・特許のお仕事に興味を持ち、数年前高専の電気電子科に通い始め、来春卒業見込みです。

5) 「今後の目標は」

やはり今までやってきた法律翻訳をさらに安定させ、同時にもう一つ専門を持ちたいと思っています。上述しました電気・電子・特許のお仕事で将来的に一人前になることが目標です。その後は出版翻訳なども経験してみたいですね。このお仕事は常に勉強、の姿勢が求められると思いますね。また世の情勢に敏感となり需要の多い分野を求めていくことも大事だと考えています。フリーランスで翻訳者というと何か暗いイメージもあるのですが私の周囲で成功されている訳者さんたちは皆さんとてもパワフル！物事に真摯でとても積極的なんですね。在宅でお仕事をしているとエージェンツさんとは電話応対がほとんど。電話でしか応対できない分、普通の人の数倍のパワーを相手に感じさせることがお仕事成功の秘訣なのかもしれません。

Legal Translator

キャリアデザイン

日中は通訳ガイド、帰宅して翻訳、
そんなスケジュールです

メイソン昌子さん

PROFILE

大学時代にベルリッツに1年通い、同時にバベルの文芸翻訳の通信教育を2年程度やりました。英検1級を大学4年で取得。大学院でロシア語をやったので一時それを仕事にするつもりだったのですが、就職先が非常に限られてしまうと気づき、やはり英語を、と当時英語系では最難関といわれていた通訳案内業資格に照準を合わせて勉強。主に新聞記事を日英、英日両方向で訳して勉強しました。資格取得後は各種の英語関係の仕事をしてながら日々これをすべて勉強、と思っています。



CAREER PATH

- 1992年 英検1級取得
- 1995年 大阪大学大学院 言語文化学修士取得
- 1996年 大学院博士課程を休学し英語の勉強に専念。
(その後単位取得退学)
- 1997年 通訳案内業資格(英語)を取得
通訳ガイド、エスコート通訳などの仕事を開始
- 1999年 警察通訳、法廷通訳も開始、資料などの
法務翻訳も始める
- 2000年 法務翻訳を本格的に開始。現在に至る

LIFE STYLE

- ① **仕事のペース**：上は幼稚園、下は今年生まれたばかりの赤ちゃんがいることもあり、日中はとにかくちょっと時間があけば仕事する、という細切れペースです。主な仕事時間は夜中です・・・
- ② **休日の使い方**：普段家に張りついているので努めて子どもと公園とか外に出るようにしています。晴れた日に家族みんなで植物園に行くのがいちばん楽しみです。
- ③ **趣味**：東野圭吾さんとか宮部みゆきさんとかが好きなので、暇を見つけては読んでいます。読んだらアマゾンのレビューを書くのがひそかな楽しみです。普段人の書いた文を訳す仕事なので自分で文章を書くのは楽しいです。

1) 「Legal Translatorの道を選んだのは

— キャリアパスをふり返って」

もともと大学が文系だったので、何か語学系の資格を持ちたいと思って最初は文系女子学生のご多分にもれず文芸翻訳家をめざしました。一時は同時通訳を目指したのですが、その後ロシア語に方向転換、が、あまりに就職先が限られてしまうのがやはりネックで、再び英語に照準を合わせました。学部学生の時とは考え方が変わり、人の発言をそのまま訳すより自分の言葉でいろいろ伝える仕事がいい、と通訳ガイドを目指して試験を受け、合格して仕事を始めました。が、結婚、出産を機に一日の拘束時間が長い上に、何日か続けて拘束ということもあるガイドの仕事より、空いた時間を有効に使える仕事と思い、だんだん翻訳にシフトしていきました。法務は最初専門的すぎて無理だと思っていましたが、そのため逆にまだまだ翻訳者の数が少ないので、出来るようになれば仕事が安定するのでは、と始めましたが、だんだん独特のやりがいにはまってしまい、現在に至っています。

2) 「現在の仕事内容は」

全体では翻訳8割、通訳業務2割ぐらいです。普段は観光客が集中する春秋にはガイド業務が増えて日中はガイド、帰宅して翻訳、というようなハードなスケジュールになることも多いのですが、今現在は赤ちゃんがいる関係で拘束が長いガイドは不可能ですので、警察又は弁護士会からの依頼を受けて検察庁や法廷での2時間程度で終わる通訳に限っています(翻訳者はほとんど家にいるのでたまに外に出て通訳をするのは良い息抜きになります) 翻訳の内訳は法務7割、他の分野(経済、コンピュータ、金融など)が3割ぐらいでしょうか。自分の翻訳の他に、夫が手がけている翻訳のチェックや調べものを



子どもの世話をしながらの仕事です

する仕事もあります。翻訳によっては文字通り訳すのは文法上簡単に見えても内容がさっぱりわからない、というような内容を含むことがあり、そうすると大学時代文学部だったのを呪いつつ (!) いろいろ調べなければなりません。もっともインターネットのおかげでかなりその点は楽にはなりました。かえって今まで知らなかった知識が増えておもしろいときもあります。

3) 「仕事で楽しいこと、つらいこと」

文芸翻訳を志したときは法律の文章なんて訳しても全然楽しくないだろう、と思っていました。が、始めてみてこんな事がなければ絶対読みたくなさだろう、というようなお堅い法律の文書を訳していると、時々とんでもない文章（1ページに句点1，2コというような長いセンテンスとか）にあたるのですが、そういう文を上手く文法を駆使しながら訳し上げるととても楽しいのです。元々パズルとかが好きなのですが、ちょうどまく数字などがはまったときと同じような喜びがあるといえればわかってもらえるでしょうか。文芸翻訳の場合結局どれだけ上手く訳せるかは最後はどこまでも文学的センス次第、というところがありますが、その点法務は正確さが命、着地点がはっきりしていますので。一方つらいことは、家でいつでも出来る仕事の諸刃の剣でもあるのですが、仕事場も家だし、生活でオンオフの区別が付けにくいこと。とくに今は

Profileの中でも書いたように子どもの世話をしながら細切れでノートパソコンを持ち運びつつ、また資料と子どもの折り紙がごちゃになったような環境で働いているので、余計にそう思います。出来れば将来的には何時以降は仕事をしない、という風に出ればなあ、と思います。

4) 「勉強と資格」

英語の勉強は今ほとんどon the job training状態、といえれば聞こえが悪いかもしれませんが、やはり仕事をひとつやるごとに、例えばインターネットで同じ形の元から英語で作成された契約書をサーチしていろんな表現方法をまとめて資料にしたり、訳しながら単語表を作ったり対応訳文表を作ったりで仕事の合間にそれを検討して次に生かす、という形が日常ではいちばんの勉強です。時間が空けば欧米で出版された法務翻訳の要点というような本を詳細に検討したりもします。また以前なら一切読まなかっただろう、と思われる自分の自動車保険の約款とかも気がつくと思文を考えながら読みふけったりしています。

また、先ほどもちょっと触れましたが、法務に関する知識以外に、経済、金融の知識が意外に必要なことも多いので（契約書でも複雑な土地の権利関係がでてきたり、とかありますので）普段の対応はとりあえずインターネットでのサーチで何とかすることが多いのですが、ちょっと本を読む時間があれば一応趣味の読書半分、後の半分はそういう分野の解説本を読んで知識を深める努力もしています。

5) 「今後の目標は」

今は法務を取り扱うエージェントを通して仕事を受けることが多いのですが、今後は研鑽を積んで日本のみならず海外の法律事務所から名指して指定を受けるぐらい（出来ればレートもこちらで指定したら問題なく通用するぐらい！）上手な翻訳者になりたいと思います。自分なりの目標としてはどんな種類の法務文書でも特になんの参照もいりません、すべて頭に入ってます、というぐらいこの分野に精通したいですね。

Legal Translator

キャリアデザイン

英訳60%、和英40%

くらいの割合で仕事をしています

検見川ハマさん

PROFILE

卒業したときに持っていた資格は教員免許だけでした。教師になるつもりでしたし、日本も高度成長期で、企業が今ほど資格を問わないのんびりした時代でした。その後、教師をふりだしに何度か転職し、就いた仕事との関連で夜間に司法書士養成講座、英文会計スクール、バベルの翻訳セミナーなどに通い、簿記や工業英語の通信教育も受けました。そのときは翻訳には直接結びつかないように思えた知識が、現在裏方として翻訳業務を支えてくれます。この間に簿記3級や翻訳検定社会科学部門1級の資格をとりました。



CAREER PATH

- 1970年 中学校、高校の英語教師
- 1975年 東京の外国事務弁護士事務所での商業登記業務
- 1983年 内外特許事務所での翻訳、特許業務
- 1985年 日仏の合弁会社で秘書、経理、翻訳業務。サイドビジネスに翻訳を始める
- 1990年 簿記3級取得
- 1991年 翻訳検定社会科学部門1級取得
- 1992年 合弁会社社長の帰国により、会社勤めをやめて在宅翻訳を始める

LIFE STYLE

- ① **仕事のペース**：朝9時前から夜10時ころまで実労7、8時間くらい仕事をします。
- ② **休日の使い方**：趣味のほか、たまった雑用の片付けに使います。
- ③ **趣味**：山歩き、演劇、映画鑑賞など。最近では、永井愛さんの「書く女」、映画では「カポーティ」が心に残っています。また、3年前に「パニーちゃんといっしょ」という喜劇小説をバベルのパブリッシング・クラブから出版しました。

1) 「Legal Translatorの道を選んだのは —キャリアパスをふり返って」

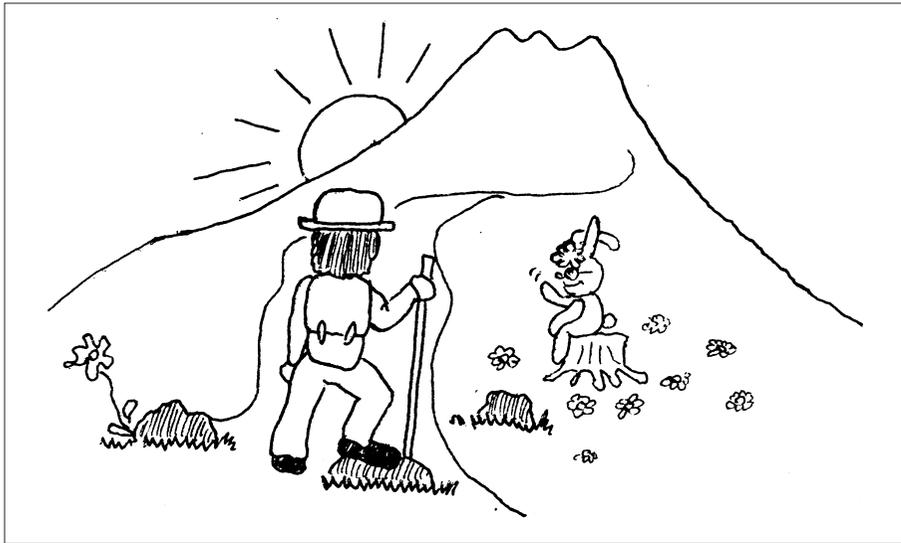
最大の理由は法律事務所で法務関係の文書にふれる機会が多かったことです。門前の小僧で覚えた知識がなければ、最初の一步が踏みだせなかったかもしれません。ただ、職場の知識だけでは偏るので、専門学校に通ったり参考書を読んだりして土台を固め間口を広げるようにしました。

翻訳を手がけるようになった直接のきっかけは、アメリカで10年暮らした友人と知り合ったことです。彼女は勤務のかたわら、さまざまな方面で自分の可能性を発展させて輝いていました。その積極性と多少のハツリ力に触発されて、私も職場と自宅の往復だけではない世界をもちたいと思い、新聞広告の翻訳者募集に応募したのです—自分から限界を引くことはない、採用するかどうかは相手が決めることなのだと言い聞かせて。

2) 「現在の仕事内容は」

英文和訳40%、和文英訳60%くらいの割合で仕事をしています。

社会状況を反映していて、最近は証券や金融関連の仕事が増えています。原語である日本語の意味から調べなければならぬこと珍しくありません。そのため作業時間の10~20%くらいはインターネットでの調べものに使います。時間がもったいないようでも、この手間を惜しむと翻訳の完成度がかなり落ちるため、調査は必須プロセスです。また、調べたことは結局、自分の財産となります。50~60%の時間を実際の翻訳作業についやします。ここで翻訳ソフトを使って単語や語句の訳語を参考にすることもあります。しかし構文を機械に認識させるほどはうまくは使いこなせないため、急ぐときは自分で入力するほうが効率的です。その後、残った時間を見直しにあてています。見直し



能動的な感覚を刺激して生きた英語を身につけようとしています
話したり書いたりして本を読むほうが、生きた知識がしみ込むような気がします

では誤訳や訳抜けを見つけるとともに、文脈との整合性もチェックします。翻訳中は一部分に集中するあまり全体像を見失っていることがあるからです。

3) 「仕事で楽しいこと、つらいこと」

楽しいことは、得意とする分野の仕事がきたときです。集中力が高まり無心に仕事に打ち込み、気がついたらずいぶん時間が過ぎていたのに、疲れを感じません。

つらいのはその正反対の場合です。依頼者からのおおまかな情報に基づいて引き受ける返事をするのですが、送られてきた原稿を見た瞬間「しまった!」と思うことがあります。しかし、いったん引き受けたものを断るわけにはいきません。仕事を引き受けた自分に腹がたち、プロレベルの仕上がりを達成できるかなど、雑念が、押し寄せます。仕事以前に、やる気モードにもっていくために自分と格闘です。妙案などはなく、普段よりも入念に調べものをしてコツコツと一語、一句、一行ずつ進んでいきます。それでも八合目ごろになるとゴールが見えます。そして頂上。送信ボタンをクリックして自分で自分をほめる—このときの解放感と達成感がなによりも楽しみです。

4) 「勉強と資格」

格別に勉強として心がけていることはありませんが、ラジオのビジネス英語講座は長年聴いてい

ます。また、1日に10分くらい英文を音読します。これらは英語のリズムを体で覚え、忘れないようにするためです。また、黙って仕事をする生活なので、口の周辺の筋肉が衰えるのを防ぐためでもあります。同様の目的で、ラジオやテレビで話されていることを繰り返すシャドウイングという訓練を以前はしていました。話す力だけではなく、聴く力も必要としますし、集中する習慣もつきます。スピードについていくのが大変ですが、短時間でいろいろな感覚や器官を使うので効果は高いでしょう。本を漫然と開いているよりも、話したり書いたりして能動的に感覚を刺激したほうが生きた知識がしみこむような気がします。資格を取得しても日々の手入れをしなければ実力はやがて衰えます。継続は力なり、だと思います。

5) 「今後の目標は」

法務関係の翻訳をしていると堅苦しい表現が身につけてきてしまい、自分のなかの大和ことばがだんだんやせていく実感があります。法務翻訳の場合は情報を正確に伝えることが第一ですが、読みやすさも大切です。また、今後は法務関係以外の分野も開拓していきたいので、言葉に託された筆者の想いをうまく伝えられるように日本語を磨いていきたいと思っています。そしていつの日か、訳していて楽しく、読んだ人の心も温まるような本を見つけて訳すことが夢です。

求人サイドから

Legal Translator

こんな人材求む

好奇心と緻密性 + 根気強さ

まず法務翻訳の中身についてご紹介しましょう。

ここに含まれるのは契約書や訴訟資料等に代表される企業法務文書、会社内の法律ともいべき定款や社内諸規程、さらには目論見書や株主総会招集通知など、周辺領域の文書です。そのうち、最も多いのが契約書で全体の7~8割を占めます。

周辺領域の文書の中で特に多いのが金融・財務がらみのものです。企業買収や合併、海外進出などビジネスの大きな舞台では必ず多額の資金が必要になり、資金調達に必要な文書が作成されます。社債要項やファンドの目論見書ができ、出資者が決まれば最終的にローン契約等の契約書が作成されます。当然、ここに翻訳の必要性が生じます。しかもビッグ・プロジェクトになる可能性が高いのです。

正確に理解し、的確に表現

当たり前のことですが、トランスレーターにとって大事なことは何と言っても、1に理解する力、2に表現する力でしょう。

正確に理解する鍵は、まずリーガル・リテラシー（もしくはリーガルマインド）です。背景となる事実やスキーム、法律等の知識をふまえた上で、法務文書で展開されている論理をつかみ、内容を読み取る力です。その際、知らないことを調べる力が非常に重要になってきます。法務文書の語彙と文体に慣れることももちろん重要です。

表現する力とは、文体をあやつる力です。法務文書にはそれぞれ文体があり、それを踏まえて訳し分ける必要があります。小説の文体と契約書の文体が異なるように、文体の違いを理解し、書き分ける能力が表現力ということになります。

これは資質に関するのですが、こういったこと

今月は

バベルトランスメディアセンター

会社概要

1977年設立。契約書や訴訟文書を始めとする法務文書、財務・IR文書などを中心とする翻訳サービスを提供。出版・メディア翻訳にも対応する。



森俊一（もり としかず）さん

プロフィール：1956年、東京生まれ。東京大学卒。
（株）日本翻訳家養成センター（現・バベル）に入社後、一貫して教育事業、翻訳事業に携わる。法務・財務文書と一般書籍を主に扱っている。

をおもしろいと感じられるかどうかということも大事だと思います。もしこうした事柄にまるで興味がなければ、根気の要る調べ物などを続けるのは難しいと思うからです。

法律や契約は世の中の根幹をなすものですから、これを理解することで社会のしくみや人間のものが見えてきます。たとえば裁判の判例は、刑事民事を問わず、その背後にある時代や社会を映し出しています。つまり判例を読むということは、その背景となる時代や社会、人々の価値観などを理解することにつながります。そのためには人間に対する興味というか、好奇心がとても重要です。専門知識ももちろん大事です

が、それ以前にもっと重要な資質があるような気がします。

しっかりした語学力と理解力をベースに、好奇心と緻密さと根気強さをもって進んでいけば、プロとしての道が開けてくると思います。

英日・日英の双方向で

仕事を受ける上で、英日と日英のどちらか一方を専門とする方もいますが、両方できるほうが仕事に有利なだけでなく、効率もよいと思います。つまり、和訳するためには必然的に大量の英文を読みますよね。その過程で頭の中にたくさんの英文が蓄積されているわけですから、英訳の際に非常に役立つはずです。その意味で、和訳の上手な方にはぜひ英訳にもチャレンジしていただきたいですね。

人の指摘に素直に耳を傾けられるというのも、大切な資質の1つです。よい点は汲み取るという姿勢。最初から完璧な人はいません。実際、できる人ほど他者の指摘から吸収し、1つ1つの仕事を通して成長していきます。

専門的な学歴や職務経験が必須というわけではありません。弊社の法務翻訳スタッフの約半数はそうした経歴のない方たちです。結局、「時間内に納品された、目の前の商品の品質」がすべての世界なのです。

スピードの重要性

納期の厳しい注文が多いため、質の高さと共に「スピード」もたいへん重要になってきます。法務や財務の文書は本来、外部には出したくない機



密性の高い文書です。しかし、あまりにも大量であったり、内容が難しかったりした場合に（ほかに第三者が訳すことが条件になっている場合もありますが）、外部に発注することになります。できれば内部で完結したいところ、どうしてもこなせない部分を翻訳会社に出すのです。ですから私どもが受けるのは、どうしても時間的な制約の厳しいものが多くなるわけです。フリーランスで翻訳の仕事をやっている方々には、この点はあらかじめ理解してほしいと思います。

法務翻訳の需要は、グローバル化の進展に伴ない増加傾向にあります。リーガルトランスレーターとして活躍されている方々は、年間を通じコンスタントに仕事をされており、その趨勢は今後も変わることはないだろうと思います。



リーガル・リクルートメントサービス <http://www.babelstf.co.jp>

法律翻訳—リーガルトランスレーターのご紹介、派遣サービス。

海外企業との合併、事業買収、合同プロジェクト、生産拠点の海外シフト、新しい技術の導入や海外取引先への技術供与。

新商品の開発やパテント政策、新たな取引形態への対応。

こうした企業活動のグローバル化に伴い、法務部では英文契約書の作成が急増しています。英文契約書の作成には、法律翻訳の知識をもった翻訳者が必要です。

バベルスタッフは、バベル翻訳大学院の法律翻訳コースの修了生をはじめとし、法律翻訳のスペシャリストをご紹介します。



求人情報ファイル

以下の案件以外にも多数の求人情報があります。
お気軽に以下をご覧の上、お問い合わせください。
<http://www.babelstf.co.jp>

大手国内法律事務所 リーガル トランスレータ

●業務内容：

日本語⇄英語の翻訳（日英・英日）

- ①決算報告書の英訳
 - ②有価証券報告書の翻訳
 - ③契約書の翻訳
 - ④財務・会計関連書類の翻訳等
- 法律事務所での翻訳経験者。

年齢：30代

就業形態：紹介予定派遣

大手国内法律事務所 リーガルトランスレータ

●業務内容：

日本語⇒英語の翻訳

- ①金融に関する契約書の日英翻訳
 - 匿名組合契約書約款、契約書の翻訳
 - 縁故債契約書の翻訳
 - 不動産証券化に関する翻訳等

年齢：30代

就業形態：紹介予定派遣

大手国内法律事務所 リーガルトランスレータ

●業務内容：

各業界の契約一般の日英翻訳。

法律翻訳の実務経験者。

年齢：30代

就業形態：派遣

外国法事務弁護士事務所 リーガルトランスレータ

●業務内容：

日本語⇒英語の翻訳

契約書、M&A関連文書の日英翻訳
翻訳実務経験者。

年齢：30代～40代

就業形態：派遣

外国法事務弁護士事務所 リーガルトランスレータ

●業務内容：

日本語⇒英語の翻訳

社内監査における文書の日英翻訳

翻訳実務経験者。

年齢：30代～40代

就業形態：派遣

外資系金融機関の社内翻訳者

●業務内容：

契約書、金融関連文書の翻訳。

外注先のコーディネーションおよび翻訳
の評価。金融知識要。金融・法律の実務翻訳経験
者。

年齢：30代～40代

就業形態：派遣



インターネット大学院で翻訳修士号を取る



バベル翻訳大学院 (USA)TM

<http://www.babel.edu>

MST (Master of Science in Translation)は翻訳ビジネスを起業するうえで必須の技術証明。これまで、経験のみで語られがちな翻訳スキルに、学習システムを導入し、学問としても、またビジネスとしても21世紀にふさわしい職業価値をつくりあげました。これから翻訳のプロをめざすかたには是非チャレンジしていただきたい資格です。

以下の4つの専攻があります。

- ★文芸&映像翻訳専攻 (第1専攻)
- ★ビジネス&マネジメント翻訳専攻 (第2専攻)
- ★テクニカル&サイエンティフィック翻訳専攻 (第3専攻)
- ★インターナショナル・パラリーガル翻訳専攻 (第4専攻)



バベル翻訳大学院 (USA) は、現代のディスタンス・ラーニングの中心国であるアメリカのアクレディテーション団体・DETCによってその教育品質が認定されています。

The Distance Education and Training Council

(Address: 1601 18th Street, N.W., Washington, D.C. 20009 / Phone: 202-234-5100)



バベル翻訳大学院 (USA) 日本事務所

Babel University Professional School of Translation

〒106-6004 東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー4F

☎ 0120-894-344 e-mail: coun5@babel.co.jp

バベル翻訳大学院(USA) カリキュラム紹介 (インターナショナル・パラリーガル翻訳専攻)

インターナショナル・パラリーガル翻訳専攻は、ビジネス・コミュニケーションの真髄である「翻訳技術」をベースに、日英両国語を理解し、日米両国の法律にも通じている必要があります。

弁護士をはじめとするリーガルプロフェSSIONALを支えるインターナショナル・パラリーガルならびに法律翻訳家の養成とLegal communication、 Legal translationの研究が目的です。

科学的に翻訳技法を学ぶ<基礎科目>、それぞれの専門性を明確にしてより深い翻訳技術やドラフティングの演習する<ジャンル別演習科目>、アメリカの新しい法律や判例をグループでいち早く翻訳する<Workshop>、<修士論文または翻訳修了作品>などが基本的なカリキュラムですが、このほかに米国法・日本法を理解する<トランスナショナル・リーガル・プログラム>があります。

<基礎科目>の例

● バベルリーガル翻訳英文法

「バベル翻訳英文法」をリーガル分野の英文に適応したもので、英文法の枠組みに則り、日本語への変換が困難な英語の構文の翻訳に習熟するとともに、日本語の法律文章の基本をマスターする講座です

<ジャンル別演習科目>の例

● ドラフティング講座 (契約書篇)

インターナショナル・パラリーガルはもちろん企業法務部部に最終的に求められるスキルは、このドラフティングの力です。日本で初めて本学が完成させた「ドラフティング完全マニュアル」は、ある法科大学院がテキストとして採用し、多くの企業法務部が購入しています。

他の専攻の詳細は以下の専用サイトをご覧ください。

<http://www.babel.edu/>

だから私は入学しました

好きな英語と最高の技術で社会に貢献したい

スクールネーム Yoshiさん (インターナショナル・パラリーガル専攻)

動機は、(1)好きな英語を最大限に活かせる仕事で社会に貢献したい、(2)プロとしての技術を修得し、プロとしての心構えを作りたい、の二つです。一流のプロは、技術を持っているだけでなく、自分の能力を最大限発揮して最高のサービスを提供することで、社会に貢献するという使命を持っています。そのために自分を常に向上させる必要があります。英語は自分が好きなことですから、向上し続けるための努力をする自信はあります。翻訳技術とともに、自己管理能力もあわせて修得していきたいと思います。

海外で通用する資格を取得したい

スクールネーム Kyono Hanakoさん (インターナショナル・パラリーガル専攻)

現在、大学の非常勤講師と在宅翻訳を仕事とし、充実した生活を送っています。でも、仕事をしている以上、常に上を目指して成長を続けていかなくてはならないと思います。海外でも通用する資格の取得。これが私の目指すものです。海外との交流がますます増える中、単に語学知識というのではなく、実際に何らかの国際プロジェクトを推進していく上で役立つ国際的な法律知識を習得し、そういったプロジェクトに参加したい、というのが私の希望です。

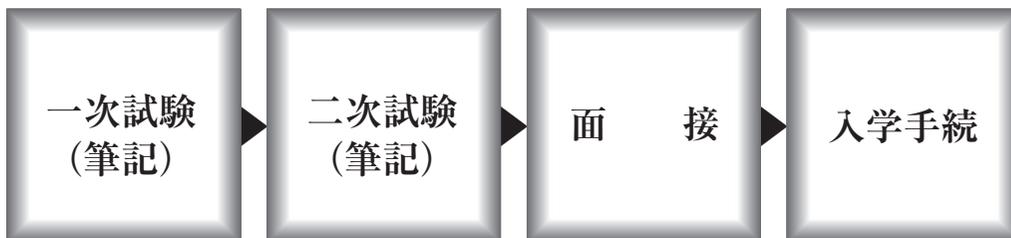
受験無料

力試しに一次試験を受験してみませんか？

試験添削と講評をつけてお返しします。
あなたもチャレンジしてみませんか。
<http://www.babel.edu/>

バベル翻訳大学院 一次試験(翻訳力診断) 法律翻訳(第4専攻) 試験問題	
単科受講をご希望の方も、レベルチェックとして活用してください(ぜひ力試しに)。 添削答案と学習アドバイスをご返送いたします(無料)。	
今回のポイント	
法律行為を意識し、全体構造を掴みましょう	
	分野を問わず、翻訳作業は、先ずは、原文を読み、その意味を理解するという手順から始まりますね。法律文書、例えば、契約書においては、その条文の趣旨や法的場面を掴むことが出発点となります。ところが、修飾文句がやたらに多い条文では、これが、中々厄介な作業となります。しかし、素することはありません。英語を学び始めた初学者の時代に戻ればよいのです。そうです。条文の趣旨を掴む最良の方法は、英文法類型、例えば、主語+動詞+目的語を掴むことなのです。
	講師  清水和子
つまり、この類型には、法律文、或いは契約書の起案者、契約当事者が必要とする「誰が何を何した」という要素のすべてが含まれているからです。例えば、「Seller delivers the Products」から「S+V+O」の構文を読み取れば、それは同時に、一方当事者が契約書中に規定された製品を(相手方)に「渡す」という法律行為を理解することになります。そのことを意識するために掲げたポイントが、「法律行為を意識し、全体構造を掴みましょう」です。今回は、この基本ポイントに加えて、米国修正模範事業会社法(Revised Model Business Corporation Act)から条文を引用し、文章全体の流れを掴むと同時に「米国会社法の一端を知る」、ようしてください。	
問題1	
The corporate existence begins when the articles of incorporation are filed.	

▶▶ バベル翻訳大学院 入学までの流れ ▶▶



どなたでもご応募いただけます。短い文章で基礎力をはかります。添削指導付。(専攻希望分野の試験)

大学院への入学希望者は、長文を訳す二次試験に進みます。(共通試験)

将来の目標や学習プランについて、専任のコンサルタントと話し合います。(遠方の方は電話試問)

「入学書類提出」と「学費のお支払」。いよいよ翻訳大学院生活のスタートです

お問い合わせは



バベル翻訳大学院 (USA)TM 日本事務所
Babel University Professional School of Translation

〒106-6004 東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー4F ☎0120-894-344 e-mail:coun5@babel.co.jp

「キューティ・ブロンド」

リーガルキャリアを目指す女性にとって、とても参考になる、そして楽しい映画です。ファッションも楽しいし人生を前向きにさせてくれます。アメリカのロースクールの事情もよくわかります。

石田 佳治



映画題名：キューティ・ブロンド(原題名 Legally Blonde)
2001年 米MGM社提供
製 作：マーク・ブラット&リック・キドニー
監 督：ロバート・ルケティック
脚 本：カレン・マックラー・ラツ&キルステン・スミス
出 演：リーズ・ウィザースプーン
ルーク・ウィルソン
セルマ・ブレア
マシュー・デイヴィス
ウィクター・ガーバー

● ストーリー

ロサンゼルスで長最高級住宅地ベルエアのお嬢様エル・ウッズ（リーズ・ウィザースプーン）が主人公です。エルは南カリフォルニア大の3年生、ジュエリー・デザイナー志望のブロンド美人、学園祭クイーンにも選ばれソロリティ（女子学園友愛会）の会長も務める社交家です。美容整形医の父親と画廊経営の母親と超リッチな学生生活を送っています。恋人はハンサムな同級生ワーナー・ハンティントン、東部の名門ハンティントン家の

出身です。西海岸の青春を楽しむために南カリフォルニア大に来たのです。三年間をエルと楽しい恋人関係で過ごした二人です。

ルンルンの生活を送ってきたブロンドお嬢様のエルにショックな事件が起きます。ボーイフレンドのワーナーが東部に帰ってロースクールに進学すると別れ話を持ち出して来たのです。ハンティントン一族の金と地盤を使って将来は政界に進出するためのようです。更にエルが傷ついたのは「もうブロンドと付き合うのは止めにする。もっと真面目な娘を探さなければならないんだ。」と言われたことです。アメリカではブロンドガールは少しIQが低いと思われており、上院議員を狙うにはブルネットの真面目な娘を奥さんにしなければというわけです。ワーナーは東部の家族から洗脳されたのです。

友達のセレナとマーゴットに慰められ励まされてエルは立ち直ります。ボーイフレンドのワーナーを追っかけてハーバード・ロースクールに入りワーナーを取り戻そうという作戦です。あの難しいハーバード・ロースクールです。

エルは難しいLSAT（ロースクール・アドミッション・テスト）を最高点で突破します。LSATの論理パズルはパーティー運営で参加者の席の配置に手腕を発揮したエルにとってお茶の子さいさいでした。ハーバード・ロースクールの教授会はエルのユニークさを買って入学を許可します。

ハーバード・ロースクールに入ったエルはがり勉強のロースクール学生の中では全く浮いた存在でした。ピンクのドレスにピンクのノートパソコン、ピンクのペンを持って授業に現れたパービ一人形風のエルを見てクラスメートも教授も唖然

とします。エルのクラスには特別縁故推薦で入って来たワーナーがいます。東部の名門家庭のお嬢様で超真面目な（ださいオールドファッションですが）サラ・ノッティンガムもいました。ワーナーはエルに、サラを自分のフィアンセだと紹介します。ファッションと言動でクラスから浮き、ワーナーからサラをフィアンセだと紹介されて落ち込んだエルですが、持ち前のポジティブ思考で立ち直ります。積極的にエルを助けるクラスメートのユージニア・イキリアスや現役の敏腕弁護士クリストファー・マイルズなども出て来ます。エルは難しい法律の授業と試験を突破して行きます。

全米の注目を浴びたブルーク・ヴァンダーマークの夫殺し事件の弁護を引き受けたマイルズ&スロカム法律事務所がロースクールのインターンシップ生を募集して、エル、サラ、ワーナー、ユージニアの4人が選ばれます。エルは証拠集めに、弁論準備に活躍します。公判の主任弁護人はクリストファー・マイルズ弁護士です。公判の緊迫した証人尋問にマイルズ弁護士の特別なはからいで証人に対する尋問を許されたエルは大成功をおさめます。

● みどころ

セクシーな女性を主人公にしたコメディですから、せりふ回しが抜群に面白いのですが、アメリカの法律面を映画で視覚的に学ぶという点でも大変参考になります。前半にロースクールの授業風景やロースチューデントの生活振りが出て来ます。ロースクールの授業が教授の講義ではなく教授から学生への問いかけと学生の回答というソクラテス・メソッドで進められるのがよくわかるでしょう。後半は殺人事件の公判の準備や審理手続きの証人尋問ですがアメリカの裁判の進行を知ることができます。

● おすすめ

女性向け。前向きに生きたい人、ファッションに興味のある人、大笑いしたい人向けのコメディ。そしてアメリカのロースクールや裁判のことがよく判ります。

小説日本語版

キューティ・ブロンド(原題Legally Blonde)
アマнда・ブラウン著 鹿田昌美訳
2003年 ソニー・マガジズ

著者のアマнда・ブラウンはスタンフォード大学ロースクール出身で、この小説が第1作ですが映画化されて大ヒットしました。映画では舞台がハーバード・ロースクールとなっていますが、小説ではスタンフォード・ロースクールになっています。

訳者の鹿田昌美さんは大阪出身、国際基督教大学卒の中堅翻訳家で映画のノベライゼーション小説や女性向けライトノベルの分野で活躍しています。本書では難しい法律用語やロースクール授業を軽妙な調子で日本語訳し成功しています。

ペーパーバック



Legally Blonde
by Amanda Brown
Publisher: Time Warner Paperbacks

当初、著者のアマнда・ブラウンはこの作品をインターネット上で公開したところプロデューサーの目にとまり映画化され、その後にタイムワナー社からペーパーバックで刊行されました。著者の2作目Family Trust も女性に評判の小説です。

映画：キューティ・ブロンド第2作

キューティ・ブロンド第1作の成功によって製作された第2作です。ロースクールを卒業してローファームに入った主人公エルがワシントンDCを舞台に活躍します。

映画題名：キューティ・ブロンド/ハッピーMAX(原題Legally Blonde 2) 2003年米MGM社提供

第1作、第2作ともに、日本では20世紀フォックス・ジャパンがDVD版を発売しています。



株式会社リイド社
 代表取締役社長 齋藤發司氏
 昭和6年生まれ
 昭和31年 神戸大学経営学部経営学科卒
 昭和39年 さいとう・プロダクションの社長に就任
 昭和49年 さいとう・プロダクションの出版事業部を分離してリイド社設立に伴い、同社社長も兼任
 コミック作家さいとう・たかを氏は実弟



総務部版權課主任 吉住幸高氏
 昭和51年生まれ
 平成12年 東京外国語大学外国語学部 東南アジア課程タイ語専攻 卒業
 平成14年 リイド社に入社

コミック輸出のパイオニア



現在、日本のコミック、アニメは世界中に輸出され、大きな支持を得ている。ただ、セリフを吹き替えれば簡単に各国版が作れるアニメが1960年代の「鉄腕アトム」以来順調なのに比較して、細かいコマ割りやセリフ、擬音表現などで複雑な物語を表現するコミックは日本独自のものであり、海外で受け入れられるまでには数多くの困難があった。

「海外には日本のような有力なパブリッシャー、ディストリビューターが存在しない、というのも日本コミックの海外進出を阻んできた要因の一つ」と語るのは、「ゴルゴ13」や「サバイバル」、「バロム・1」など、さいとう・たかを氏のコミック作品を始め、数多くの雑誌、書籍を出版しているリ

イド社の代表取締役社長、齋藤發司氏だ。実際、国内ではトーハン、日本出版販売（日販）などの有力な書籍取次店があり、そこに納めれば全国の書店への配送、代金の回収などをすべて行ってくれる。

一方、たとえば米国ではさまざまなパブリッシャーが、ディストリビューターを兼ね、ブックストアも経営している例が珍しくない。

それでもリイド社では1990年頃、タレントのダニエル・カール氏に翻訳を依頼して「ゴルゴ13」の英語版を製作し、海外市場への展開を模索している。

そこに米国のディストリビューター兼パブリッシャーの会社から「リイド社のコミックを米国で

売りたいという話が舞い込んだ。ゴルゴ13の英語版を見せたところ「これなら売れる」と好感触。そこで先方のライターにセリフをスラング混じりの「コミック用語」にリライトさせ、擬音なども直した。タイトルもゴルゴ13では分からないので、先方と相談の上「The Professional」とした。当時、アニメ関連でない本格ジャパコンミックの米国での販売はほとんど実績が無く、まさにパイオニアとしてのスタートだった。ただ、米国ではコミックは子供向けのものという固定概念があり、最初は大人向けとして理解してもらうための苦労があったという。

初版の刷り部数は約10万部。国内で印刷して米国に輸出した。発行は月刊に準じて行われ、第8号を出した頃に大きな問題が発生した。急激な円高である。当初、対米ドル180円だったものが160円になり、収支ぎりぎりでも計算していたために事業が成り立たない。そこで齋藤社長は先方と交渉するため渡米したが、先方は「50%は売れるから心配するな」と言う。事実、半分は売れていてその時点まで事業は採算ベースに乗っていた。そこで齋藤社長が今後のリスクを避けるために、全部返品オーケーという契約を50%買い切りにするよう求めたのに対し、先方は「買い切りは一切していない」と答えたため、事業の終了を決断する結果に終わった。

現在の海外輸出戦略と今後

その後もリイド社では、さまざまなディストリビューターと組んでさまざまなさいとう・たかを作品などを米国の他にフランス、スペイン、イタリア、韓国、台湾、タイ等に輸出している。ただ、多くの国で売ることができる英語版以外の契約で問題になるのが、発行部数の少なさだ。日本のコミック市場では、人気作品になると単行本が100万部から200万部出る。「ゴルゴ13」も最盛期には初版だけで30万部以上出ており、他の作品の場合、最低でも7~8千部だ。ところが、市場の小さい国ではその数千部が最多のケースになる。

一方、リイド社から出版される新作が現代物から時代劇にシフトしたこともあり、海外向け出版

が低調になっていた。日本の時代劇は独特の世界であり、一部のマニアを除いてなかなかメジャーにはなれないのが現実だったからだ。

ところが最近、かつて「ゴルゴ13」の脚本を書いていたことがある小池一夫氏原作の「子連れ狼」が他社から英語版コミック「Lone Wolf and Cub」として発売され、米国で火が点いた。そこでリイド社では傑作として名高い平田弘史作「薩摩義士伝」を米国で出し、タイでは笹沢佐保原作・岡村賢二作画の「真田十勇士」の第一巻を出版している。

一方「ゴルゴ13」は、米国でのコミック出版を手がけている小学館と集英社の合弁会社ビズLLCから単行本として出版されることになった。ビズ側からの依頼に応えたものである。

国内の常識が通用しない海外業者との契約

リイド社では、コミック以外の出版も手広く行っており、海外の写真等の著作権を得る場合もある。ある契約で先方が提示した英文契約書は数十枚の厚さがあるフォーマルなスタイルのものだった。それに対して齋藤社長は「日本語なら分かるが、これでは理解するのに何年もかかる。letter of creditか、gist of agreementか、こちらの分かるジス・イズ・ア・ペンの英語で」と要求し、希望通りに契約したという。「国際語なので英語を使うのは仕方無いが、こちらは法律の専門家ではないのでリーガル用語を並べられてはかなわない。本当の意味でお互いにネゴシエーションして契約



することが必要だ」と語る。

さらにリイド社は、海外書籍の翻訳出版にも乗り出した。本年9月から英国のAmber Books社の戦場写真集「LEED War Archives Series」を刊行している。最初に上梓したのは「EASTERN FRONT 東部戦線」(イアン・バクスター／著・戸嶋芳美・中村安子/訳)と「SS-TOTENKOPF」(クリス・マン／著・小野寺英機/訳)の二冊。その後は毎月6カ月連続で計7点を出す予定だ。

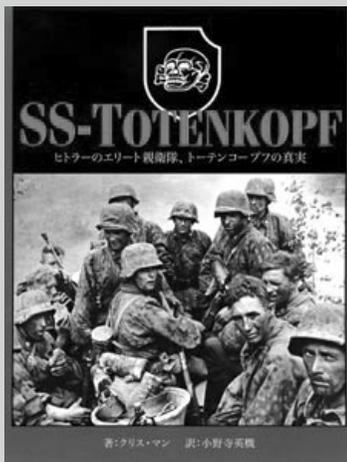
エージェントとして間に入ったのは凸版印刷の版權ビジネス部門だが、この時もリイド社側が理解できる英文の契約書にすることにこだわった。「何か問題が起きた場合、凸版に責任取れと言うわけにはいかない」(齋藤氏)という考えからだ。

これまで、こうした英語による契約には、齋藤社長の大学時代からの友人で、〇〇出身の石田〇〇氏からのアドバイスを受けて行ってきた。2002年からは東京外語大出身の吉住幸高氏が、総務部版權課主任として版權ビジネスのスタッフに加わっている。

吉住氏が版權の実務を担当するようになって強く感じたことの一つは、海外業者の「したたかさだ」という。

「なるべく初版部数を抑え、1冊あたりのロイヤリティ(印税)も日本では10%が普通なのに対し、7や8。さらにその安いロイヤリティも1回では払いきれないと言う」(吉住氏)。それは最初に部数を抑え、最低限負担する必要がある経費を安くするための駆け引きだ。

さらに最近の事例では、最初の部数とロイヤリティが決まった後、先方が示したミニマム・ギャランティーの額はどう計算しても合わなかった。そこで問い合わせると「一定の部数までこの金額で、超えたら7%払う」との答え。それは受け入れられない、最初から7%でお願いすると言うと、初めて正しく計算した書類が出てきた。「相手がどの国かに関わらず、必ずと言っていいほど、一回



目はそういう調子」(吉住氏)だという。

また、特にアジア諸国では海賊版の問題がある。最近、徐々に改善されているとはいえ、ライセンスを買って正規版を出している出版社が裏で海賊版を出しているケースすらあるのだ。

合併による海外出版社設立とリイド社の今後

現在、リイド社や宙出版などが集まり、米国に出版社を設立することを前提とするコンソーシアムの構想が進められている。米国の大手書店とダイレクトに取引するかどうかなど、流通面などについてはこれから決定する予定だ。

最初はやはり日本コミックを刊行し、その後は他の種類の書籍の他、逆に米国の版權を買ってジャパニーズバージョンを出すことも考えているという。

一方、国内の出版界はバブル崩壊以後、縮小傾向にある。その原因の一つは携帯電話、インターネット、家庭用ゲームなどデジタル系娯楽の発達だ。リイド社でも「紙媒体のみに限定しないで」(齋藤社長)と考えており、携帯電話へのコミック配信、コミックのネット販売などに積極的に乗り出している。現在は国内市場向けのみだが、将来的には海外市場も視野に入っていると思われる。今回リイド社の齋藤社長と吉住氏の話を知って、海外業者との交渉では、言うべき事ははっきりと言うことの大切さを痛感した。リイド社の今後の展開に注目していきたい。

Legal Englishの時代！

The Age of LEGAL ENGLISH

リーガル&イングリッシュ スキルアップ講座

国際契約交渉のルール

1

渉外企業法務の実務の立場から英文契約書をチェックするポイントを学びます。英文契約書を表面は読めても、実務では失敗につながることも稀ではありません。英文契約書を戦略的に読んで、実務に活かすポイントをマスターしましょう

やさしいリーガルドラフティング

2

英文契約書を書くときの要点をまとめました。権利、義務をどう表現するかにはじまり、修飾の表現、接続詞の使い方など、英文契約書の英語の決まりごとをひとつひとつ学びます

知財英語のポイントレッスン

3

特許出願から無効審判、侵害訴訟等々、特許特有の表現法を連載の前半は学んでいきます。特許翻訳を勉強したい方から、パラリーガル志望の方までにお薦めします。

From BABEL UNIVERSITY

国際契約交渉のルール

第1回

野口 幸雄 味の素(株)元法務担当部長、8年間欧州駐在員、バベルユニバーシティプロフェッサー、ジェトロ他でセミナー講師、東大法学部卒、著書：「基礎からわかる英文契約書」（かんき出版）。

今月のPOINT

国際契約交渉では、最初の契約原案（イニシャル・ドラフト）を自社側で作成した方が圧倒的に有利。だから欧米諸国の契約当事者は、自分の方で契約原案を作成したがる。日本側も、ライセンサー、貸主、若しくは買主の立場であれば、是非とも自社側（外注を含む）で契約原案を作るよう主張すべき。

イニシャル・ドラフトの作成権

1. はじめに

ビジネスのグローバル化の進展とともに、多くの一般企業が海外の企業と直接的に英文国際契約を締結して、いろいろなビジネス取引を行う例が増えてきています。

そうした現実の中で、法律制度・商慣行・ビジネスのメンタリティの異なる諸外国との国際契約の交渉、締結、運用面で、一寸した知識の欠如や誤解から、思わぬ大きなトラブルに巻き込まれるケースも増えているようです。

そこで本誌では、国際契約を日常的に取り扱う一般企業の担当者・管理者として是非とも身に付けておきたい、国際契約を結ぶ際の基礎的なルール・ノウハウ・チェックポイント等について、連続6回にわたり、分かり易く解説してゆくことと致します。

2. 英文契約の第一次案（イニシャル・ドラフト）は誰が作成するのか

日本のビジネスパーソンの中には、アメリカや欧州諸国の交渉相手の会社から、両社の会議や手紙の交換を通じて内容が固まってきた取引関係の最終的契約原案は、こちらで作成しましょうといわれると、良かった、助かった、面倒なことが省けた、と喜ぶ人がいますが、これは間違った考え方です。欧米の会社の中には、未だどちら側がイニシャル・ドラフトを作成するか打ち合わせもしていないうちに、早々と自社側で用意した原案を送りつけてくる会社すらあります。

一般的に言えば、日本の会社では、英会話力は相当なものがあるために、会議などで自社側の利害に関して要望を述べることは出来る社員はいても、それを英文契約書にまとめて相手方に提示するだけの実務能力のある社員となると、なかなかいないのが実情だろうと思われます。なぜなら、英文契約書の作成能力の習得には、ある程度の系統立った教育研修が必要だからですし、国際契約実務の知識や経験も求められるからです。



しかし、自社側には英文契約書の作成能力が不十分だからというだけの理由で、果たしてイニシャル・ドラフトの作成を相手方に任せてしまってよいものでしょうか。

欧米の会社は何とかして自社サイドでイニシャル・ドラフトを作成しようとするのが通例です。すれは、契約条項というものは、契約当事者のそれぞれの権利・義務についてその相互関係を規定するわけですから、自社側で予め自社に有利な契約原案を準備しておくことにより、その原案がいくらか修正されるにせよ生きて調印されてしまえば、その結果は、契約期間が満了するまで、多大な有利さを自社側にもたらしてくれるということをよく知っているからです。こういう考え方は、欧米社会では常識となっています。ですから、契約当事者は、是非とも自社側で原案作成権を取りたいと画策するわけなのです。

契約交渉において契約書の原案を作るということは、欧米世界ではむしろ「権利」に近いものと考えられていると言っても、言い過ぎではないでしょう。

こうした現実を認識すれば、日本の企業としても、事業の国際取引のウエイトが高い企業では、長期的視点に立って、国際契約作成実務をこなせる担当者を養成しておくべきですし、それが直ぐには間に合わない場合には、外部の専門家を活用してでも、欧米の会社などの交渉相手に対等に対抗できる態勢を整えるべきであろうと思われるのです。

何故なら、例えば、契約の第一次原案に、相手方にはわからないように自社にとって有利な規定をもぐりこませたりすることが出来るからです。実は、そのほかにが、自社側で作成したほうが有利になると考えられる理由があるのです。先ず、それらの理由について考えて行きましょう。

3. イニシャル・ドラフトを作成した方が有利になる理由

①先ず、第一には、交渉開始以来の両社の合意事項に反しない限り、両社の権利・義務に関する契約上のあらゆる条項は、自社により有利な規定の仕方で作成することが出来るということです。これは、明白な単純な条項に関してでも、分かり切

った条件についても、何ら相手方に遠慮せずに、自社に有利な規定の仕方で作成するわけです。相手方は、当然交渉の席で、これは一方的にイニシャル・ドラフト作成側に偏っているから修正してほしいと要求するでしょうから、そのときはその理由が合理的であれば、修正に応じればよいのです。然し、そうした修正要求をしなければならない条項の数が多ければ、中には当然修正要求をすべきだったのに、不注意で要求することがもれてしまい、そのまま調印してしまったといったことも起こり得るのです。そうなれば、それはイニシャル・ドラフト作成側のもうけものということになるのです。

②次に、これは前の2.の中で少し述べてしまった点ですが、イニシャル・ドラフト作成権を持っていれば、練達の社内外の弁護士やコンサルタントの助けを借りて、はじめからある程度意図的に相手が気付かないような形で、自社側に有利に解釈される可能性のある条項を、契約条文にそと潜り込ませておく、という術が可能なのです。特に、契約内容が入り組んだ論理構成を取る場合には、練達のプロフェッショナルが、相手方には一見わからない様に、自社側に有利な条文を作成することがそれなりに可能だからです。アメリカの一流の弁護士事務所では、そういうことに熟練した弁護士がいくらでもいるといわれます。

③更に、これは上記の”の裏返し

の現象とも言えるのですが、イニシャル・ドラフトを作成した当事者の弁護士が練達のプロである場合には、それを受け取って検討する相手方にとっては、どこにどのような落とし穴が隠されているかを見抜くことが非常に難しく、また仮にその部分を発見したとしても、どこ程度にそれが自社にとって不利なものなのか判断するのが困難であったりすることが多いといわれます。いずれにしても、イニシャル・ドラフトを相手に作られてしまえば、これを時間をかけて検討するしかないわけで、そのための苦勞と時間というものは、場合により大変なものになると考えられます。

④また、自社側でイニシャル・ドラフトを作成す

れば、ドラフトのある条項について一々その条項をおいた理由を説明する必要はありませんが、相手方のドラフトを修正してもらおうとするときは、何がしか合理的な理由・根拠を挙げて修正を求めなければなりません。ただ気にいらぬからと言って、このように変えてほしいというのでは、相手方はなかなか応じてくれないと思います。

このように、イニシャル・ドラフトを作成する側は、想像以上に非常に有利な立場を享受できるということがわかると思います。だからこそ、欧米の会社の多くは、自分たちが第一次原案を作成したいと名乗り上げることが多いのです。

4. イニシャル・ドラフトを作成するのはどちら側かについてのルールはあるのか

では、両サイドがそれぞれイニシャル・ドラフトを作成するといって譲らないときには、どうしたらよいのでしょうか。何かルールがあるのでしょうか。

一般論として云えば、「明確なルールはない。」ということになります。

ただ、契約の種類（いずれにしても国際契約の場合）によっては、どちら側かがイニシャル・ドラフトを作成するケースが多い、という実態があるようです。そこで、それらの国際契約の種類とは何か、について検討してみましょう。

先ず、筆者の実務経験からいっても、技術ライセンス契約、商標ライセンス契約、著作権ライセンス契約など、知的財産権のライセンス契約 License Agreementでは、ライセンサー側がイニシャル・ドラフトを作成するケースが多いようです。ランセンサーとして、複数のライセンサーと契約を締結している場合など、他社と締結したと同じ雛型を使って、これで調印したいと初めからかぶせてくることがよくあります。

次に土地や建物の賃貸借契約 Lease Agreement の場合ですが、この場合は、持主が自社のイニシャル・ドラフトの雛型を使って調印することを要求することがほとんどのようです。不動産の賃貸借の場合には、その土地の各種の法律との関係で

契約条文が決まってくることが多いため、このような傾向が出てくるのはやむを得ない面があると思われるます。

また、優れた商品を輸入販売する場合の輸入販売店若しくは輸入代理店契約においては、輸出者側が、通常は Distributor 若しくは代理店契約のイニシャル・ドラフトを作成することが多いようです。

このように見てくると、そこには一定の傾向として、契約締結に際しての当事者間の「力関係」、「バーゲイニング・ポジション bargaining position (交渉力・交渉材料の手持ち量を指す。)」の強弱関係が、イニシャル・ドラフト作成権の帰属を決定している現象が、浮かび上がってきます。つまり、権利や権限をもっている側が、イニシャル・ドラフト作成権を取得することが多いということなのです。

では、以上のような種類の契約ではなく、契約の両当事者の立場がほぼ対等である場合には、どうなるのでしょうか。

単純化した例としては、米国のA社と日本のB社という二つの会社が、第三国のドイツで対等出資、且つそれぞれが独自に保有する製造技術を合弁会社にライセンスするという条件で合弁の自動車製造会社を設立し、共同で事業運営を行うという合弁事業契約について考えてみましょう。

こうしたケースでは、両社の間には「力関係」「バーゲイニング・ポジション」の差が殆ど存在しないために、両社ともそれを望んだ場合には、どちらかがイニシャル・ドラフトを作成する権限を持つのかについて、交渉が難しくなる可能性があります。

しかしながら、このような場合でも、たまたま例えば、合弁会社が当初操業時に必要な運転資金を調達する必要があるとして両親会社が協議したところ、それぞれの事業計画上の資金負担計画に差があって、結果として合弁子会社の必要資金としての親会社の直接貸し付け、または合弁子会社の銀行借入の保証は、日本側のA社が米国側のB社よりも多額の負担をする結果となった、というような事態が起きたとすれば、その一種の代償として、A社が最終契約のドラフトを提出させて

もらう、といった流れで合意することは可能だと思われる。つまり、お金をより多く出したということが、この権利を取得する根拠となり得ることなのです。

また、国際的な商品や知的財産権などの売買契約において、建前としては、売主と買主の関係は対等の関係であるはずなのに、つまり、論理的には、売買対象の商品の価値と対価としての支払金銭額は等価値であるはずなのに、何故か実態的には、お金を出して買い取る方の当事者、つまり買主がイニシャル・ドラフトを作成する権利を取得する例が多いように思われます。

こうした現象は、ルールというほど明白なものではありませんが、ビジネスの世界では、力関係が殆ど対等である場合に、お金をもらう方（売主）の当事者が、支払い者（買主）側の立場を尊重し、最終契約のイニシャル・ドラフト作成権を譲ることがあるといった一種のルースな商慣行があるからだと思われます。

5. イニシャル・ドラフトの作成者側が、契約解釈上不利に扱われてはならないという一般条項 General Provisionがある

<契約の解釈条項 Construction of Agreement>

長々と述べてきましたが、国際契約交渉成功の第一の関門は、どちら側がイニシャル・ドラフトを作成する権利を確保するかの問題だということが、お分かりいただけたかと思います。

しかしながら、ここまでしてイニシャル・ドラフトの作成権を入手して、自社側にだけ有利な契約書を作成しようという意図そのものの正当性が、英米でも問題視されるようになって来たことも事実です。

そうした反省に立って、いわゆる英文国際契約の一般条項（英文国際契約に特有な解釈・運用に関する定型的な条項）の一つとして、「契約の解釈条項」Construction of Agreementというもの、広く採用されるようになってきています。その典型的な例文を下記に挙げておきます。

（例文）

This Agreement shall not be construed more

strictly against one party than against the other merely by reason of the fact that it may have been prepared by counsel for one of the parties, it being recognized that both Seller and Purchaser have contributed substantially and materially to the preparation of this Agreement.

（訳文）

「売主」及び「買主」双方が、本契約の作成準備に多大な且つ実質的な貢献を行ったとの認識に基づき、この契約書が単に当事者の一方の弁護士によって準備されたかもしれないことのみを根拠として、一方の当事者に対する本契約の解釈が他方の当事者に対する解釈よりも、より厳しく解釈されることがあってはならない。

一寸わかりにくいかもしれませんが、この一般条項の意味するところは、イニシャル・ドラフトを作成した側がその弁護士の画策で自社側にだけ有利な規定を置いているという色眼鏡でこの契約を解釈し、結果としてイニシャル・ドラフト作成側に厳しい解釈をし、非作成側に甘い解釈をすることがあってはならない、という意味の約定なのです。

こうした一般条項が使われるということ自体が、実態としてイニシャル・ドラフト作成権が価値のあるものであり、契約当事者間で激しく争奪されていることを示しているのです。

日本企業も、だからこそ、無邪気かつ軽率にイニシャル・ドラフト作成権を外国の相手方に与えてしまってはならないと思われるのです。

<課題>

契約の種類（いずれにしても国際契約の場合）によっては、実態的にどちら側か一定の立場の当事者がイニシャル・ドラフトを作成するケースが多い、という実態があるが、上記4.の第二パラグラフに挙げられた契約の種類以外にも、同じような現象が起きる契約の種類がある。それは、どのような種類の契約だろうか。

《解答はWEBで!!》課題の解答は、以下のサイトで公開しています。
世界で通用する英語資格の情報サイト

英語資格ネット <http://www.eigoshikaku.net>

From BABEL UNIVERSITY

リーガル・ドラフティング

第1回

石田 佳治 バベル翻訳大学院(USA)TMおよびバベル・トランスナショナルリーガル・プログラム・ディーン。専門は英文契約書作成、法律文書翻訳、アメリカ法、ロースクール留学カウンセリング。日本翻訳協会常務理事。(株)TCL 研究所代表。神戸大学法学部卒業、商社法務部門、外資系企業法務部長を経て現職。著書に『リーガルドラフティング完全マニュアル』(バベル刊)ほか多数。

今月のPOINT

誰でもが英文契約書を書く時代になって来た。難しいものではないからまず書いてみましょう。

タイトル、イントロダクトリー・クローズ、ウェアネス・クローズ、そしてノウ・ビフォア・クローズまでを書こう。

1. 範囲とレベル、及び対象者

リーガル・ドラフティングという言葉は本来非常に広い範囲の言葉です。Draftingというのは「案を準備する、作成する」意味ですから法的書類の立案、準備そして作成全部を指します。対象としての法的書類は訴訟における訴状や答弁書その他の法廷書類、法律事務所内部の摘要書(ブリーフ)や意見書(メモランダム)、法律事務所からクライアントに出される法律意見書(リーガル・オピニオン)、官公署への提出文書、交渉文書、そして契約書や規則・規約など広い範囲となります。アメリカのロースクールで教えられる科目のリーガル・ドラフティングはこれら全ての法的文書のドラフティング技術を教え訓練する科目です。しかしこの稿の読者の皆さんは弁護士ではないでしょうし、英語で書くリーガル・ドラフティングの中では契約書や規則・規約のドラフティングが興味を中心であり必要でしょうからこの稿でとりあげるのは英文の契約書や規則・規約のドラフティングに範囲を絞ることにします。

英文契約書に範囲を絞るとしてもそのレベルに上下があります。いま大手の法律事務所や外国法律事務所が手がけているのは非常に難解で膨大な契約書です。たとえばCO2排出権取引に関する英文契約書は当事者が何人もいる数百条の細かい条文を連ねた長大な契約書です。いま盛んに検討されているM&Aに関する契約書は会社分割、合併、株式の交換・譲渡、資産・営業の譲渡、デューデリジェンス(法務監査)などの詳細な条項を含む長大な契約書です。また会社の本社法務部で検討されるのは三つ以上の多国籍にまたがる知的財産権に関する、それも最先端の技術についてのライセンスや共同研究・共同開発の契約書であり、海外の資源開発やインフラストラクチュア建設やプロジェクト・ファイナンスなど大型プロジェクト案件の契約書です。これらの英文契約書作成には社内のたくさんの部門がかかわり数十頁から数百頁の契約書が作成されます。この稿の読者の皆さんは、将来そのような大型で複雑な取引にかかわることになるとは思いますが、今は通常の取引の



英文契約書を書いていらっしゃるか、あるいは英文契約書を書く仕事に就きたいと考えていらっしゃる方だと思います。この稿ではそのような水準を考えています。

グローバル化の結果、日本の会社の商取引の殆んどが何らかの形で国際間の取引となってきました。商品の調達も海外から、商品やサービスや技術の提供は海外へというような取引が増え、企業に勤務する人の誰でもが海外の企業との取引にかかわるようになってきました。海外との取引は日本語でというわけには行きません。英語で交渉し契約することになります。海外の企業との取引ですから契約をしっかりとっておかなければ契約違反などのトラブルがあったときに面倒なことになります。且つては、英文の契約書などは国際部や法務部が書いてくれましたから任せておけば良かったのですが、今では会社の全部門が何らかの形で海外との関係をもっていますから、どの部門でも英文契約書を書く仕事がかかります。というわけで今では企業内の誰でもが英文の契約書を書くことを要求されるようになって来たのです。リーガル・ドラフティングは、このような時代においては、ビジネスにかかわる誰でもがマスターしなければならぬ、英文契約書の起草の技術のことを指すようになってきたのです。つい4、5年前まではビジネスパーソンの基本的スキルとしてTOEICやeメールライティングが要求されるのが一般でした。今はレベルが上がって英文契約書・リーガル・ドラフティングが必要なスキルになって来ているのです。この連載はそう言うわけで、これから英文契約書を書く入門レベルの方を対象にしています。

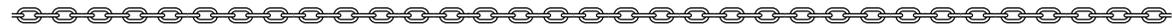
2. 勉強の仕方

リーガル・ドラフティングは英語と法律という二つのジャンルにまたがる「実務」の分野です。英文契約書を書くということは非常に専門的なスキルです。実際に、TOEIC800点を超す英語に強い人でも英文契約書のテストをしたら全く書けませんでしたし、日本の弁護士資格とアメリカの弁護士資格の両方を持った人でも同様でした。日本の大学法学部教授とアメリカのロースクール

教授を兼任した大学者も「私は英文契約書は書けないよ」と言っていました。英文契約書が書けるということ、英語に強い、法律に詳しい、ということは違うことなのです。ですから、英文契約書ドラフティングのエキスパートとなるためには法学部を出ていなければならないとか、アメリカのロースクールやパラリーガルスクールを出ていなければならない、という前提はありませんし、英語力が一定以上の水準でなければならないということもありません。強いて言えばビジネスの体験があることでしょうか。契約書をドラフティングするときにビジネスを知っているということは非常に役に立ちます。

英文契約書のドラフティングのエキスパートになるためには、しかし、相応の集中が要ります。英語が好きで上手だった人は興味の幅が広いので勉強の範囲が拡散する性癖があります。いわゆる「何でもできるが何の専門もない英語屋さん」です。法律の分野も幅が広く奥の深い分野です。法律資格はいくつも挑戦し始めれば大変です。人間が持つ時間とエネルギーとお金は有限です。皆さんは仕事があり学業があり生活があるのですから、費やせる時間とエネルギーとお金は限られています。限られたリソースを英語なら何でもとばかり対象を広くすると、専門の法律英語の勉強が浅くなります。英文契約書のエキスパートになろうと目標を定めたら他の英語勉強を捨てて少なくとも2年間は英文契約書に集中することです。一昔前は英文契約書が書けるようになるためには20年はかかると言われていましたが、今ではノウハウも蓄積され訓練プログラムも揃っていますので2年間くらいで英文契約書が書けるようになります。それでも2年間は英文契約書に集中することが必要です。

「私は頭が悪いから英文契約書なんてとても書けない」といわれる方がいますが、英文契約書を書くことは頭の良し悪しとは関係ありません。英文契約書は契約当事者の考えている真意を正確に記述したものであれば良いのですから、正確な英文であればよいわけです。含蓄ある名文ではかえって困るわけです。英文契約書は基本的に当事者の権利、義務、許可、禁止を書きあらわしたものの



ですから英文の表現はそれだけに限られます。英文の構文も、条件文や但し書きがひんぱんに出てきますがそれ以上の複雑なものはありませんので慣れてしまえば楽です。法律用語も内容を知ってしまえば何ということはありません。知ってしまえばすぐに書けるようになります。英文契約書は基本的に定型的な書式です。頭の超良い人、英語が超出来る人が書くものではなく、普通の人を繰り返し同じ定型の契約文を書くこと続けられれば、自然にエキスパートになって行くのです。

そのようなわけですから英文契約書ドラフティングの勉強の仕方は、まずひたすらたくさんの英文契約書を読むことです。たくさんの英文契約書を読むことで自然に英文契約書の文体が身につけていきます。平行してドラフティングの基本として英文での権利、義務、許可、禁止の表現や条件文、但し書文の表現のルールを学んでいかれると良いでしょう。この技法をマスターされるだけで十分に英文契約書が書けるようになります。

それでは以下に実際に英文契約書を書下ろすシミュレーションをたどりながら説明していきましょう。

3. 英文契約書の標題 (Title)

英文契約書の法的な効果は条文として書かれた内容によりますので、標題はどのような標題でもよく、AgreementでもContractでもMemorandumでも何でもよいのですが、通常、その契約内容を示したAgreementの語を標題にします。商品売買契約書であればSales Agreement、出版契約書であればPublication Agreement、サービス提供契約書であればService Agreementというように書きます。当事者が合意 (agree) したことを示すためにAgreementを使うのです。

注意すべきは日本語で標題を考えてそれを英訳しないことです。たとえば秘密保持契約書をそのまま英訳すればSecret Maintenance Agreementですが、そのような標題では英語国民は変に思います。秘密の保持のための契約書の標題としてはNon Disclosure Agreement、Confidentiality Agreement、Secrecy Agreementなどの言葉が使われていますから、これらを使わないと変な英

語と思われるでしょう。

日本語の「委託」という言葉は、意味が曖昧ではっきりしないのですが、取引をあらわすのに良く使われる言葉です。「委託販売契約書」「委託加工契約書」「委託研究契約書」「業務委託契約書」などを英文で書くときにどのような標題にしたら良いでしょうか。委託販売契約書はConsignment Agreementですが、これを他の契約にそのまま使って委託加工契約書をConsignment Processing Agreement、委託研究契約書をConsignment Research Agreement、業務委託契約書をBusiness Consignment Agreementと言っておかしい英語になります。委託加工契約は英語ではToll Manufacturing Agreementと言われていますし、委託研究契約は単にResearch Agreementと言われています。英語でその取引に該当する言葉は何であるかを知って契約書の標題名をつける必要があります。または、その内容を考えて英語の標題をつける必要があります。たとえば業務委託契約の場合でも、その内容が弁護士への法律業務の委任であればLegal Representation Agreementとなりますし、翻訳の依頼であればTranslation Agreement、教育サービスの提供の委託 (例えば大学が教育に講義を依頼するような場合) であればその業務委託の契約はService Agreementという標題となります。要は契約当事者間の真意に添った英語の標題にすることです。

4. イントロダクトリー・クローズにおける契約年月日と契約当事者名

標題の次からはじまる頭書部分をIntroductory Clauseと言いますが、通常、この部分には契約締結の年月日と契約当事者の名が書かれます。

This Agreement made and entered into on this day of December 31, 2006 by and between ABC Company Limited, having its principal office at 1-1-1, Ginza, Chuo-ku Tokyo, Japan (hereinafter referred to as "ABC") and XYZ Corporation having its principal office at 100 Fifth Avenue, New York, N.Y., U.S.A.,

WITNESSETH THAT:



上記のように、本契約書が2006年12月31日に締結されたこと、ABC株式会社とXYZコーポレーションに間で締結されたことをイントロダクトリー・クローズに表示します。上記のようにThis Agreement made and entered intoとmade以下が修飾句で書かれるのは、この文の次にWITNESSETHという動詞（古い英語で「証する」の意）が来るからで、つまりWITNESSETHの前までが「ABC株式会社とXYZコーポレーションの間において締結された本契約は、」という意味の主語となり「…本契約は、次のことを証する」という趣旨のイントロダクトリー・クローズになるわけです。

5. ウェアラス・クローズにおける契約背景記述

Introductory Clauseの次にWhereas Clauseという、契約の背景となる、当事者と当事者の関係を説明する説明記述が来ます。たとえば前掲のABCとXYZですがこの契約が商品売買基本契約（Fundamental Sales and Purchase Agreement）であり、ABCが家電製品の製造メーカーでありその製品をXYZに輸出販売しようと考え、XYZもそれに応じて本契約を結ぶような関係にあるとすればWhereas Clauseは次のような文となるでしょう。

WHEREAS, ABC is a reputable manufacturer of electrical appliances for consumer use in Japan and desirous of selling its products to XYZ; and

WHEREAS, XYZ is an importer and wholesaler of home appliances in the United States of America and wishes to purchase and distribute ABC's products.

訳文

ABCは、日本における消費者用電気製品の著名な製造業者であり、その製品をXYZに販売したいと望んでいる。

XYZは、アメリカ合衆国における家庭用電化製品の輸入業者兼卸売業者であり且つABCの製品を購入しこれを販売したいと望んでいる。

このWhereas Clauseは背景説明条項であって契約の合意条項ではありませんからこの条項から契

約上の権利義務が発生するものではありません。

伝統的に契約書は法的文書の書式に添って書かれてきますから前述した、WITNESSETHやWHEREASのような古い英語が書かれていましたが、この背景記述の項も裁判官に対する申し立て冒頭で当事者と当事者関係の説明をした名残と言われています。最近の英文契約書でもっと新しい書き方もありますが、ここは典型的な書き方にしました。

6. 合意条項

Whereasクローズの後に双方の合意があり、契約成立のために必要な約因（Consideration）が存在する旨の記述が次のように書かれます。

NOW THEREFORE, in consideration of the premises and mutual covenants contained herein, the parties hereto agree as follows:
訳文

よって、本契約中に含まれるこれらの前提と相互の約束を約因として、本契約当事者は次の通り合意する。

英文契約書の第1頁は、以上のような、標題（タイトル）、契約年月日と当事者名の表示からなるイントロダクトリー・クローズ、契約にいたる背景条項を記したウェアラス・クローズ、そしてこの合意表示条項（NOW THEREFOREクローズ）から成るわけです。そしてこの次に第1条からの契約条項の記述が始まるわけです。次回に本プロジェクトあ第1条からの記述を説明して行きます。

課題

貴方の名前を冠した会社（所在地は適宜設定して下さい）を日本の輸入業者兼婦人服流通業者と想定し、中国の被服製造企業からの輸入を計画して英文契約書の第1頁（標題からNOW THEREFOREクローズまで）をドラフトして下さい。中国企業の名前は次の例を参照して下さい（貴方が考える他の地方、社名を使っても結構です）。

上海服飾有限公司

中華人民共和国上海市虹口区人民路1号

《解答例はWEBで!!》課題の解答は、以下のサイトで公開しています。
世界で通用する英語資格の情報サイト

英語資格ネット <http://www.eigoshikaku.net>

From BABEL UNIVERSITY

知財英語 ポイントレッスン

第1回

小林 純子 バベルユニバーシティ Transnational Legal Program
講師、特許庁審査官・審判官、弁理士登録、米国NY
Pennie&Edmonds、阿部・井窪・片山法律事務所パ
ートナー。

今月のPOINT

知的財産（知財）は、精神的な活動の作品で価値があり、侵害された場合に損害賠償や侵害を差し止めることを請求することができる強い権利ですから重要な分野です。知財においても日本語と英語は一対一に対応しなかったりして注意が必要です。

知財とは法律的な意味を持つ用語であり法律的な分野であるということが出来ます。しかし、本知財英語のポイントレッスンは、その法律的な意義をきっちり覚えて頂こうということを狙っているのではなく、その分野の英語を使うに際して或いは学ぶに際して念頭におくべき点、或いは、注意すべき点をおおよそイメージして頂くことを目的にしています。そこで、各話題においても、主要なものを例示するという形式で進めます。できれば、知財英語は面白いな、大事なな、と感じて頂ければと思っています。

知的財産権とは、POINTの中でも述べたように強い権利です。ビジネスとして営業していた業務を差し止められれば事業として痛手が大きいし、損害賠償を請求される場合に金額が大きいこともあります。そこで、一般に、知的財産権に注意を払うことは重要です。この知的財産権が今日国際的になっています。そこで、各国で生まれた知的財産を国際的な共通語である英語で表現すること

が必要です。まず、日本発の知的財産の英訳が重要になります。また、外国発の知的財産を日本で権利化するために、外国発の知的財産を和訳することが重要になります。その外国が英語圏であれば、知的財産が元々英語で表現されているでしょうし、非英語圏の国である場合にも、その国で生まれた知的財産をまず英語訳して、次に、和訳するということがあり得ます。特に、その知的財産を、日本だけでなく複数の国を対象に権利化しようというときにまず国際語である英語への翻訳を作成するということがよく行われます。

さて、知的財産の代表的なものは特許権です。特許権に類似する権利としては、一方では形状に特徴がある意匠権、他方では、詳細なテクニックに類するものとしてノウ・ハウがあります。ここで、面白いのは、特許権という権利名における「特許」は、「特別に許された」という権利の性質を示す名称ですが、意匠権における「意匠」は権利の対象を示す名称であり、ノウ・ハウに至って



は、権利名が権利の対象の名称そのものです。ここまでは日本語も英語も権利名の成り立ちが同様になっています。

次に、知的財産の中に著作権があります。著作権の権利の対象は日本語ではまとめて著作物といえます。さらに普通の日本語では、あの作家の著作というように著作という言葉自体が著作した作品を意味します。したがって、日本語の権利の名称における著作は権利の対象を示す言葉となっています。ところが、英語の著作権はcopy rightです。Copyとは複製する、という意味があり、著作権における複製という用語は著作物を使用する形態を示します。このとおり、特許権、ノウ・ハウの場合と異なり、著作権については、日本語の権利名の成り立ちと英語の権利名の成り立ちは対応していません。まとめると下記の表のようになります。

権利	権利の対象		権利の対象の使い方		
	日本語	英語	日本語	英語	
特許権	Patent right	発明	Invention	製造、使用、販売	manufacture, use, sale
意匠権	Design right	意匠	Design	製造、使用、販売	manufacture, use, sale
ノウ・ハウ	Know-how	ノウ・ハウ	Know-how	製造、使用	manufacture, use
著作権	Copy right	著作物	Work	製造、使用、販売	copy, play, sale

語学を学んでいて、注意しなければならない重要な点の一つに、各国の言語は、しばしば、一対一に対応していない、ということです。知財英語にあっても、知的財産権の権利名自体が、例えば、「著作権」にあるように、著作権とコピーライトとは先入観で同じと思ってしまいがちですが、実は対応していないのです。

知財英語のポイントレッスンのシリーズでは、筆者の主な専門分野が特許権ですので、主として特許権を題材にお話することに致します。特許権に関する手続には、主として、特許出願、特許無効審判、特許侵害訴訟があります。

第1回～第3回は特許出願手続についてお話します。この手続で作成される書類は、願書、特許明細書、補正書、意見書があります。今回はそれ

らの書類のなかで、願書、特許明細書をテーマと致します。

知的財産の中には、政府の機関に登録申請をして審査の上、適法であると判断された場合にだけ権利化されるものと、知的財産が発生したら権利が発生するものがあります。例えば、特許権などは、特許出願された発明について審査した上で特許性があると判断された場合にだけ権利化されます。著作権は著作物が作成されたときに、ノウ・ハウはノウ・ハウが作成されたときに権利が発生します。商標権は、商標法によって特許庁に商標登録された場合にだけ発生し、著名な標章の権利は、不正競争防止法によって、標章が著名になったときに登録がなくても発生します。

このように見ていくと、審査の上、登録性を認められて初めて登録されるという制度で権利が与えられる特許権について、その権利の対象である発明を表現することが極めて重要になるということが分かります。特許出願時に提出する特許明細書に、特許権を得たいと思っている発明をしっかり記載する、ということが重要なのです。その記載が重要である、ということはそれを正確に翻訳することがやはり重要です。

特許を出願するときには、さきほどの特許明細書を願書と共に提出します。これらの英語を見ましょう。

特許出願 patent application

特許出願をする filing patent application

願書 application

明細書 specification

どうです？ 早速、一対一に対応しない単語が出てきました。日本語で出願と一言でいえる単語は、名詞の場合はapplicationと訳され、出願するという動詞の場合は、fileと訳されるのです。勿論、出願する、という単語をapplyと訳しても通じます。しかし、特許の業界の人達はfileという用語を使用しています。

次に、特許出願明細書で使われる英語について、注意すべき点をいくつか紹介しましょう。

1. claim

この用語は、新しい発明に基づいて権利を得る場合の権利の範囲を言葉で表現したものを意味します。

日本の特許法では「特許請求の範囲」という用語を使っています。そこで、翻訳者の方で「range of patent claiming」というような英訳をして下さることがあります。しかし、欧米の各国では、それと同じ趣旨の意味を“claim”が表しますので単純にclaimと訳して下さいの方がよいのです。

このように、業界特有の用語があります。初めて知財の分野を翻訳される方は、翻訳の発注元の担当の方と十分連絡を取るか、その分野の例文を自分なりに調べる、或いは、その分野の例文を担当の方に提供願うなどの努力をされることをお勧めします。

2. consisting ofとcomprising

英語の表現としては、どっちだって同じではないかという感じがするかも知れません。しかし、これらの用語の意味の違いは、特許の業界ではとても重要です。後に、特許侵害訴訟のポイントのところでも再度説明する予定ではありますが、簡単にいうと、claimの中でconsisting ofという用語を用いている場合、例えば、consisting of A, B and Cという記載の意味は、consisting of A, B, C and Dという発明は含んでいません、という意味表示をしていることになります。これに対し、comprising A, B and Cという記載の意味は、少なくともA, B and Cを含む発明は、全て、本出願の発明として含みます、という意味表示になります。両者が権利として成立した場合に、明らかに、前者の権利範囲は狭くなります。

3. measure presence or absence

正確性についてお話しします。上記のとおり知的財産権は強く、特に、特許権は強い権利です。そこで、権利の範囲の記載、或いは、その権利の基礎となる発明を説明する記載はできるだけ正確

にすることが重要です。ある時、英語を母国語とする翻訳者に、measure presence of presence or absenceという表現は英語として正しくない、と指摘されました。理由は、「存在を測定しているということは、存在がなければ測定に存在が現れないから、不存在も測定している、したがって、measure presence or absenceという表現は冗長であり英語として正しくない」というものでした。素直に英語を考えればその通りなのかも知れません。しかし、化学の世の中には、測定方法として、測定対象となる物質が存在しないときにだけ反応するような薬剤を使って、存在しないことを検出する、という方法があるのです。そのような測定方法を用いている場合は、measure absenceと訳さなければなりません。そして、同じ実験のシステムの中で別の薬剤を使って測定対象となる物質が存在するときに反応することを測定することもあります。そのようなこともあり得ますので、化学の分野で、measure presence or absence という表現をすることが妥当なことがあります。

4. sequence, seriesなど

どの技術分野においても、特殊な用語が使われます。また、ごく当たり前の英語が、しばしば明らかに技術分野特有の意味を有しています。Sequenceという用語は、一般には一続きのもの或いは順序という意味ですが、生化学では「配列」（アミノ酸配列、遺伝子配列など）と訳さなければならず、電気や自動制御の分野では、そのままシーケンスと記載することが多いです。例えば、シーケンス制御というように使います。Seriesは、一般には「一連の」という意味ですが、電気の分野では、配線の種類の「直列」を意味します。さらに、発明は新しいものですからこれまでになかった、つまり、さらに特有用語を使う必要もあり得ます。その意味でも、発注元の担当の方とよく連絡をとって、適切な訳語を選んで仕上げるように努力することが重要です。

5. effects, meritorious effects

英語のeffectsは良いか悪いかを問わず使われるそうです。日本語の「効果」は通常良い結果をいい、悪い効果は、「逆効果」といわないとそれを意味しません。

なぜ、そんな違いがあるということが分かったのでしょうか？ 20年以上前に、日本の特許庁の審査が厳しいということが欧米の特許の実務家或いは特許庁の間で問題になりました。より具体的には、同じ構造の発明を権利化しようとして出願した場合、欧米では特許権が得られるのに、日本では、もっと狭い範囲でしか特許権を与えてくれない、という不満でした。この不満に対して、日本の特許庁では、新しい構造を提案しただけでは特許にしていかがどうか判断できない、その新しい構造の何がよいのかどうよいかを説明して欲しい、ということの説明してきました。それを日本の特許業界の用語で「発明の効果」といいます。

私は、20年前に特許庁を退官して、その直後に世界の企業特許部、特許事務所、特許庁を歴訪しました。その際に、とある企業特許部で講義をした時に、同様の質問を受けました。私は、上記の特許庁の説明を裏返してポジティブに説明しました。どんなに観念的に広い概念の権利を要求する場合であっても、そのように広い概念の技術的事項（逆にいうとほんの少しの技術的な改善事項）によって、必ず、従来の製品では得られなかった効果を達成できる、ということが明細書に説明されていれば、そして、その説明に説得力があれば、日本の特許庁も権利化を許す筈である、と答えました。そのときに、“It should be patentable if the patent specification explains that such technical idea can necessarily provide effect.” と言った訳です。会場の米国人はそれは書いてあるが特許にならない、と反論するのです。そして、何の気無しにadvantageとかmeritなどという他の単語を言ったら、それは、effectと違う、とブーイングが起きました。「それをいうなら、meritorious effectと言わなければ分らん」という訳です。

日本の特許法の英訳は、世界知的財産権協会

(AIPPI)の日本支部が作成していました。私は、持参したその英訳本を確認しました。すると、当時の英訳においては明細書には発明の効果を記載しなければならない、という部分の「効果」という単語は私の当時の理解と同様にeffectと訳してありました。欧米人は、きっと、この翻訳を見て、新しい構造の発明がどのように機能するかを淡々と記載しさえすればよいと思っていたのでしょう。帰国して早速特許庁に報告しましたがAIPPIの翻訳は、手許の1988年版においても訂正されていません。しかし、何時の頃からか、日本語の審査基準においては「効果」という用語ではなく「有利な効果」という用語を使い始めました。また、その後、特許法における明細書の記載に関する条文では、効果という用語自体を使わない規定に改正しています。

宿題

次の用語又は文の英訳をしてみましょう。

- ① 知的財産権、
- ② 不正競争、
- ③ 不正競争防止法、
- ④ 「特許出願を貴事務所に依頼する場合、費用がいくらかお知らせ下さい。」
- ⑤ 「2007年2月2日までに、下記に示す特許出願を出願することを指示します。出願のために必要な書類があったら、お知らせ下さい。」
- ⑥ 「委任状のフォームを同封します。適切な代表者による署名をして頂いて送り返して下さい。」

《解答はWEBで!!》

宿題の解答は、以下のサイトで公開しています。

世界で通用する英語資格の情報サイト

英語資格ネット

<http://www.eigoshikaku.net>

CPS (米国秘書資格)

Certified Professional Secretary

米国をはじめ、世界で64000人の
ホルダー

国際秘書の世界標準

世界の資格

Professional Qualification

International
PARALEGAL

ボーダレスビジネスが急進展する中、米国、日本で
将来もっとも有望な職種のひとつ

LEGAL TRANSLATOR

何でもこなせる？ 翻訳者から Professional
Translatorの時代

LEGALは中でも需要が急増中

Certified Professional Secretary

CPS資格(米国・公認秘書資格)は、世界最大の秘書認定団体であるIAAP(International Association of Administrative Professionals)が実施するCPS試験に誕生したものに与えられる称号です。1951年に初めて実施され、現在まで約64,000人の合格者が世界中で活躍しています。ボスに代わり業務をこなす意味で広範なビジネス知識・能力を問われます。秘書を越えたオフィスプロの資格とも言えます。チャレンジしてみてください。

●試験内容●

- I) オフィスシステム & テクノロジー 150問 2時間
- ・コンピュータハード、システム、構成
 - ・ドキュメンテーション技術(デザイン、レイアウト)
 - ・オフィス環境、人間工学
- II) オフィスアドミニストレーション 150問 2時間
- ・記録管理(ファイリング、データベース管理)
 - ・コミュニケーション(Oral, Written)
- III) マネジメント 150問 2時間
- ・人事管理
 - ・会計
 - ・タイムマネジメント
 - ・コミュニケーション(プレゼンテーション)

●試験日●

- ・5月と11月の第2土曜日
- 受験申込締切
- ・5月受験は4月10日
 - ・11月受験は10月10日
- 試験会場：バベル東京校・大阪校

●CPSの認定要件●

- ・上記3科目の合格
- ・実務経験
 - 高校卒/4年以上
 - 短大卒/3年以上
 - 4大卒/2年以上
- ・初回は全科目受験
- ・科目ごとの合否判定
- ・最初の受験から3年以内に3科目合格が必要
- ・実務経験は合格後に満たすことも可能(学生の受験も可)・休職中の方も受験可能

●米国大学の単位認定●

CPS認定者へは全米200以上の大学・短大が入学に際して約30単位を認定しています。

●受験案内・受験願書はCPS受験事務局へ ご請求ください。

〒106-6004 東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー4F

BABEL UNIVERSITY

CPS受験事務局

TEL: 03-6229-2444 FAX: 03-6229-2440

E-mail: cps@buc.babel.co.jp <http://www.babel.co.jp/cps/>

Office Administration 対策講座



BABEL UNIVERSITY
講師
丸山一子

まるやま かずこ maruyama kazuko
日系企業副社長付秘書、バベルユニバーシティ講師。1997年バベルテクノ・バイリンガルセクレタリー講座修了。その後CPS受験対策講座を経て、1998年CPS・2005年CAPタイトルホルダー。

今月のキーワード 【ARMA】

ARMA Internationalは記録・情報管理(Records and Information Management)に関する情報交換・情報収集、事例研究などを運営する非営利会員組織です。このARMA Internationalで定めているアルファベット順のファイリング・ルールがCPSでは出題されます。今回はその一部を見ていきましょう。

レコード対象となる語全体をFiling Segmentと言います。そして、それを分解した各パーツをFiling Unitと言います。ファイリングする時には、このUnitごとにアルファベット順に並べていくことになります。例えば、話題のハリウッド俳優 トム・クルーズで見てください。

Filing segment: Thomas Cruise Mapother IV

Unit 1: Mapother

Unit 2: Thomas

Unit 3: Cruise

Unit 4: IV

どの順番でUnitを分けるかは人名、会社名などにより細かなルールの違いがあります。人名の場合は、姓名をUnit 1に、そして名前、ミドル・ネームと続きます。社名の場合は、そのままの順番というのが基本です。

● Filing segment中の冠詞・定冠詞、前置詞、&マーク、接続詞は無視します。社名の頭に付いているTheは括弧に入れて最後のUnitに含めます。

● あるものより無いものが優先される

順位1 Chris 順位2 Christopher

● アルファベットより数字が優先される

● パンクチュエーションは無視する

Office Administration 模擬試験

- 1) In an alphabetic filing system, files need to be arranged in
- A) a relative index
 - B) filing segments
 - C) filing-unit order
 - D) cross-reference

解答はC)

レコード対象となる語全体がB)、それを分解した各パーツがC)のUnitです。ファイリングする時には、このUnitごとにアルファベット順に並べていくことになります。A)は番号順ファイリングなどに使用される索引のこと、D)は1つのレコードが2箇所以上の場所にファイルされる場合に使用するテクニックのことです。

- 2) Which one of the following demonstrates the “nothing comes before something” rule?
- A) John Bensen comes after Jonathan Benson
 - B) Shirley Macmurray comes before Shirley MacLaine
 - C) LaSalle comes before LaSalle Builders
 - D) Xavier Thompson comes before Xavier Thomas

解答はC)

あるものより無いものが優先されるルールが適用されているのはC)。第1UnitはLaSalleで同じですが、第2UnitにBuildersがありますので LaSalle Buildersが後になります。他の選択肢はUnit内のアルファベット順位を問題にしています。

- 3) Hoffman uses an alphabetic classification system based on the ARMA rules in which correspondence is filed alphabetically by name of client. Which one of the following names would be filed first?
- A) Roberta L. Bernard
 - B) Bernarde Robot Company
 - C) Robert Louis Bernard

D) The Bernard Recreation Association

解答はD)

A) C) は人名ですので姓名が第1 Unitに来ます。B) D) は社名ですので順番通りですが、D) の頭のTheは括弧に入れて最後のUnitに含めます。第1 Unit、B) はBernadeのeがある分、順位が下がります。第2 Unitはアルファベット順で判断。D)→C)→A)→B) の順。

Office Administration チャレンジ問題

- 1) A filing unit in an alphabetic system can be
 - A) a person's full name
 - B) a number, a letter, a word, or any combination of those
 - C) the official name of an organization
 - D) another name under which the record could be filed

解答はB) 1)に。 Lコマ対象となる語全体がfiling segment、それを分解した各パーツがfiling unitです。この2つを混同しないように。

- 2) In an alphabetical file, which of the following statements is correct?
 - A) Personal names are filed with the given name considered as the first filing unit.
 - B) If the word The appears as the first word, it will be placed in the first unit.
 - C) Filing nothing before something.
 - D) All marks of punctuation are placed in parentheses at the end of the filing units

解答はC) フォントリソフのルールで正しいものを選びます。個人名のUnit分けの順番、会社名の頭のThe、あるものより無いものが優先する、パンクチュエーションへの対応を思い出しください。

- 3) Which one of the followings would be filed

first?

- A) Atlantic Logistics, Inc.
- B) AOC Consulting Co.
- C) 2006 Active Learning Committee
- D) III Arab Culture Mission

解答はC) フォントリソフより数字が優先されるルール。数字を除けば選択肢は全てAから始まる会社・組織名。

- 4) Index the names shown below. Which one of the names would be filed third?
 - A) Mrs. Clare A. Carter
 - B) Rosa A. Hedges
 - C) Kenneth James O'hara, Jr.
 - D) Ann-Bolyne Hedges

解答はB) 人名は姓名からUnitに入れて行きます。パンクチュエーションは無視する。Mrs. Jr. Dr.などのタイトルはどのように対応すればよいでしょうか？3番目を解答することに注意。

- 5) Lita files correspondence alphabetically. Which one of the following pieces of correspondence will be filed last in the file?
 - A) A letter from Top of the World Tours
 - B) A letter to Brisbane Hotel & Resort
 - C) A report from Brisbane Tourist, Co.
 - D) A fax from The ICE International, Inc.

解答はA) どれも会社名ですので順番通りです。&マーク、前置詞、冠詞・定冠詞は無視する。パンクチュエーションは無視する。会社名の頭のTheはどのようにするのかに注意。

《音声解説はWEBで!!》

以下のサイトから聴けます。

世界で通用する英語資格の情報サイト

英語資格ネット

<http://www.eigoshikaku.net>

“パラリーガル”という資格？

「資格者」と云う肩書きは、自身が持つ能力の一端を他者に端的に伝える方法となりますし、また自身の付加価値を高める役割を果たすことにもつながります。そこで、昨今、企業のグローバル化、涉外弁護士事務所の躍進などに伴い日本でも感心の高まっているパラリーガルとその資格について、パラリーガル登用の先達である米国の例を紹介したいと思います。では、基本を押さえる意味で、先ずは、パラリーガルの定義の紹介から始めることにしましょう。

1. パラリーガルの定義について

米国の弁護士の数は、日本とは比較にならないほど多いことは周知のことですが、弁護士の数が多ければ、補助者であるパラリーガルの需要も増えることとなります。実際、全米では、パラリーガルの質の向上とその普及を目的とするパラリーガル協会が多く存在します。その中で全米規模の協会として知られるのが、「The National Association of Legal Assistants (NALA)」と「The National Federation of Paralegal Associations, Inc. (NFPA)」で、その各々が、パラリーガルを以下のように定義付けしています。

NALAによる定義：

Legal assistants, also known as paralegals, are distinguishable group of persons who assist attorneys in the delivery of legal services. Through formal education, training and experience, legal assistants have knowledge and expertise regarding the legal system and substantive and procedural law which qualify them to do work of a legal nature under the supervision of an attorney.

NFPAによる定義：

A paralegal is a person, qualified through education, training or work experience to perform substantive legal work that requires knowledge of legal concepts and is customarily, but not exclusively, performed by a lawyer. This person may be retained or employed by a lawyer, law office, governmental agency or other entity or may be authorized by administrative, statutory or court authority to perform this work. Substantive shall mean work requiring recognition, evaluation, organization, analysis, and communication of relevant facts and legal concepts.

この二つの団体による定義から、パラリーガルとは、

1) パラリーガルとなるための訓練や職歴を通じて、

2) この業務を行うための法律概念の知識を取得し、
3) 弁護士を補助する者として、4) 弁護士のみには許される専任業務を除き、通常、弁護士が行う実質的な法律業務を行う資格を有していること、と言う要件を満たした者を指すことが判ります。

つまり、パラリーガルとは、弁護士の指示と監督の下、弁護士を補助して実際的な法律業務を行う者を指し、弁護士資格保有者ではありませんが、実際的な法律業務を行うため、法律制度、実体法や手続法などの法律につき知識を必要とされる職業であり、そのような資質を備えた人、ということになります。更にNFPAの定義から、実際的な法律業務とは、弁護士秘書がこなす業務を行うのではなく、翻訳、書類の作成（要約文を含む）、ドラフティング（契約書の草案など）、依頼人との連絡調整、事実の調査、分析、リーガル・リサーチなどを業務とすることが分かります。

ちなみに、「弁護士業務を補助する者」との定義は、職場を限定する意味を持ちませんから、法律事務所は無論のこと、政府関連機関或いは企業の法務部門、その他の団体など、幅広い活躍の場が存在します。しかし、求職の幅があるといっても、「パラリーガル」として応募する為には、やはり、「資格者として名乗れるか否か」は、重要な論点となりますから、次に、「パラリーガル職という資格」についてお話をしましょう。

2. 資格制度について

「資格」を論じる場合、当然にそれを付与する団体の存在が前提となりますが、その団体の性格付けにより、公的資格と認定資格とに分かれます。現在、パラリーガル職を公的資格として認定する制度を保持している州はごく僅かですが、自主的に資格認定制度を設けているパラリーガル団体は存在します。

それが、前述のNALAでありNFPAなのです。

これらの団体は、質の高いパラリーガルを世に排出するため、各自の資格認定制度を設け、資格認定のための試験を実施しており、毎年多くの「Certified Paralegal」を排出しています。しかし、その一方で公的資格化の動きもあります。現に、1998年、ニュージャージー州最高裁判所のパラリーガル教育及び法規定化に関する委員会（The New Jersey Supreme Court Committee on Paralegal Education and Regulation）は、パラリーガルを公的資格とすることのついての勧告を行っています（issue a report set forth recommendations related to licensure and governmental regulation of paralegals）。NALAは、これに対して反対の姿勢をとっていますが、いずれにしても、例えば、日本における司法書士や行政書士資格のように、弁護士に隣接する資格の議論は、「Independent Paralegal」或いは「Unauthorized Practice of Law」の問題を巻き込んで、今後益々活発になってゆくように思われます。

この議論については、機が熟するのを待つとして、ここでは、自主的な資格認定を行っている二つの団体についてのお話に移りましょう。

3. 資格試験の内容について

NALAは、法律事務職の全米規模での普及を目指し、1975年に設立された非営利団体ですが、1976年には、パラリーガルの認可を目的とする「Certified Legal Assistant」を立ち上げ、以降、有能なパラリーガルの代名詞として、この資格は支持されています。また、2004年には、「Certified Paralegal」という商標登録も行いましたが、その内容は、「Certified Legal Assistant」と同様であり、この二つの名称は、互換性を持って使われています。つまり、名称は個々が属する地域社会により異なっても、パラリーガル職の内容また認可資格においては何等の相違も無いことになります。

受験資格は、大卒では、1) パラリーガル養成プログラムを修了済みであること、2) 学士号既得者のためのパラリーガル養成選科を修了済みであること、3) 学士号の保持者であり、加えて、パラリーガルとして1年の経験を有していること、3) 高校卒業又は同等の教育機関の卒業者があり、更に、弁護士資格を有する者の下で7年間、パラリーガルとして勤務した経験を有すること、などが挙げられています。

試験は、3月（或いは4月）、7月、12月の年3回開催され、2007年は、3月23-24日、7月20-21日、11月30-12月1日の3回、二日間にわたり開催されます。試験科目については、一日目は、1) インタービュー技術などを含むコミュニケーション能力を問うもの（Communications-1時間半）、2) 事案分析やドキュメントの要約などの能力を問う（Judgment and Analytical Ability-2時間半）で構成され、二日目は、1) リーガル・リサーチ能力を問うもの（Legal Research-1時間半）、2) 実体法についての知識を問うもの（Substantive Law-2時間）に分かれています。また、出題形式は、「True or False, Multiple Choice, Matching, Essay or Short Answer」となっています。

一方、NFPAは、1974年に設立された非営利連盟（non-profit federation）で、「The Paralegal Advanced Competency Exam (PACE)」を主宰しています。受験資格としては、パラリーガルとしての経験に比重が置かれており、パラリーガル選科の準或いは学士プログラムを終了していることに加えて、最低でも2年のパラリーガルとしての実務経験を要すると定められています。また、試験は、二段階構成となっており、一次試験の合格者が二次試験に臨みます。一次試験においては、法律問題一般の知識、分析的思考、倫理などを問う問題が出され、二次試験においては、実体法の知識を問う問題が出されます。

URLは

<http://www.paralegals.org/displaycommon.cfm?an=1&subarticlenbr=825>

では、NALAの模擬試験問題集（「CLA/CP Study Guide and Mock Examination」Thomson Delmar Learning）の実体法に関する設問の一例を挙

げてみますから、実際の試験に臨んでいるつもりで腕試しをしてください。

契約法に関する問題：

True or False:

If a contract is voidable by one party for lack of capacity due to intoxication, and if that party later performs a portion of the contract while sober, the contract is no longer voidable.

さて、「正誤」どちらを選択しましょうか。「lack of capacity due to intoxication」と言う記述に注意しましょう。酩酊状態の人が契約を結べば、契約を結ぶだけの能力が次如しているとみなされ、その契約は、原則として、「取消しうべきもの」となるでしょう。しかし、その人が「しらふ」に戻った後にその契約の一部でも履行した場合、無能力者としての保護状態から脱し、契約としての認識を持って行為を行なったことになり、契約を取消すことは出来なくなります。ですから、本問の答えは、「True」となります。

正解は得られましたか。両団体の試験は、「パラリーガルの能力を問う試験だけのことはある!」、との感想を抱くものとなっていますが、素直に知識を問う問題も多く、ある程度の受験対策をしていれば十分にこなせる内容となっています。また、出題範囲の広さは、逆説的いえば、これだけの範囲の審査に耐えうる知識と技量があれば、「有能なパラリーガルである」、との証明を得たことになるように思われます。

両団体の試験ともに、現在のところ、日本での受験はできません。しかし、CPSと同様に、将来的には日本国内での受験の道も開かれる可能性がありますし、なによりパラリーガルの資格試験の存在は、日本国内でのパラリーガル職の地位向上にもつながると思われます。

4. 結びにあたって

この紙面では、「資格としてのパラリーガル」についての認識を深めて頂く為に、米国でのパラリーガルの定義と試験情報について述べてまいりましたが、日本には日本独自のパラリーガル形態、言わば、「日本型のパラリーガル」が存在します。そこで、バベルでは、企業また社会のグローバル化に呼応する形で、国際社会の中でのパラリーガルを標榜する方々に対して「インターナショナル・パラリーガル」という形態を提唱しており、「国際的な法律業務の中で、

外国語を必要とする案件を中心に扱い、その英文作成力・翻訳力・ドラフティング力・通訳力などの能力を提供し、法曹を補助する職業」と定義付けております。これは、米国の定義に日本独自の職場環境を加味したパラリーガルの在り方を示すものでありますが、今回は、この定義を具現化する一環として、パラリーガルとしての個々の能力を形として証明する機会があることを示すべく、米国の権威あるパラリーガル団体が主催するパラリーガル資格試験をご紹介することにいたしました。興味を持っていただければ幸いに思います。

最後に、上述のNALAの模擬試験から、Business Organizationsに関する問題を一題抜粋しましたので、以下の記述から正解と思われるアルファベットを選んでください。問題中に書かれた用語を調べてみるだけでも、何か得るものがあるかもしれませんよ。

問題：

Jack is a delivery driver for Daffy's Taffy, Inc, a corporation. On Friday, May 13, Jack drives his delivery truck into the rear of Fee-Fee LuPue's car. Fee-Fee sustains injuries and is taken by ambulance to the hospital. Fee-Fee remains in the hospital for several days, misses work, and attends therapy for three weeks. Under what theory can Fee-Fee sue Jack's employer for damages?

- a. Corporation by estoppel
- b. Respondent superior
- c. De facto
- d. De jure

《解答はWEBで!!》

問題の解答は、以下のサイトで公開しています。

世界で通用する英語資格の情報サイト

英語資格ネット

<http://www.eigoshikaku.net>

(「CLA/CP Study Guide and Mock Examination」 Thomson Delmar Learning)
(<http://www.nala.index.html>)

翻訳検定 対策講座

共通知識問題

(社)日本翻訳協会 jta-net.or.jp/

吉野茂久

米国バベル翻訳大学院 (PST) プロフェッサー。実務翻訳者。ソニー等の外国部で海外マーケティング、英文資料作成。

富士通で派遣ベースにて翻訳グループのリーダー。

「翻訳技能認定試験」試験委員。英語の資格1級を13種類持つ。

「翻訳技能認定試験」 通称「翻訳検定」は20年ほど前に、労働省がプロとしての翻訳者の能力を認定する為に発足したものです。その後、政府の民営化の方針にともない、現在は(社)日本翻訳協会が認定していますが、技能試験の分野と内容はほとんど変わっていません。すなわち、A部門は文化、芸術、スポーツ、B部門は法律、政治、経済、C部門は工学、化学、科学、そしてD部門は医学、薬学、バイオの4部門があり、さらにこのように各部門がそれぞれ3分野に分かれています。問題が専門分野毎に出題され、受験者が希望の分野を受験できる試験は他に類がありません。

試験の結果は、1, 2, 3, 4, 基礎級の5レベルで格付けされます。1級は答案がそのまま商品として通用するレベル、2級はある程度のリライトを要するレベル、3級はプロとしての基礎能力を格付けするものです。

「共通知識問題」 「技能試験」(120分)に加えて、全受験者に出される「共通知識試験」(60分)があります。これは、部門や分野を問わず、翻訳に共通して要求される基礎能力を試す問題です。この問題で必要な基礎能力の方向が分かり、学習の指針となります。4問あり、第1問はパラグラフ(文章法)、第2問は時制・相・分詞、第3問は冠詞・単数複数、第4問は日英翻訳で意味では対応するが構文の非対応な英訳の問題です。これら問題が何故、基礎能力として重要であるかを、問題の解説と合わせて個別に説明します。

翻訳や英文ライティングに関する基礎能力が十分でないまま、専門分野に入り、伸び悩み、止めてゆく人が多いと言われます。ビジネス翻訳に必要な基礎能力を正しく認識し、これらを十分に学習し修得するとことが、大きく成長する礎となります。

まずパラグラフから学びます。

問題1 パラグラフに関する問題

翻訳は文単位ではなくパラグラフ単位。そして情報伝達の最小構成単位はパラグラフです。文はその部分に過ぎず、パラグラフが上位構造であり、文はその下位構造をなしています。パラグラフでGlobal Clarityが可能になり、文法はLocal Clarityの役目です。すなわち文レベルで如何に正確に訳せても、その上位構造であるインターセンテンスレベルのパラグラフでその要求項目が満たされていなければ、英日も日英も適切な翻訳とはなりません。また、技能試験の要約問題はパラグラフの応用問題でもあります。

紙面の制約から問題文は本誌に掲載してありませんので、バベルの雑誌eTrans Learning(現Legal. COMM)の平成18年11月号「翻訳検定徹底攻略法」第1回(パラグラフ)を参照ください。また、インターネットで過去のパラグラフ問題とその解答例を紹介していますので、これも参照して学習しましょう。(P87参照)

日本語の文章には段落があり、段落の始めと終わりではインデントするか改行して、パラグラフと同様の物理的構成をとります。しかし、内容の上では、日本語の段落には普通、英文章のような構造がありません。(パラグラフ技法を使った和文章も時にはある。)段落では、筆者が適当な箇所、恣意的に改行して段落を作ります。これに対し、英語の文章には、パラグラフおよび複数のパラグラフから成るエッセイ、論文などにはかならず構造があります。一般に、Informataion has a structure. 「情報には構造がある。」そして、A paragraph is a minimum structural unit of information. 「パラグラフが情報伝達の最小構成単位である。」この2つが、

これからパラグラフの学習をする為の大前提となります。

英語の発想と表現の特徴 これからパラグラフの要求項目をまなぶ前に、英語の発想と表現の特徴をまず知ろう。同じ11月号に「プロの英語頭脳を創る10のトレーニング」が掲載されており、「英語頭脳（英語の発想と表現）の4大特徴」として、1 構造的性 2.抽象具象の論理 3.原因結果の論理 4.精密性を挙げている。このうち、1構造的性と2抽象具象の論理は、パラグラフを含む英文の英語の発想と表現の根幹をなしています。

抽象具象の梯子 論理的思考のうちパラグラフ（文章法）の理解と応用には、一般的な論理思考である演繹（概念から具体へ）、帰納（具体から概念へ）の知識が必要です。この発想はまた、英語の5種類の名詞の可算性（主に普通名詞と集合名詞）と不可算性（主に抽象名詞と物質名詞）、不可算名詞の分類による可算化（whiskey がその種類を言うときは a whiskey, whiskeys と可算になる。）などにも応用される。抽象具象の梯子を昇り降りする能力が英語では必要不可欠だが、日本人は大学に入っても抽象具象の発想と表現が分からない人が多く、分かってもこれを使えない人が多いと云う。筆者も社会に出てからも長年、発想にも表現にも日英両語でこれを意識することはありませんでした。しかし、意識し出して抽象の梯子を昇り降り出来るようになってから発想と表現の両能力が日英で大きく伸びており、これでパラグラフの要求項目を具体的に実現できるようになる。

パラグラフの4つの構成要素 パラグラフには構造が必要ですが、その構成要素には4つある。統一性、首尾一貫性、十分な展開、展開パターンです。

1) 統一性

- 1 中心思想を主題文で言及する。
- 2 各詳細文を中心思想に関連づける。

2) 首尾一貫性

（「結束性」は概念としての「首尾一貫性」を実現する手段で以下の1, 2, 3, 4, 5を指す。）

- 1 思考の秩序だった配列
- 2 連結辞としての代名詞
- 3 語句や思考の繰り返し
- 4 接続詞と他の移行表現
- 5 並列構造
- 6 パラグラフ間の移行

3) 十分な展開

- 1 詳細文を3つ以上使う。
- 2 必要なら導入文、定義文、接続文、終結文を使う。

4) 展開法 パラグラフの展開パターン各種

- 1 例示
- 2 物語
- 3 工程
- 4 原因結果
- 5 分類
- 6 分割
- 7 定義
- 8 詳細な記述
- 9 分析
- 10 比較
- 11 対照

なお、パラグラフの上位構造として、複数のパラグラフから成るエッセイ、論文などの文書レベルがあるが、その構造は序論、本論、結論などで、パラグラフ構造の拡張である。パラグラフの参考文献にはつぎがあり、何冊か座右に置きたい。最初のものには必読。

- ・ Harbrace College Handbook Hodges/Whitten Hartcourt Brace Jovanovich
- ・ ビジネス文完全マスター術 篠田義明 角川
- ・ Technical Writing and Professional Communication for Nonnative Speakers of English Hucken and Olsen McGraw-Hill, Inc.
- ・ 論文のレトリック 沢田昭夫 講談社学術文庫
- ・ 日本語の論理 外山滋比古 中公文庫

問題2 時制・相・分詞

問題3 冠詞・単数複数

——いづれも文法に関する問題——

eTrans Learning 誌11月号にこれら問題の傾向と対策あり。またインターネットで過去の問題と解答があるので参照されたい。（P87参照）

英文法の重要性 次は国弘正雄氏の「国弘流英語の話し方」（たちばな出版）から抜粋したものです。私達の文法学習に対する認識を一変させるものです。

（引用始め）日本人は文法、文法と言うから英語が出来ないのだと、久しく言われつづけ、現在も盛んに言われているようですが、事実は全く逆で「まだまだ文法の勉強が足りない」というのが真相の

ようです。文法の理屈や文法用語の暗記が足りないではありません。訓練がたりないのです。普通の本を読む感覚で文法書に取り組み、紙の上でのドリルをちょこちょこやった位では、文法を勉強したことになりません。その程度の勉強で、英語を使えるようにならなかったと文句をいうとしたら、心得違いというものです。

そこで私の経験から、文法をマスターする四つの段階といったものをあげてみます。

- (1) 文法書の説明を読んで、例文の意味が一通りわかる。
- (2) 例文そのものを只管朗読して、身体に覚え込ませる。
- (3) 文法的な観察眼を働かせつつ多量の英語を読み、かつ聞く。
- (4) 色々な文型項目を実際場で使ってみて、自分の文法感覚を錬磨、調整していく。

私の観察する限りでは、(1)段階目の途中で挫折する人が大半のようです。いや、その段階だけに埋没しているのです。二階や三階があるのを知らないのです。(2)(3)までやって文法が役に立たなかったという人はおりません。処方箋は難しいですが、とりあえず意味を理解できた例文だけでも、(2)段階目の朗読に進んでみることです。それから改めて(1)段階目をつまづいた項目を攻めてみましょう。(中略)

一口に文法的な説明といっても、人によって、本によって、その説明の仕方は色々です。一冊の本を読んで、どうもしっくりこなかったら、いろいろな本を覗いて見てください。(中略) 例文の選択にも個性を発揮して結構です。文法書に載っている例文が気に入らなかったら、他の本から好きな例文を拾ってきて、入れ替えてしましましょう。こうしていけば、私家版の文法例文集が出来上がります。念を押しますが、その例文集は繰り返し、繰り返し音読すべきものです。(引用終わり)

私達が英語が出来ないのは、これだけの徹底した学習を文法でしてないからです。passive grammar能力は、英語を読んでその文法の用法が分かるレベル、英文を書くのに使えるactive

grammarの獲得を目指そう。特に冠詞と単複は早いうちに集中して学ぼう。

なお、文法書をそのままの順序で読んだりまたは断片的に読んでも、翻訳の手順に基づく理解と応用には役立つ場合がおおい。平成18年中に完成予定のバベルのオンライン講座「日英翻訳文法」は、翻訳作業の工程に則って文法項目を再構成して、翻訳に役立つ様に手順化し体系化しています。国文法も必要に応じて英文法と対比させます。

問題4 日英で意味は対応するが構文が非対応な英訳の問題

日英で構文が対応する場合もあるが、多くの場合様々な変換をすることにより英語らしい訳文なる。品詞変換、構文変換、態の変換など文法項目の応用に加え、主語の変換、語句の補足や省略もある。構文変換では、「無生物主語+原因動詞+目的語」の形がその典型で英語では多用されている。補足では、冠詞や単数複数や主語・目的語の補足がある。[問題4]については、eTrarns Learningの平成18年5月号で、日英翻訳のさまざまな技法をパターン化しているので参照されたい。なお、試験では和文と同じ構文の訳でも良しとします。インターネットに過去の問題と解答があるのでこれも参照ください。参考資料としては、「翻訳英文法エッセンシャルズ徹底マスター」安西徹雄(バベルプレス)、「英語の発想」安西徹雄(講談社学術文庫)など。オンライン講座「日英翻訳文法」はこれらを含む統合的な日英翻訳講座です(英日も含む)。また、平成18年11月号のeTrans Learningに、技能の「英日翻訳」「日英翻訳」「要約問題」の問題と解答の掲載があります。

共通知識問題のパラグラフ(文章法)、文法、日英翻訳の学習で、基礎力の重要性を認識し、これの徹底学習を継続した拡張して行い、大きく飛躍する基礎能力を築かれますことを祈ります。

過去の問題と解答は、以下のサイトで公開しています。

世界で通用する英語資格の情報サイト

英語資格ネット

<http://www.eigoshikaku.net>



POINT

What is Antitrust Law?

独占禁止法というとそれだけで何だかつつきにくい印象を受けるかもしれません。ところが、米国の独占禁止法の構造自体は実はとってもシンプルなのです。そのシンプルな構造とその執行機関の説明をしますので、米国独占禁止法に対するおおまかなイメージをつかみましょう。

1. 反トラスト法 (Antitrust Law) = アメリカ独禁法

米国独占禁止法は、よく反トラスト法とも称されます。独占禁止法 (Antimonopoly Law) は、日本にも同じ略称の法律があるのでイメージを掴みやすいですが、反トラスト法というと、聞き慣れないためとまどうかもしれません。

社会科の授業で、「独占」(monopoly)の形態として、「カルテル」「トラスト」「コンツェルン」の三種類を学んだ覚えがある方もいると思います。米国では、19世紀後半に、このうちの「トラスト」(trust→元の意味は「信託」：一定の目的

に従い他人に財産の管理を委ねるため、他人に財産権を譲渡することを意味します)の方法により、株主の議決権を単独の受託者に一任する方法で、市場を支配することが行われるようになりました。このような行為を規制するための法律として制定されたという経緯に鑑み、反トラスト法と呼ばれます。

反トラスト法の目的は、日本の独占禁止法(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)と同様、私的独占や不公正な取引方法を禁止し、公正かつ自由な競争を促進することにあります(日本独占禁止法1条 概要については①)。実は、日本を含めた各国の独占禁止法が米国の反トラスト法に学んだものなのです。その意味で米国の反トラスト法を学ぶことは、各国の独占禁止法を理解する上で大変助けになります。

2. 反トラスト法を構成する法律

米国反トラスト法といった場合、米国の連邦法における連邦レベルの独占禁止法を意味します^{*1}。この連邦レベルの反トラスト法 (federal antitrust laws) は、3つの法からなっています^{*2}。

(1) シャーマン法

シャーマン法 (The Sherman Act):1890年にシャーマン上院議員の提出により成立した法律であるため、この名前がついています。

内容はたった2条であり、第1条が「取引制限行為の禁止」いわゆる水平の取引制限であるカルテル、共同ボイコット等及び垂直の取引制限である再販売価格維持・販売地域等の制限が違法であることを定め、第2条が「独占行為 (monopolization) の禁止」を定めています。違反行為の効果は、重罪 (felony) とされ、刑事罰の対象となります。

条文は、第1条が15 USC

1、第2条が15 USC 2となります^{*3}。②のうちSection 1及びSection 2として参照可能です。

(2) クレイトン法

クレイトン法 (The Claton Act):1914年に、シャーマン法の抽象的な規定を具体化するために制定されました。クレイトン法では、違法な規制類型を定めていますが、その違反に対する刑罰規定はありません。概要は以下のとおりです。

第2条 (15 USC 13) ③Section 13 参照。

価格差別 (price discrimination) の禁止を定めています。価格差別とは、簡単にいうと、同じ製品を販売するのに、買い手によって異なる価格を設定することです。たとえば、大量に購買する人に対してのみ安価に販売するようなことをすると、小規模な業者は生き残れなくなり、市場が独占化される可能性が高くなります。このように、価格差

Us Law
英米法講座
上沼紫野
(BABEL UNIVERSITY)
Transnational Legal Program講師
Profile: 虎ノ門南法律事務所所属
弁護士。ニューヨーク州弁護士。
取扱分野: 知財、IT等

別行為が、市場の競争を制限するような効果を生じるような場合に違反とされます。

第3条(15 USC 14)

抱き合わせ取引(tying arrangement)や排他取引等を禁止しています。これはたとえば、有力なメーカーがその販売業者に対して、他の競合メーカーの製品を販売してはならないとの条件を付けて取引を行うような場合を指します。このような行為があると、市場に他の競合メーカーの製品が流通しにくくなり、競争が制限される可能性があるからです。

第7条(15 USC 18)

企業結合を制限しています。いわゆる合併(merger)やそれ以外の株式等の取得による企業の買収(acquisition)^{※4}が競争を制限するような場合に、その禁止を規定するものです。たとえば、競合品を供給しているメーカー同士が合併すると、市場の占有率が高くなりますが、そのような行為により競争が制限される場合は、これを行ってはならないというものです。

(3) 連邦取引委員会法

連邦取引委員会法(The Federal Trade Commission Act 通常FTC法と呼ばれています)：1914年クレイトン法の成立と同時に成立しています。反トラスト法の執行機関として連邦取引委員会(FTC)を設立した法律です。

反トラスト法に関する部分はFTC法5条(a)(1)で不公正な取引方法(Unfair methods of competition)を違法としています。短い条文なので下記に引用しておきます。

§5 (a) (1) Unfair methods of competition in or affecting commerce, and unfair or deceptive acts or practices in or affecting commerce, are declared unlawful.

条文は、15 USC 45(a)(1)。^④のSection 45にて参照できます。

連邦取引委員会は、反トラスト法の執行のみならず、消費者保護活動も行っています。(上記条文の後半 unfair or deceptive acts or practicesに関する

規定は、消費者保護活動に関わります)。詳細は、^⑤にて参照できます。なお、米国の連邦取引委員会に日本で該当するものは、公正取引委員会(JFTC)ですが、日本の公正取引委員会は、Fair Trade Commissionが英語名となっています(^⑥参照)。

3. 執行機関

法律があっても、それを執行(enforcement)する機関がなければ、実効性を持ちません。したがって、執行機関は重要な役割を持っています。

反トラスト法の公的な執行機関は、司法省(Department of Justice 通常DOJと訳されています)(詳細は^⑦参照)。

DOJは、シャーマン法の刑事・民事両面での執行を行い、FTCと共にクレイトン法の執行権限を有します。たとえば、一連のマイクロソフト訴訟^{※5}などで、司法省という言葉聞きませんでしたか？ あれば、司法省が原告となってマイクロソフトに対して訴訟を提起した訴訟です。

FTCは、FTC法のほか、クレイトン法を執行します。

また、州政府も、州政府自体が被害者となった反トラスト法違反事件で損害賠償請求訴訟を提起できるほか、被害を受けた州の住民を代表して賠償請求を行うことができます。

また、クレイトン法4条(15 USC 15)では、私人による三倍賠償(threefold the damages)が認められており、陪審制度と相まって、反トラスト法の執行に重要な意味を持っています。

4. まとめ

以上、反トラスト法の簡単な説明をさせていただきましたが、いかがでしょうか？ 米国は判例法の国であるため、判例を理解していくことは重要です。判例を読むにあたっては、上記の反トラスト法の構造と執行機関を頭においておくと、誰がどのような立場で、どの法律に基づいて訴訟を提起しているのかを理解しやすくなると思います。

①www.jftc.go.jp/profile/gaiyo.htm ②www.access.gpo.gov/uscode/title15/chapter1_.html

③www.access.gpo.gov/uscode/title15/chapter1_.html ④www.access.gpo.gov/uscode/title15/chapter2_subchapter1_.html

⑤www.ftc.gov/ ⑥www.jftc.go.jp/ ⑦www.usdoj.gov/

※1.アメリカ合衆国はUnited States of Americaというように、各州政府の連合体であり、各州は独立した法律制定権を有しています。但し、これは、州内の取引を規制するものであり(intra state)、州を越えた取引(inter state)は、連邦法で規制されます。

※2.法律の構成はシンプルなのですが、後述のUnited States Codeの特性から意外と条文そのものを探するのは難しくなっています。本稿では参照用に条文の参照方法を記載しますが、それほど気にしなくても大丈夫です。

※3.米国の連邦法は、全ての法律が米国統一法典(United States Code)のいずれかとして制定されます。15 USC 1というのは、このうちのTitle 15 Commerce and TradeのSection1を指します。

※4.双方を合わせてMerger & Acquisition(いわゆるM&A)といいます。

※5.マイクロソフト訴訟は第3次まであり、時間も10数年にわたっています。

Guide to Professional School

No.
1

Legal

米国で最も歴史のある東部の大学 Washington & Lee LLM



WASHINGTON AND LEE UNIVERSITY

W&L HOME | DIRECTORIES | SEARCH

Law Home | Faculty | Students | Find People | Calendar | Contact Us

Enter search terms Search...



THE SCHOOL OF LAW

Friday, October 20, 2006

Academics
Admissions
Alumni & Friends

Career Planning
Library
Student Services
Technology

Journals
Law Centers
Legal Clinics
Student Organizations



Students, Faculty and staff packed the Millhiser Moot Court Room for the annual Tucker Lecture, delivered by Slate Editor and Columnist Dahlia Lithwick.

MULTIMEDIA



"The Roberts Court:
Initial Impressions"
Video | Audio



"2006 Supreme
Court Preview"
Video | Audio



"The Press and
National Security in
Wartime"
Video | Audio

FACULTY IN THE NEWS

10/19/2006 - ABC News
Professor Jost

10/18/2006 - ABC News
Professor Jost

more news...

HEADLINES

W&L Law Professor Tim Jost is
Featured Guest with ABC News's Dr.
Tim Johnson on the Need for
Universal Health Insurance



Professor Tim Jost, the
Willet Family Professor
of Law at the
Washington and Lee
School of Law, was the
featured guest
recently on ABC's
"Healthy Life Series"
with Dr. Tim Johnson.

ABC News has been running a special
series of health care-related stories
this week entitled, "Prescription for
Change: Fixing America's Health
Care System."

British Lord to Discuss
Cornwallis Family History
in Lee Chapel

Slate Magazine Editor and
Columnist to Discuss the
Roberts Court for 2006
Tucker Lecture

more news...

UPCOMING EVENTS

October 27: Davis Moot
Court Competition Finals

November 9: PAD Annual
Charity Auction and
Reception

November 10: Mock Trial
Final

Go to Calendar

ON THE WEB



PILSA SALE



The Groot
Professorship

All Contents Copyright Washington and Lee University School of Law
Questions: Contact Us

how to get here

小粒なロースクールとしてはYALEにつぐ優れた学校として定評がある



Walter J. Borda氏紹介

ミシガン州弁護士。1946年生まれ。Ford社に17年間勤務、アジア担当としてマツダとの提携など訪日経験豊富。1988年独立し法律事務所開設。自動車関連国際取引に特色。

日本企業との関係も深く毎年訪日している

Washington & Lee LLM 紹介

W&L 大学の歴史

W&Lは1749に設立された、米国で最も古い大学の一つです。スコットランド移民により設立されたが、米国初代大統領George Washingtonが多額の基金を拠出したことから彼の名を冠しています。George Washingtonは運河会社に投資して得た利益から寄付したものです。南北戦争で南軍を指揮したのはRobert Lee将軍ですが、彼は南軍の敗北により二度と軍服を着ることを許されませんでした。しかし、優れた人格者であったのでWashington大学で教鞭をとることになり、後に学長になりました。そして、大学の名前もWashington & Leeとなった訳です。余談ですが、アーリントン墓地はもともとLee将軍の土地だったものが国に没収されたものです。

LLM Programについて

W&Lには二つの学校があります。一つは通常の大学で多くの学部があります。もう一つはLaw School (法律校)です。W&L Law Schoolは米国では有名校で、米国の法曹界、産業界、金融界に優れた人材を送り出しています。U.S. News & World Reportの米国法律校のランキングでW&Lは22位に位置しています。例年18-25位を占めている。

W&Lは3年前に法科大学院・LLM Programを発足させた。LLMは、母国で法学士の資格を既にとっている外国人の留学生のためのものである。JD Programは一クラス130-140名、合計400名程度、LLMは一クラス5-10名の構成です。

W&L Law Schoolは法曹界に人材を多数輩出しており、現在の全米弁護士会の会長はW&Lの卒業生です。また、NYSEに登録されている大企業のCEOでW&L卒業生は、フォーブス誌によると一位か二位を占めている。法曹界では、最高裁判事のPowellは堕胎問題を巡る決を行ったことで有名ですが彼もW&Lの出身です。W&Lの中には、彼の著作や資料を保存するライブラリーが置かれています。

W&Lがどういう点で優れた法律校であるかをお話します。第一にW&Lは小さな大学であるということです。少数の学生でじっくりと勉強するのに最適です。多分、優秀な小規模法律校としてはYale大学に次ぐ全米第二位の地位にあると思います。第二にW&Lのある街は美しい所であり、また安全な場所です。第三に、学生の数に比して教授陣は充実しており、一對一の個別の指導・対応が可能です。

また、W&Lの良い所は、必修科目が二つし

かないことです。一つは米国法の基礎的なコースです。第二は法律文書の読み方、書き方のコースです。勿論、この二つのコース以外にあらゆるコースが選択できます。カンセラーが学生と一緒にどの科目を選択したら良いかの助言を与えてくれます。訴訟法、連邦および州の刑法、会社法、連邦税法、知的財産権、商標権等々から選べます。一年が終わったところで、今度はCram School (予備校) に入って知識のおさらいをした上でNYのBar Examに備えます。

W&Lの卒業生には多くの就職の機会が広がっています。例えば私の法律事務所では毎夏W&Lの卒業生に働いて貰っています。また、奨学金制度もあります。私の事務所も相応の寄付を行って、外国人学生の奨学金に使って貰っています。



Lexingtonの利点

W&LのあるLexington, Virginiaは、小さな街ですから、NY, Chicago, San Francisco, Los Angelesなどの大都市に比べて住宅費はじめ生活費は低額であり、極めて暮らしやすい環境です。また、大学にはAdministratorと呼ばれる世話役が居て学生のためにあらゆる手助けをします。例えば、アパート探すのを手伝い、家主との交渉の助言をします。また、運転免許の取得の手伝いもします。お子さんが居られる場合、学校のお世話もします。

この他にもコースの選択についてのお手伝いもします。



W&L LLMを選ばない理由

以上、W&Lをお選び戴くためにその利点を申し上げて参りました。ここで、その逆にW&Lを選ぶべきではないという理由をお話します。まず日本人が大勢居る所に行きたいとお考えの方はW&Lを選んではいけません。4年制大学には若干の日本人留學生が居る場合がありますが、基本的にはこの街に住む日本人は殆ど居ないと言えます。言い換えれば、朝から晩まで否応なしに英語を話さざるを得ない環境に身を置くことになるのです。また、日本の商店もありません。衣服も中々サイズが合わないかも知れません。日本のレストランもないので、イタリアン、アメリカン、マクドなどで満足しなければなりません。とは言え、学部には外国人の留學生が大勢います。日本人も若干居ると思います。そういう意味では、かなり国際的である訳です。かなりの数の英国人、ドイツ人、ラテン・アメリカ系（特にアルゼンチン）が居ます。アジアからは韓国と中国の學生が多いです。彼らはインターネットでW&Lのことを知り、LLMを終了してアメリカでちゃんとした職業についています。例えば、韓国からのW&L LLM卒業生は今回の私の韓国訪問に当たってW&L留学希望者を集めてパーティを開催しましたが18名が参加する賑やかなものになりました。ただ残念なことにW&L LLMには、今日現在、日本からの留學生はまだ居りません。私これはW&Lの欠点だと考え、日本の法科大学院、企業、大学などに働きかけています。一日も早く日本からの留學生が来られることを切望するものです。W&Lに興味をお持ちの方はお名前を残して下さい。ご希望に応じW&Lから直接に追加資料をお送りします。なお、ご参考までにTOEFL要求点は、Paper basis 560, CBT 220, Internet basis 83です。

私とロースクール

川上陽一

(大手商社法務部勤務)

1. 長い道のり

若い時から弁護士になりたくて京都の大学の法学部に二浪してやっと入り、司法試験をめざしたものの、4回生の春の短答試験で簡単にはねられ、これは何回留年して受けても自分の頭ではとても通らないと、さっさとあきらめ大手商社の法務部に入社しました。自分の頭の程度が分かっただけでもそんなにばかじゃないと当時は自分を慰めたものでした。それからずっと国際契約、仲裁・裁判などの国際紛争処理、海外合弁事業、プロジェクト事業、M&Aなどの国際法務の仕事をしてきました。1980年代後半と1990年代半ばと2回にニューヨークに駐在する機会がありましたが、米国では企業内法務部は全員弁護士で、車の運転と同じように企業内法務部であっても弁護士資格がないものが法律の仕事をやってはいけないことになっています。よって私のニューヨークでの業務も上司の弁護士と日本人駐在員間やニューヨークと本社間とのコーディネーションや簡単な契約書作成とかいったものにすぎませんでした。これではいけないとふたたび弁護士になる決意を固め、私の前任者が夜学で通っていたFordham大学のロースクールに願書を出し、夜学で米国法を勉強することになりました。1994年秋のことです。昼間の学校に行かせてくれと会社に頼んだものの働いてからにしろと却下されました。

2. Fordhamロースクールにて

どうも私は英語のセンスがなく会社に入社以来ずっと英語を使っているのに、TOFLEを何回受けても580点にしかいかず、当時の一流ロースクールの基準である600点に遠く及びませんでした。大学で英語の単位を取ることを条件に入学を許可されました。Fordham大学はニューヨーク市内ではNYUやColumbiaと肩を並べる総合大学であり、

JDは一学年に500人もいる大きなロースクールです。FordhamのLLM Programは当時はBanking LawとInternational Trade Lawで、実際の仕事を生かして後者を取りました。最近Intellectual Property Lawが増えたようです。夜学ですので昼間は駐在員としての仕事をし、また週末は家族の面倒も見なければならず、40歳にして大変な、しかし充実した日々を送りました。夜学でJDの科目を取ると目につくのは、昼間働きながら夜法律の勉強をするという人たちが大勢いるということです。JDでもパートタイムのコースがあり、夜のロースクールには何とか弁護士になって這い上がろうとでもいうようなハングリー精神というか、何かアメリカのない雰囲気を感じられ、こちらも頑張らねばと励みになりました。学業の方はJDと共通の科目を取ると、いわゆるソクラテス方式であてられますので日本人には大変ですが、試験科目と論文科目をバランスよく取り、またアメリカ人の学生よりノートを貸してもらったりして、2年コースを何とか1年半に短縮して24単位取得しました。

3. ロースクールで期待すること

ロースクールでは米国法の知識を吸収することも大事ですが、法律家としてバランスの取れた考え方や論理的思考力を磨くこともとても重要なことです。弁護士試験に必要な知識は受験予備校で何回でも(?)教えてくれます。そういった意味でこれから私の20年来の友人で先生でもあるWalter Borda弁護士が紹介してくれるWashington and Lee Universityのロースクールがちょっと田舎にはありますが、きわめて少人数で指導教官と相談しながらじっくり勉強ができる所だと思いますので、ロースクールを選ぶ際に候補の一つに考えていただけたらと思います。

私のプロフィール

大手商社法務部勤務。ニューヨーク州弁護士。

急速に進展するグローバル化の結果、外国語(実質的にほとんどが英語なので、以下英語)抜きでは仕事がしにくくなった昨今。学生時代にはやばやと語学から脱落した人はむろんのこと、大学で英語・英文学を専攻した語学通でも、短期間でまとまった分量の英語に目を通し、翻訳するのはたいへんなことだ。その上、海外関連のビッグプロジェクトともなれば、関係する社内外の人間の数も多い。スピーディにことを運ぶには、英語のままの資料閲覧を人に強いるわけにもいかない。どうしても手早く日本語に移し替える必要がある。そこで、翻訳会社の手を借りる仕儀となる。

発注者のための翻訳業界講座

「翻訳会社の正しい見つけかた」

森 俊一(パベルトランスメディアセンター マネージャー)

ところでこの翻訳会社という代物、門外漢にはなかなかわかりにくい存在だ。納期を決めたはずなのに当日になって「すみません、一日遅れます」と電話をかけてくるところや、納期どおりに届いたはいいが、まるでできの悪い学生が辞書も引かずに訳したとしか思えないような日本語が書かれていたりする。電気製品や自動車、あるいはパソコンといった「製造物」の世界には、一定のスタンダードというものがある。品質上の欠陥や納期遅れは当然リコールやペナルティの対象となる、というのが常識だ。ところが、翻訳業界では必ずしもこのような常識が通らないように思える。翻訳会社の選び方次第ではたいへんな目にあう可能性があるのだ。

そこで、これから初めて翻訳会社を利用するというかたがたのために、翻訳会社の仕組みやその正しい選び方、翻訳で失敗しないための方法などをわかりやすく説明してみる。

翻訳で失敗するとはどういうことか

まず、翻訳で失敗すると会社の消滅にいたることもあるという怖い話から。2001年11月に中堅損

保の大成火災海上(株)が会社更生手続開始の申立てをおこない、事実上倒産した。9.11のテロで倒壊した世界貿易センタービルの再保険金支払が直接的な引き金となったようだが、破綻を発表する当時の社長のコメントには「翻訳が間に合わなかった」という意味の言葉があった。この、最後の土壇場になっての「翻訳が間に合わなかった」という言葉の意味するところはいったいなんだったのか。日本の他の金融機関から支援を受けるために、再保険の契約内容を日本語に翻訳する必要があったのか。それとも外資による救済を受けるために、日本語の資料を英語に翻訳する必要があったのか……。いずれにせよ、たかが翻訳と軽く見てはいけないことを示す端的な例である。

悲劇から何を読み取るか

大成火災の悲劇から読み取れる教訓は数多いが、一番重要なのは、その場になって慌てて翻訳をするのでは間に合わないということだ。転ばぬ先の杖こそ、いつの場合も真理なのである。対処方法は二つある。

① 重要文書(特に契約書)は必ず翻訳しておく。

契約書というのは会社にとって最も重要な文書のひとつである。上述の例のように、ときには会社の死命を制することすらある。したがって一朝、事が起こってからでは遅い。非常の事態に備えて、必ず翻訳しておくことが必要である。グローバル化の進む昨今、バイリンガル・マネジメントの一環として重要文書をふだんから複数言語で管理する会社も増えてきている。これならいざというときに機敏に判断ができ、行動に移せる。

② 急なときにいつでも頼めるように、あらかじめ翻訳会社を選定しておく。

契約書のような重要文書はあらかじめ翻訳しておくとしても、何から何まですべて翻訳しておくわけにはいかない。それに、一刻を争うビジネスの現場ではどうしたって緊急に翻訳しなければならない文書が突然発生するものだ。こういうときの文書というのは、当然のことながら赤の他人の翻訳会社にポンと渡せるようなお手軽なものではない。秘密漏洩のリスクを担保した上で、かつ内

容を正確かつ的確な文章でスピーディに翻訳できるスタッフと体制の整った翻訳会社であるかどうかを見極めた上でなければ、頼めるものではない。しかし、一刻を争う状況のなかで果たしてこんな作業ができるだろうか。その間にも事態はどんどん推移（多くは悪化）してしまうだろう。つまり、翻訳の必要が生じてから翻訳会社を選ぶのでは遅いのである。こういう非常の大事こそ、平時に片付けておかなければならない。

翻訳会社の仕組み

ここで翻訳会社というものの中身を少し見ておくことにしよう。ひとくちに翻訳会社といっても、100人を超える規模のものから個人事業まで実に数多く存在するが、たいていは、営業やコーディネートを主業務とする社員と、自宅で翻訳をするトランスレーターで構成されている（もちろん、総務や経理といった仕事をする社員もいるだろう）。社内にトランスレーターを常駐させている翻訳会社は少なく、常駐させているとしても人数は限られている。つまり、大半の仕事は翻訳会社の営業マンやコーディネーターを通して、在宅の翻訳者の手に渡る。大手の翻訳会社になればなるほどこのトランスレーターの数は多い。したがって、どの仕事がどのトランスレーターの手にゆだねられるかは、その時々状況に応じて変わる可能性が高い。また、専属制をとっているのではない限り、一人のトランスレーターに複数の翻訳会社が依頼していることも多い。つまり、別々の翻訳会社に頼んでも、実際に翻訳する人は同じということもあり得るのだ。特に、トランスレーターの数が極めて限られている言語の場合、この可能性は高くなる。北欧語を専門とするあるトランスレーターのもとに、ある日3つの翻訳会社から仕事の打診があったが、文書の内容はどれも同じであった、という話がある。要するに、あるメーカーが北欧の提携先から送られてきた文書を日本語に翻訳しようとして日本国内の3つの翻訳会社に見積もりを頼んだのだが、3社とも同じトランスレーターに翻訳の打診をしたというのである。ジョークなのか実話なのか、筆者には判断がつかない。

翻訳会社の推奨する「正しい翻訳会社の選び方」

さて、ではどうやって（何を判断材料として）翻訳会社を選ぶのが賢明なのだろうか。この重要なテーマに関しては、実は翻訳会社みずからが回答を示してくれている。「翻訳会社の選び方」というキーワードでウェブ検索すると、たちどころに十指にあまるサイトを見つけることができるのだ。そのほとんどが翻訳会社である。内容は会社によりまちまちで、ほんの数行のものからワープロで数頁に及びそうなものまであり、中には「無料小冊子『翻訳会社の正しい選び方』をプレゼントします」というまでである！ 翻訳会社の正しい選び方は、たんに顧客側だけでなく、翻訳会社側にとっても重大事であることがわかる。

ではまず、ウェブ検索でトップに選び出された翻訳会社の「翻訳会社の選び方」を見てみよう。

翻訳会社の選び方

真の翻訳サービスとは何だろうか？ 翻訳会社としてのXXX（翻訳会社名）は常にそのことを念頭においています。

XXXでは理想の翻訳サービスをめざし、心の通うコミュニケーションをモットーにしています。お客様一人ひとりのご希望をお伺いし、臨機応変に翻訳のプロセスをデザイン。だから、スピード、品質、価格のバランスがとれた翻訳サービスが可能です。専門分野も一般のビジネスをはじめ、IT、医療、法律など多岐にわたっています。

ことばを「伝える」にとどまらず、心まで「伝わる」それがXXXのサービス。ことばのプロフェッショナルが皆様のご要望にあった最高＆最適な形の翻訳サービスをご提供したいと考えています。

これで終わりである。何かだまされたような気がしないだろうか？ これでは翻訳会社の選び方というより、自社のサービスポリシーの開陳、より端的に言えば単なる宣伝だ。そもそも、この日本語のセンスでは、翻訳を依頼する気持ちになれそうもない。

もう少し中身のあるものを、ということで別の翻訳会社のサイトをいくつか当たってみた。「間

違いだらけの翻訳会社選び」「翻訳発注に失敗しない7つのポイント」など、タイトルもさまざまだ。翻訳会社が自社のサイトに掲載しているのだから、当然のことながら自社の強みを引き出せるようなポイントに絞って書かれている。とはいえ、まったくの手前味噌かと言えばそうではなく、客観的にみて多くの示唆が得られるとっていいだろう。

これらのサイトから特に重要と思われるものをピックアップし、これに筆者自身が重要と考えるポイントも加えて、「翻訳会社を選ぶための7つのポイント」をまとめてみた。

その1：守秘義務や個人情報の取り扱いはどうなっているか。

翻訳そのものの話に入る前に、まず秘密保持について確認しておこう。法務文書はたいていが企業秘密に関わるものである以上、この点からスタートするのが自然である。秘密保持契約書の雛形が和文・英文とも揃っているかどうか、個人情報の取り扱いについてはどうなっているかを聞いてみよう。相手の答えを聞いていれば、何やら翻訳の品質水準まで透けて見えるような気がするはずである。

その2：料金だけで選んではいけない。

すでに見たように、会社の存亡にかかわることも多いのが法務文書である。価格だけで決めるとするのははなはだ危険だ。かならず翻訳の進め方、品質管理の仕組みについて確認することが必要である。とって、翻訳プロセスは特に複雑である必要はない。複雑で、工程の多い体制というのは、一見もっともらしいが、宣伝のためのシステムであることが多い。翻訳というのは高度な作業ではあるが、決して複雑ではない。トランスレーター、チェッカーが有機的に組み合わされているか、品質レベルを最終的に保証できるような社員がいるかどうかが決め手となる場合が多い。

その3：専門分野を絞り込んでいるか。

他の多くの世界と同様、「なんでも出来ます」というのはあまり信用できない。他の分野のことはいざ知らず、法務文書については多くの経験・実績をもったトランスレーターが揃った会社を選びたい。

その4：複数のトランスレーターによる作業に習熟しているか。

大量の文書を短時間で翻訳するには、複数のトランスレーターで作業しなければならないことが多い。だが、5人のトランスレーターで5分割して訳したものを単につなぎ合わせるだけ、というのではいかにも寂しい。複数トランスレーターによる翻訳というのは、経験が正直にものをいう。必ず確認しておきたいポイントである。

その5：継続的なフォローをしてくれるか。

契約にせよ訴訟にせよ、法務文書は同じ案件について継続的に文書が作成されていく。一連の文書に対し同じトランスレーターを当てるなど、継続的なフォローをしてくれるかどうかはきわめて重要だ。同じトランスレーターのチームが同一案件を継続して担当してくれることが理想だが、仮にそうでなくても、前回までの資料を読んだ上で翻訳にあたってくれるようであれば一貫性が保てない。

その6：トランスレーターの育成をしているか。

自社独自の教育プログラムでトランスレーターを育てていれば、翻訳方針や品質に関する会社の考え方が翻訳者に十分に浸透している可能性が高い。本格的な学校ではなくとも、翻訳者の研修などを定期的におこなっている翻訳会社が望ましい。

さて、最後にもう一つ。その7である。翻訳会社を選ぶ際は、トライアル（試訳を提出させて実力をみること）を活用したい。論より証拠、翻訳の品質レベルを見るには実際に訳したものを見るのがいちばんだ。無料で、あるいは通常の半額などの特別価格でトライアルを利用できる翻訳会社は多い。ただし、ここに落とし穴もある。まず、トライアルということで特別な力作を送ってくることもあるからだ。これでは、トライアルはよかったが、実際に頼んでみたらだいぶ違っていったという結果をもたらす可能性がある。品質レベルがまちまちだというのは、その都度トランスレーターが異なるからだ。その5を読み直していただきたい。

さて、めでたく翻訳会社が決定したら、次は発注だ。紙幅の関係でここでは触れないが、機会があれば次は「正しい翻訳発注の仕方」についても述べてみたい。

契約書、社内規程、デュー・ディリジェンスのための調査資料、判例、訴訟文書から、目論見書、有価証券報告書、事業報告書、決算短信、財務諸表などの財務文書、IR文書まで、企業の経営の根幹にかかわるニーズに高品質の翻訳で応えます。



法務文書・財務文書・IR文書の翻訳サポート

大量の文書を、短期間に、安定したクオリティで翻訳する——。

個人ペースの翻訳ではなく、プロジェクトチームによる翻訳が私たちの得意技です。ジャンルはまず法務文書。契約書、定款、社内規程、訴訟文書など、企業法務に関する文書は得意中の得意です。次が事業報告書、目論見書、決算短信などの財務・IR文書。多くの渉外弁護士事務所、企業の法務部・財務部が私たちのお客様です。企業買収・合併等の大規模プロジェクトに翻訳を通して多数かかわってきました。書籍の翻訳・編集にも30年の経験と実績を持っていますので、単なる翻訳だけではなく、編集から制作まで一貫したサービスも提供できます。

法務文書

規制緩和と外国資本の流入により活発化する買収、合併、資本提携。グローバル化により企業活動のさまざまなフェーズで法務文書の翻訳が必要となります。

英語に堪能な社員はたくさんいるといっても、法務文書の翻訳はそう簡単に社内処理はできません。

信頼できる翻訳会社に外注したいが、ほんとに安心してまかせることができるのか不安が残ります。「何でもできます」的な翻訳会社に重要な契約書や訴訟資料をまかせてはいけません。

財務文書・IR文書

外国人株主に対する企業情報の公開、特に英語による情報開示（英文IR）がますます重要度を増しています。上場企業のホームページを見ても、英文によるIRページが増えてきました。また、金融の多様化により、目論見書や社債要項などを翻訳する機会も以前にくらべ格段に多くなりました。

しかし、翻訳会社の側にはそれに対応する翻訳者とチェック体制を整えたところはまだまだ少ないようです。財務・IR文書の翻訳は、経験の差がものをいう世界です。しっかりとしたパートナーをお選びください。

法務文書・財務文書・IR文書の翻訳に関するご依頼・ご相談は

株式会社バベル トランスメディアセンター

東京 〒106-6004 東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー 4F
TEL: 03-6229-2450 FAX: 03-6229-2448 e-mail: tokyo@honyaku-babel.com

大阪 〒531-0072 大阪市北区豊崎3-19-3 ピアスタワー6F
TEL: 06-6377-2703 FAX: 06-6377-2705 e-mail: osaka@honyaku-babel.com

ハワイ 1720 Ala Moana Blvd., Tradewinds Suite A5, Honolulu, Hawaii 96815 U.S.A
TEL: 1-808-946-3773 FAX: 1-808-946-3993 e-mail: hawaii@honyaku-babel.com

■■■テーマ：米国秘書検定合格法
CPS (Certified Professional
Secretary)

内容：1. CPS資格の内容
2. 日本人合格者の体験談
3. 合格必勝法

日時：2006年12月8日（金）

19：00-21：00

場所：バベル六本木キャンパス

参加費：2000円

（先着10名様ご招待）

共催：BABEL UNIVERSITY
CPS Institute

バベルスタッフ

☆申込はこちら==>

http://www.babel.co.jp/b-univ/tsemi_1.html

■■■テーマ：英文契約書はこう
読む

内容：

1. 英米法と日本法の違い
2. 英文契約書の半分はこれで攻略できる
3. 法律英語上達の学習法—その秘訣

日時：2006年12月11日（月）

19：00-21：00

場所：バベル六本木キャンパス

参加費：2000円

（先着10名様ご招待）

共催：BABEL UNIVERSITY
Transnational Legal Program

バベルスタッフ

☆申込はこちら==>

http://www.babel.co.jp/b-univ/tsemi_1.html

■■■テーマ：翻訳出版する本を探そうハウ

内容：

1. 出版翻訳のベストセラー情報
2. 売れる本を探すノウハウ
3. 訳文を作るポイント

日時：2007年1月24日（水）

19：00-21：00

場所：バベル六本木キャンパス

参加費：2000円

（先着10名様ご招待）

共催：BABEL UNIVERSITY
Professional School of Translation

バベル Co-pubスクール

☆申込はこちら==>

http://www.babel.co.jp/b-univ/tsemi_1.html

■■■テーマ：インターナショナル
パラリーガルになるには

内容：

1. 日米パラリーガル事情—最も伸びている職業
2. パラリーガルに求められるスキル
3. パラリーガルになるには

日時：2007年1月26日（金）

19：00-21：00

場所：バベル六本木キャンパス

参加費：2000円（先着10名様ご招待）

共催：BABEL UNIVERSITY
Professional School of Translation

バベルスタッフ

☆申込はこちら==>

http://www.babel.co.jp/b-univ/tsemi_1.html

BABEL Bilingual Career Forum
XVII

■■■テーマ：ビジネス翻訳で起業する方法—リーガル／金融・IR／コンピュータ／特許／メディアカル—

内容：

1. 翻訳業界これからどうなる？

2. お得な分野紹介

3. 起業する方法教えます

日時：2007年1月17日（水）

19：00-21：00

場所：バベル六本木キャンパス
参加費：2000円（先着10名様ご招待）

共催：BABEL UNIVERSITY
Professional School of Translation

バベルトランスメディアセンター

☆申込はこちら==>

http://www.babel.co.jp/b-univ/tsemi_1.html

〒106-6004

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

■■■テーマ：KPMG Japan主催
新任取締役セミナー（法務編／財務・税務編）※法務編は2月に開催

日時：2006年12月13日（水）

12月14日（木）

両日とも9:30～16:30

場所：アルカディア市ヶ谷

（千代田区九段北）

参加費：105,000円（昼食代含む）

■必須知識を最初に押さえることの大切さ 新たに関係会社の取締役に就任された場合、MBA的な経営の専門知識やスキルの前に、必ず身につけておかなければならない必須知識があります。それは、取締役自身と企業

EVENTS

を取り巻く法務・コンプライアンス知識と、いまや社内外の共通言語となっている財務・税務の基礎知識です。

法務・コンプライアンスの基礎知識がなければ、自分自身や企業が法律等によって厳しく規制されていることを知らずに、誤った判断を下してしまうかもしれません。また、財務・税務の基礎知識が不足していると、適切な意思決定はもとより、社内外の関係者と円滑なコミュニケーションをとることが難しいのではないのでしょうか。

本セミナーは、関係会社の取締役にとって最低限かつ緊急に必要な法務・財務・税務の知識を、各分野専門の講師が豊富な事例を交えながらお教えするものです。

*詳細・お申し込み

http://www.kpmg.or.jp/resources/seminar/s_20061128.html

Event・Seminar

■■■テーマ：日本著作権教育研究会主催

教育著作権シンポジウム

日時：2006年12月13日（水）

13:30～16:30

場所：日本教育会館

(千代田区一ツ橋2-6-2)

参加費：無料

■本研究会は、誰もが不安無く著作物を利用できる体制を作りたいと考えています。そのためには、著作物（権）が流通（使用許諾）しやすい環境づくりこそが、今急がれるべき課題です。著作者の皆様には、ぜひとも寛大なご理解をお願いいたします。また、教育に携わる皆様には、正しい利用をお願いいたします。本研究会では、著作者様、ご利用される教育現場の皆様双方にとって最良の流通システム構築を目指しています。

今回のシンポジウムでは、教育機関の方々を対象とし、入学試験問題の二次利用（問題集作成やホームページ掲載）の留意点と英語著作物の二次利用の問題点を中心にプログラムを組みたいと考えています

*詳細・お申し込み

<http://www.jec.or.jp>

■■■テーマ：リクルート主催

国際派のためのリクルート東京キャリアフェア

日時：2006年12月18日（月）

12月19日（火）

11:00～18:00

場所：東京ビッグサイト西3ホール
(江東区有明)

参加費：無料

■海外大生を積極的に採用したいという多くの企業が、毎年2回、夏と冬に集結します。

参加資格は海外の大学・大学院で学士（Bachelor's Degree）以上の学位を取得予定（または取得済み）の日本語バイリンガルの方。（4年制大学へトランスファー予定のコミュニティカレッジ在籍の方の参加も歓迎です。MBA取得予定の方、職務経験をお持ちの方も歓迎です。）

将来的に取得を予定している方でも参加可能ですので、ぜひ、履歴書を持っていかれてみてはいかがでしょうか。

*詳細・お申し込み

<http://kaigai.rikunabi.com/tcf/index.html>

■■■テーマ：ディスコ主催

東京ウィンターキャリアフォーラム '06

日時：2006年12月21日（木）

12月22日（金）

10:00～17:00

場所：東京ビッグサイト

西3ホール（江東区有明）

参加費：無料

■東京ウィンターキャリアフォーラムは、多くの留学生が帰国する冬休みのタイミングにあわせて、東京で開催される日英バイリンガルの方のためのジョブフェアです。東京でのキャリアフォーラム開催は夏と冬の年に2回しかありません。留学生の方はもちろん、過去に留学経験や海外での職務経験を持ち現在日本で働かれている方などもぜひご参加ください。

・2日間参加された方にパスネット1000円分をプレゼント！！

・約100社のグローバル企業が参加（参加企業は順次アップデートされます）

・現在日本で仕事をしている転職希望者の方も歓迎

*詳細・申し込み

<http://www.careerforum.net/index.asp?lang=J>

■■■テーマ：American Association of Law School Annual Meeting

日時：2007年1月3日 7:00～

1月4日

1月5日

1月6日

場所：Washington, DC

Marriott Wardman Park Hotel

参加費：

Type of Registration(1000)	Received by Nov.10,2006	Received after Nov.10,2006
Faculty&Employees at AALS Member&Fee-Paid Schools	\$360(01)	\$410 (01)
Faculty at International Law Schools	\$340(02)	\$390 (02)
Other Faculty	\$410(03)	\$460 (03)
Law Student	\$200(04)	\$240 (04)

■AALS（American Association of Law School）のメンバーの毎年行われる世界会議です。法の教育に携わる人が世界各地から訪れます。「Meeting Place」として、自由に意見を交換したり、人的ネットワークを構築したりといった場になっています。教授のみでなくその家族または、現役学生も参加できる会議とな

っています。

全行程4日にわたる会議の内容も盛りだくさんで、さまざまな専門科目ごとに分かれたプログラムや、ワークショップなど法の世界で生きようとする人には興味をそそる内容です。

パネリストも、ハーバードをはじめエールやシカゴなどAALSに加盟しているロースクールから出席する予定です。

*詳細

<http://www.aals.org/am2007/brochure.pdf>

■ ■ テーマ：Temple University Japan Open Campus

日時：

2006年12月9日 13:00～(学部)

2006年12月14日 (MBA・要予約)

2007年1月27日 13:00～(学部)

場所：テンプレ大学ジャパンキャンパス (港区西麻布)

参加費：無料

■ オープンキャンパス(学校説明会)では、テンプレ大学ジャパンキャンパスの米国大学ならではの特徴やさまざまなシステムの説明に加え、在校生の話や、校内見学も可能です。説明会後半には時間を設け、個別の相談にもお答えします。

- ・テンプレ大学ジャパンキャンパスのシステムや環境
- ・英語力に不安のある方へのサポート体制—STARTプログラム
- ・短大、大学で取得した単位を活かせる編入学制度
- ・最高120万円の返済不要の奨学金がもらえる特待生(奨学金)入学制度
- ・1月、5月、9月、選べる入学時期
- ・驚異の就職率を誇るその理由

MBA

教授、プログラム受講生への質問
クラス訪問

質疑応答

GMAT/TOEFLに関する情報

*詳細・申し込み

<http://www.tuj.ac.jp/newsite/main/indexj.html>

■ ■ テーマ：2007年はあなたの本を出版する年

ここら優しいあなたは、こんな時代だから⇒みんなが元気になる本を出したいと考えます

これまで一所懸命働いてきたあなたは、その成果を⇒あなたの成果のあかしを世に伝えたいと考えます。いずれにしろ2007年はあなたの本を出版する年

翻訳出版してみたくなる洋書をたくさん用意します

あなたにこれまでの成果をお聞かせください。どのような本にするかご一緒にお手伝いします。

日時：2006年12月1日(金)

19:00～21:00

2006年12月2日(土)

13:30～15:30

場所：六本木泉ガーデンタワー

参加費：3000円 (Co-PUBメイト無料) 先着各10名様ご招待

主催：；バベルプレス

☆お申し込みは⇒

<http://www.legal-comm.com>

■ ■ テーマ：私はこうしてニューヨーク州弁護士資格をとった

内容：

1. 米国ロースクール留学の方法
2. 米国弁護士体験談
3. 米国弁護士資格を取得してキャリアアップを図る方法

日時：2006年12月6日(水)

19:00-21:00

場所：バベル六本木キャンパス

参加費：2000円(先着10名様ご招待)

共催：BABEL UNIVERSITY

Transnational Legal Program

バベルスタッフ

☆申込はこちら⇒

http://www.babel.co.jp/b-univ/tsemi_1.html

Event・Seminar or More

■ ■ テーマ：2007年 Winter Bar 受験日

州：NY

試験日：2007年2月27日・28日

受験料：\$250

場所：

① Albany---Empire State Plaza Convention Center

② Buffalo---Millennium Airport Hotel - Buffalo Airport

③ New York City
Jacob K. Javits Convention Center

※受験時にNY州に住所がない人は、Albanyで受験となります。

州：CA

試験日：

2007年2月27日・28日・3月1日

受験料：\$50 LATE：\$250

場所：

① Los Angeles Area
Ontario Convention Center
2000 Convention Center Way
Ontario

② San Diego Area
San Diego Concourse
202 "C" Street
San Diego

③ San Francisco Area
Oakland Convention Center
1001 Broadway
Oakland

④ Sacramento Area
Sacramento Convention Center
1400 "J" Street.
Sacramento

掲載希望のイベント情報
がありましたら編集部へ
ご連絡下さい
TEL 03-6229-2471

知的財産権問題—ソウル・パリ

ところは韓国首都、ソウル。土産品や衣類、装飾品、雑貨品などの売店が軒を接する有名な商店街、梨泰院(イ・テ・ウオン)を散策していると、「社長さま」と呼びかけて客引きがすり寄ってくる。観光客にコピー商品を売り込むためである。店内には、ルイ・ヴィトン、エルメス、シャネルなどのハンドバッグや鞆、パリーの靴、スイス製の時計、フィラの衣類などのコピー商品がところせましと並んでいる。中には本物と見間違えばかりのものもある。筆者が約20年前のソウルで体験した風景である。

ところは変わった、フランスの首都、パリ。シャンゼリゼ通りの中心部に先頃、ルイ・ヴィトンの新本店が完成した。まさに同社の旗艦店で、筆者がこの春、目撃したところでは、門前に列をなす賑わいをみせていた。しかも、立ち並ぶ人々は一見して、日本、韓国、中国、台湾などからの観光客と思われた。米誌ビジネス・ウィークは特集記事「シャンゼリゼ通りで出会う東西」で、新本店の土たる客筋がシリジアンではなく海外それもアジア、とくに日本からの観光客であると報じた。まさに、その通りの風景であった。

知的財産権(以下、知財権)の問題が騒がれている。知財権は特許権、実用新案権、意匠権、商標権の4種の工業所有権と著作権、トレードシークレット、ノウハウなどを意味するが、その概念は古くから成立していたらしい。この知財権がいま問題視されている背景には、コピー商品の相変わらずの横行がある。

米政府は以前からこの問題に多大な関心を示してきた。米レーガン政権は約20年余り前、世界最高の技術水準にある米製品の競争力が国際貿易に反映されないのは「各国の知的財産の保護が不十分なため」と分析した、有名な『ヤング・レポート』を発表した。以後、米政府はプロパテント政策を推進し、コピー商品の製造を放置する諸国に圧力をかけてきた。米通商代表部(USTR)は5月、中国とロシアを知的財産権の侵害にかかわる「優先監視国」に指定した。中国では、自国作品を含め日米の海賊版映画が大量に出回っている。やくざ組織が絡んで広東、浙江省を中心に農民を低賃金で雇い「地下工場」で製造し、警察も手がつけられない規模という。全米映画協会によれば、被害は昨年1年間で総額約61億ドル(約6700億円)に達したという。

日本でも1995年10月に科学技術基本法が制定され、科学技術創造立国が確認された。さらに小泉政権下で知的財産立国を目指し知的財産政策が推進されてきた。昨年、日本政府(経済産業省)が中国進出日系企業の被害状況について実施した調査によると、被害企業は電気、電子、産業機械、自動車関連、コンテンツなど広範囲にわたり、内容も商標侵害、不正競争、虚偽製品、劣悪製品など多岐にわたる。ほとんどが中国当局の救済措置を利用しているが、中国側の処分は没収廃棄や製造販

売行為の停止などで、違法所得の没収や製造設備の廃棄没収、刑事告発まで踏み込んだものは少ないという。

4月25日付フィナンシャル・タイムズは「コピー商品撃退法」と題する興味深い社説を発表し、コピー商品の横行には中国のような未だ貧しい国で一握りの富裕層だけの手に届く高価格製品を売り出す生産者側にも責任がある、と指摘した。そして、自社製品の価格の引き下げが有力な対抗手段になるとし、結論として解決の決め手は国家の繁栄であると喝破した。国家が繁栄すれば、市場を通じて自ずと知的財産権への敬意の念が生まれるとし、19世紀の米国が海賊版の天国であった例を挙げている。

コピー商品は、ハードにしてもソフトにしても、経済的その他の理由により本物を手に入れられない人々がそれを望む限り、この世から姿を消すことはないだろう。ただ、経済が発展し生活水準が向上すると人々はより良質のものを求めるようになる。そうした良質なものを求めて行き着く先は、本物志向である。これは自然な流れといえる。ルイ・ヴィトン本店に群がるアジアの人々はまさに、こうした姿を顕現している。ソフトの世界も同様であろう。それなりに鑑賞できる海賊版ソフトでも、やがてそれに飽き足らず、もっと優れた性能を求めていこう。それが行き着く先はやはり本物志向で、コピー商品は見向きもされなくなるだろう。このことは知財問題が経済発展と緊密に結びついていることを示している。つまり、知財問題のもうひとつの側面は経済発展と生活水準の向上が、解決の鍵を握ることである。このことはまた、開発途上国の発展を支援することが長い目で知財権問題の解決に繋がること意味している。アジアに住むもの一人として、一日も早くアジアからコピー商品が追放されることを望みたい。(前田高昭。東アジア・ワークショップ主宰。日本翻訳協会会員)

筆者注:フィナンシャル・タイムズ社説の該当箇所は以下の通り。

「Much as they rail against fake goods, brand owners have helped make piracy pay by often charging prices unaffordable by all but a few consumers in poor countries such as China. That is particularly true of luxury goods makers, which rely on high prices and aspirational marketing to give often easily replicable products an aura of scarcity.」

「Ultimately, the best weapon against piracy is not clever lawyers but national prosperity, which generates powerful market incentives to respect intellectual property rights. The US, of all countries, should understand that. During the 19th century, it engaged in massive foreign copyright theft, even enshrining the practice in law. Today, it is the world's foremost advocate of strict IPR enforcement everywhere.」

出版。それは、あなたを プレゼンテーションする行為です。

多角的にプレゼンテーション

ビジネスの世界で自分のもっている得意技をアピールするにはどうするか。キャリアのステップを一段ずつ上って行くにはどうすればよいか。資格を取得するのも一つの方法です。そして自分の本を出すこと、出版もまたその一つです。

特に翻訳書を出版するということには幾つかのアピールポイントが複合的に含まれています。まず、翻訳したということで、専門知識を含めた翻訳力、言語力がアピールできます。また、どのような本を選び、出版したかによってあなたの得意分野、関心の方向がアピールできます。さらに、自費出版ではなく店頭で販売される書籍を出版することにより、プロフェッショナルとしての評価、実績を手にすることができます。自分の本を出版することは、あなた自身を社会に総合的、多角的にプレゼンテーションする行為そのものなのです。

『ホワイトハウスの超仕事術』

原書を読み、誰よりも早くその素晴らしさを知り、もっと多くの人に読んでもらいたい。本を通じて私の思いを伝えたい。私そのものをプレゼンテーションしたいと思ってはみても、いざ出版となると「著作権の取得」や「販売活動」など個人では越えにくい壁が現実には存在しています。既存の出版社に企画を持ち込んでも、採算ベース、内容の変更など出版社サイドの思惑という壁がやはり立ちます。これらの壁をパベルプレスと共同で打ち破り、あなたの意向のままに「出版の夢」の実現をサポートするのが、Co-PUBという全く新しい出版システムです。活動を始めて3年、延べ106名の方が30作品を出版され、

現在も10作品以上が出版に向けての行程を進行させています（2006年10月現在）



『ホワイトハウスの超仕事術』

著 ヘザー・ベッケル
共訳 石橋誠子
佐々木愛子
高橋真理子
富永慶子
西千絵
星野紀子
監訳 中谷真理子

その一つ、『ホワイトハウスの超仕事術』。この本は、第42代米国大統領ビル・クリントンの側近としてホワイトハウス中枢で活躍したジョージ・ステファノボロス。この若く、ハンサムで、有能な人物のアシスタントを務めた著者のヘザー・ベッケルがホワイトハウスでのハードなビジネス経験の中で学んだ、仕事術を余すところなく披露したものです。昨年4月発刊以来今日に至るまで、主要書店でコンスタントに販売されています。

さて、お気づきのように本書は6人の訳者による共訳のかたちをとっています。これがCo-PUBの大きな特徴の一つです。まずは、本書の共訳に参加された方の声をお聞きください。

佐々木愛子さん 私は10年ほど前まで秘書をしていました。この本を訳した者としては、秘書ではなくアシスタントといわなくてはいけないのですが…。読んでみて、本当に良い本だと思いました。短大の講師を勤めていたのでこの本を使って学生に教えられるのでは、と思い共訳に参加しました。教えるために、10年ぶりにもう一度秘書をやってみたのですが、本当に役に立ちます。会社で困っ

たときには、この本の助けを借りています。

西千絵さん 卒業後外資系の企業で秘書をしていましたので、内容はとても納得できました。何人かで翻訳するわけですから、用語の統一など大変なこともありました。すぐ実践的で、漢字一つでもどの漢字を使うのかなどいろいろ勉強させていただきました。

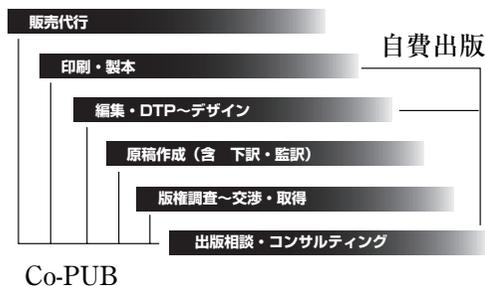
このように、共訳者の多くは秘書をしたり、外資系にお勤めだったりして、翻訳の過程で翻訳力だけではなく、秘書（アシスタント）としてだけでなく、グローバルビジネスの世界でどのように働いたらよいかの知識を一段と向上させ、さらに訳者としての実績を手に入れたのです。

Co-PUBという出版サポートシステム

では、『ホワイトハウスの超仕事術』の出版を実現させたCo-PUBとはどのようなシステムなのでしょうか。ひとことで言えば、<本を出したいというあなたの想い>を実現させる出版フルサポートシステムのことです。先ほど出た個人で出版しようとする際のいくつもの壁をバベルプレスという出版社がサポートして出版に至らせるシステムです。

Co-PUBで出版するには、2つの方式があります。個人で翻訳出版する方式と、共訳方式といって複数の翻訳者がワークショップを通じて、互いに検討しながら翻訳作業をすすめ

Co-PUBは、すべてのプロセスが一体となった出版サポートシステムです。



一冊の本として完成させる方法です。今回取り上げた『ホワイトハウスの超仕事術』は共訳方式。6名の訳者の手で出版されました。

よく似たシステムに<自費出版>というのがあります。<自費出版>の場合、図にあるように・版權調査・原稿作成・販売代行といった活動はオプションとなっていますが、Co-PUBはすべてのプロセスをサポートします。また、Co-PUBはあくまでも出版社であるバベルプレスが刊行する書籍ですから、取次などを通じてあなたの作品が書店に並び、販売されます。

出版は

「本を出そう」と思った時から始まる。

本を出すということは、確かに大きなエネルギーを要します。しかし、実際に完成された本を手にしたときそれ以上の喜びを得ることができます。それは、Co-PUBで出版された作品の出版記念会で訳者の誰もがまずおっしゃることです。本を出してよかった、と。あなたも、その喜びを手に入れてください。

○今までに読んだ海外の本で、是非翻訳出版して日本にも紹介したいと思った本はありませんか。

○出版というかたちで訳者としての実績を手にし、それをスプリングボードにキャリアアップをはかりたいと思いませんか。

○海外の法律関連の情報など専門分野の書籍を出版することで、自分をアピールしたいと思いませんか。

○これまでのビジネス経験を書籍として世に残したいと思いませんか。

個人で出版しようが、共訳者を募って共訳出版しようが本を出したいと思った時がスタートです。そのお手伝いをするために誕生したのがCo-PUBシステム。あなたのやり方で活用してください。

詳しい情報は<http://www.co-pub.net>に。

グローバルなリーガルの世界を目指して！

The LEGAL.COMM ザ リーガルコミュニケーション 定期購読のご案内

隔月刊の雑誌だけでなく、毎日の必要情報があなたに届く
グローバルなリーガルの世界で
キャリアアップを目指す方々のポータルサイト
legal-comm.com

弁護士の方はもちろん、バイリンガル パラリーガル、
リーガルセクレタリーの方のリクルーティング情報を
無料でお届けいたします。



●お申込は
press@babel.co.jp
◆お申込金額：年間6,000円（税込）
◆『The LEGAL.COMM』年間6冊お届け、
ポータルサイト“legal-comm.com”の
有効情報、特にリーガルリクルーティング
情報が無料でお手元に届きます。

legal-comm.com

- リーガルの世界で活躍するバイリンガルのポータルサイト
- 優秀なバイリンガルスタッフを求めている法律事務所・企業のポータルサイト
- 弁護士の方々のプレゼンテーション・サイト
- 国内外のリーガルイベントなど関連情報満載
- リーガル翻訳コンサルテーション&サービス
- リーガル関連書籍の紹介
- バイリンガル リーガル研修 コンサルテーション
- 海外ロースクール情報
- 海外ローファーム情報
- 海外リーガル関連資格情報
- Co-PUBサービス



お問い合わせは (株)バベル バベル・プレス

press@babel.co.jp

**TEL 03-6229-2471
FAX 03-6229-2439**

リーガル・キャリアのためのCo-PUBサポート・システムがここに。

Executive Legal Book Review

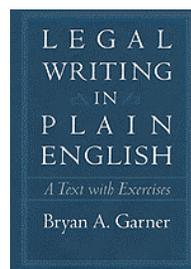
Selected by BABEL Legal Press Club

リーガル・キャリア・ビルディングを目標としてスキル習得に励んでいる方、あるいは既にリーガル・プロフェッショナルとしてご活躍中の方……つまり、本誌のすべての読者の方々のために、毎号、英語原書を中心とするリーガル・ブックをご紹介するのがこのコーナー〈Executive Legal Book Review〉です。

著作権取得から翻訳・編集・印刷製本・販売にいたる、翻訳出版のフルサポート・サービスを提供するバベルプレスのCo-PUBシステムでは、〈原書の紹介〉は、翻訳出版の第一歩を担う重要なファクターとなっていますが、このコーナーはそのリーガル・ブック・ヴァージョンです。気になる原書を取り寄せて読むもよし、要約や翻訳を手に入れて参考にするもよし、さらにご自分で翻訳や書下ろしによる出版を試みるもよし。Co-PUBで培ったノウハウで、読者のみなさまのニーズにお応えしてまいります。どうぞ、ご期待ください！



東京青山・青木法律事務所 ロー・ライブラリー



知識と情報の宝庫…ロー・ライブラリーが、プロフェッショナリズムを支えている

吉川節子さん（司法書士）

東京青山・青木法律事務所

ベーカー・& マッケンジー 外国法事務弁護士事務所
（外国法共同事業）

涉外弁護士事務所である上記弁護士事務所にて M&A 等企業法務を中心に司法書士として参与。NPO 法人涉外司法書士協会理事。主な著書（共著）に「事例式民事渉外の実務」「わかりやすい会社法手続きマニュアル」（新日本法規 / 共著）などがある。



Elegant & Executive Woman

1986年、男女雇用機会均等法が施行されてから20年の月日が流れた。「働く女性に役立つ情報誌」として『日経ウーマン』が創刊されたのが1988年。2006年9月には、新たに『日経EW』が創刊になった。誌名の「イー・ダブリュ」とは、Elegant & Executive Womanの略であり、雑誌のコンセプトは「日本初 女性リーダーのためのビジネス&ライフスタイル誌」だという。『日経ウーマン』創刊当時の「女子総合職」などという言葉も、いまやよい意味で死語となり、当時の新卒学生は、能力さえあれば男女の別なく企業の中核で実力を発揮する時代を迎えている。新雑誌の創刊は、その何よりの証明だろう。記者自身の個人的体験では、10年前、卒業した私大の法学部に某教授を訪ねた際に、「女子学生の比率が3割を超えた」と聞いて驚愕したことが思い起こされる。在学中の1980年前後には1割程度だったことを考えると、学生の意識も社会も大きく変貌を遂げたことが実感された一瞬だった。

もっとも、吉川節子さんは、男女雇用機会均等法施行のはるか以前から（失礼！）、国際ショナル・パラリーガルの草分けとして、着実にキャリアを積んで今日を迎えている。凛とした風姿と、張りのある声で質問に答えてくださる様子には、まさにElegant & Executive Womanの風格が漂っている。

——最近、現場よりも、指導的な立場で仕事をされることのほうが多いのでしょうか？

吉川（以下敬称略） いえいえ、とんでもない。現場も現場、真っ只中で実務に振り回されています。もちろん若手のトレーニングも行いますが、OJT的な、実務の上での指導がほとんどですね。

——現在の主たる業務内容はいかがでしょう？

吉川 M&Aとプロジェクト・ファイナンス関連の仕事がメインですね。その中身は、時代とともに少しずつ変容していますが、これまでの経験の蓄積もありますし、今後も重要な業務であり続けることは間違いありません。また、私が直接担当しているわけではありませんが、排出権取引に関しては、私どものロンドン事務所がベスト・ローファームに選ばれています。これは各国にネットワークをもっていないとなかなかできない仕事ですね。今日も、明日から北京で開かれるCarbon Expo Asia 2006に東京から6名もの弁護士が派遣されたと聞きました。

——やはり海外ネットワークは、こちらの事務所の最大の強みなのでしょうね。

吉川 ええ。世界各国に拠点を置くグループ企業が一斉に合併するとか、株式を譲渡するとか、そういう話になると、それはベーカーだ…ということが、しばしばありますね。

——最近のトピックスとしては、どんなことが挙げられますか？

吉川 今年はなんといっても、会社法の改正の影

響が大きかったと思います。去年の準備段階も含めて、実務に多大な影響がありましたからね。結局、手続法による私の仕事ですと、一つひとつ確認して進めないで完結しませんから、時間がずいぶんとかかっています。

実務家の立場から申し上げますと、今回の会社法改正では、立法にあたって、法務省内で商事課と民事課との間で横の連動が希薄だったために、登記をはじめとする手続法の部分が、多少問題をかかえてしまったことを挙げないわけにはまいりません。まあ、「連動していたら会社法への改正は10年かかった」とおっしゃる方もいらっしゃいますが……。

また、会社法は会社法施行規則や会社計算規則など省令を確認しないと詳細が不明な点も多く、それが登記にいたるまで影響して、少々混乱が生じている原因となっていると思います。そういう訳で、ここ当分は、法律と具体的な実務との調整作業が、しばらく続きそうです。

——お忙しいですね。最後に新年号なのでちょっと早いですが、2007年の抱負をお聞かせください。

吉川 三角合併が来年から施行されるようになれば、M&Aの形態も根本的に変わると思われます。外国企業と日本企業が企業統合や企業再編でどのように連動していくのか？ 大変興味がありますね。——どうもありがとうございました。

インタビューのあと、ロー・ライブラリーを見せていただいた。30~40坪は優にあるだろうか、広い部屋には書棚が続き、そこに整然と本や書類

が並べられている。もちろん、多くの文書はデータ化されてはいるのだが、紙ベースの法令集や各種資料も数多い。「彼女たちはとても優秀です。必要なことは、なんでも必ずつきとめてレポートしてくれます」と吉川さん。「彼女たち」とは、この広いライブラリーを二人で切盛りする遠藤さんと柳田さんのことだ。遠藤さんによれば「調査依頼には、棚のブラウジングや各種検索などで対応します。通常は1、2時間以内、外部手配の必要なものは当日中あるいは翌日に回答しますが、事情によっては数日を要するものもあります」とのことだ。

もはやリーガル・サービス・インダストリーと呼んだ方が適切な規模と内容を誇るトップ涉外弁護士事務所。そのプロフェッショナルリズムは、生き生きと働く女性によって支えられ、オフィスの隅々まで貫徹しているのが印象的だった。



プロフェッショナルを支えるライブラリアンのおふたり
左：遠藤恵理子さん 右：柳田志緒里さん

東京青山・青木法律事務所について

正式名称は、東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）。1972年、ベーカー&マッケンジーの日本における提携事務所として東京青山法律事務所が開設。2005年4月の法改正により、日本弁護士と外国法事務弁護士の各事務所を完全一体型の組織として統合。38カ国70オフィス、3,400名以上の弁護士を擁する世界最大規模のローファーム、ベーカー&マッケンジーのメンバーファームである。そのグローバル・ネットワークを駆使し、クロスボーダー案件における対応に抜群の強みをもつ。

総勢100名を超える弁護士、外国弁護士、公認会計士、税理士、弁理士、司法書士、行政書士が所属し、各々の文化と言語、専門知識と経験をベースに、取扱業務である金融法務、キャピタルマーケット・証券、コーポレート/M&A、大型プロジェクト、税務、知的財産権、紛争手続きなどの案件ごとに、最強のチームが編成される。



合併・買収後の統合実務 シナジーを実現するPMIの進め方

東京青山・青木法律事務所

ベーカー・マッケンジー外国法事務所（外国法共同事業）編
中央経済社 刊 定価 本体5,800円（税別）

英文難易度 (日本語書下ろし)

専門性 ☆☆☆☆★ (法的見地からのユニークなPMIガイダンス)

分量 ☆☆☆☆★ (A5判・本文558頁の大冊)

本書の評判 ☆☆☆☆★ (本書を必要とする読者からは高評価)

<推薦>本欄で取り上げるのは英語原書を原則とするが、例外的に日本語による書下ろしや、英語以外の外国語原書もご紹介していく予定。本書は日本語書下ろし。取材にご協力いただいた東京青山・青木法律事務所による編著だが、一部、外部の専門家の方々の助力を得、同事務所に所属する多数の弁護士と税理士・公認会計士が本書の執筆と編集にあたっており、改めて同事務所の総合力に目を眩る思いにさせられる一冊。

<レビュー> M&A、すなわち企業間の合併および買収 (Merger & Acquisition) は、シナジー実現のための経営手法である。経営の効率性の向上、共通コストの削減、事業分野の補完、市場における競争力の向上 etc. といったシナジー効果の獲得を期待して行なわれる M&A は、周知のとおり、日本でも盛んに行なわれるようになった。ところが、実際には M&A による企業統合は、当初のゴールを達成できないことも多く、その困難性を理由にいったん M&A が公表されながら、途中で断念する「破談」事例も数多い。M&A は、計画よりも実行が、実行よりも効果を獲得することが、より

困難なのである。

本書はタイトルのとおり、M&A を成功させるために不可欠な合併・買収後の統合実務 (PMI: Post Merger Integration) の進め方をテーマとする。類書は既に監査法人やコンサルティング・ファームによって書かれているが、本書の場合、執筆陣のほとんどが弁護士であることが、なんといっても特徴的だ。その最大のメリットは、時に理念や理想に走りがちな経営コンサルタントなどのテキストとは異なり、徹底した実務家の眼が行き届いている点にあるといえるのではないだろうか。なるほど、M&A を成功させるためには取引実行前の段階 (Before) で統合作業まで (After) を射程に入れて周到に準備すべきは当然であり、また、M&A の成功を阻む阻害要因を典型的阻害要因と非典型的阻害要因に分類して、それらに対処する作業工程を法的観点からの予防策をまじえて示す…という本書のスタンスは、極めて法律家ならではのロジカルな発想によるものだ。

本書は、A5判・本文558頁に及ぶ堂々たる大冊の専門書ではあるが、決して難解ではない。2006年5月の刊行なので、改正会社法や企業結合会計基準などのホットな情報も、十分に盛り込まれている。M&A 担当者はもちろん、M&A の本質を知ろうという読者には、恰好のガイダンスとなるであろうことは間違いのない。

目次

第1部 M&A後の企業統合

M&A後の企業統合に関する問題意識

PMIケーススタディー—M&A成功の鍵は何か

第2部 初期プラン (IIP) の策定と修正

相手方監査プランの策定

情報の収集作業とそのツール ほか

第3部 相手方情報開示後のプラン—最終プラン (FIP) の策定と修正

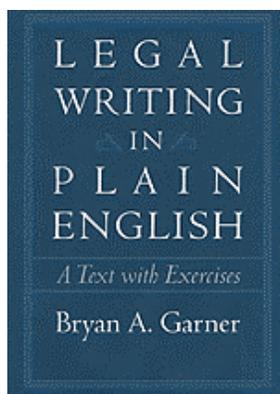
相手方による情報開示後直ちにIIPを再検討・修正すべき事項

社内意思決定のプロセス ほか

第4部 最終プラン (FIP) の実行

修正では対応不能「障害事由」の発生とその対処

最終プラン実行時の「統合障害事由」の発生とその対処



Legal Writing in Plain English

バベルプレスで
著作権取得済

A Text with Exercises

by Bryan A. Garner

Publisher: The University of Chicago Press Price: \$34.99

英文難易度 ☆☆☆☆★ (Rewrite前の悪文の読解が難しい)
 専門性 ☆☆☆☆★ (PEの思想そのものは明解だが…)
 分量 ☆☆☆☆ (227頁、頁数以上のボリュームを感じるのでは?)
 原書の評判 ☆☆☆☆★ (米国の多くのロースクールでもテキストに採用)

<推薦>ブレイン・イングリッシュによる文書の作成が、リーガル・ドラフティングのスタンダードとして確立して久しいが、本書の著者のガーナーは、この分野における第一人者のひとりである。ブレイン・イングリッシュの原理原則がロジカルに説かれる一方、ふんだんに盛り込まれている法律文の文例は、プロフェッショナルの法律家を想定読者としているだけに、かなり水準が高いのが唯一の難点か。

<レビュー>「できる限り理解しやすい・読みやすい英文を書く」というブレイン・イングリッシュの思想は、それ自体はとても分かりやすいのだが、実際にそれを実践するととなると、難しい。本書の第1部 (PART ONE) <リーガル・ライティングにおける共通原則>に置かれた目次項目から拾い上げてみて、

§ 6. 平均的なセンテンスの長さを約20語にする

§ 8. 受動態より能動態を選ぶ

§ 17. 人と会社は名前で言及する

などの原則は明解だが、一方で

§ 5. 不要な言葉を省く

CONTENTS

PART ONE: Principles for All Legal Writing

1. Framing Your Thoughts
2. Phrasing Your Sentences
3. Choosing Your Words

PART TWO: Principles Mainly for Analytical and Persuasive Writing

PART THREE: Principles Mainly for Legal Drafting

PART FOUR: Principles Mainly for Document Design

PART FIVE: Methods for Continued Improvement

Appendix A How to Punctuate

Appendix B Four Model Documents

Key to Basic Exercises

Index

§ 11. センテンスを力強く終える

などというのに出くわすと、いささか戸惑ってしまうのも事実だ。しかし、これはあくまで目次だけを見たときの印象。本書の構成は、

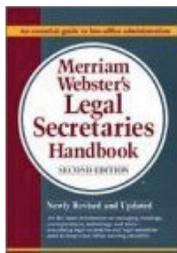
①ブレイン・イングリッシュによる法律文を書く技法の説明 (本文)

②悪文の法律文を例示、そのリライト例を示すエクササイズ

という二つの部分から成っている。つまり、どの技法もケース・スタディつきということで、読者の理解を大いに助ける編集上の工夫が施されているのだ。もっとも、本文・エクササイズともに、そこに引用あるいは出題されている契約書や裁判関連書類の多くは、かなり水準が高い。法曹や、それを目指す学生を読者対象としているので無理からぬところだが、英米法にかなり通暁していないと、理解しにくい部分があるのは事実だ。

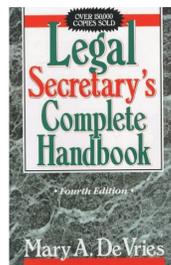
とはいえ、本書がブレイン・イングリッシュの最良の教科書である事実は揺るがない。なお、ブレイン・イングリッシュについて学ぶと、日本語の文章力にもよい影響が出てくる。冗長にならないように気をつけたり、二重否定を使わないようにしたり…。英語も日本語も、コミュニケーション的な文章はシンプルであることが、第一の原理原則なのだろう。

今号は、パラリーガル関連の定番と、ニュー・スタンダードの呼び声高い書籍をご紹介します。



Merriam-Webster's Legal Secretaries Handbook
by Austin G. Anderson
Publisher: Merriam Webster Price: \$19.95

<レビュー> Legal Secretary, Legal Assistant, Paralegal と呼称の変化に対応して、キャリアとしての専門性や地位も高まりを見せているが、1981年初版で96年第2版の本書も捨てるのが難しい。一部に現在の眼からみると、さすがに古くなった部分があるにせよ、である。



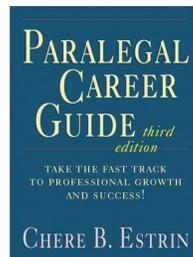
Legal Secretary's Complete Handbook
by Mary A. De Vries
Publisher: Prentice Hall Price: \$36.00

<レビュー> 敢えて2点は Legal Secretary を冠したタイトルを選んだが、1953年初版で現行第4版でも92年刊の本書は、古典中の古典だ。しかも、いまだに売れ続けているのは、本書が徹底して実地の業務にすぐ役立つ内容にこだわっているからだろう。



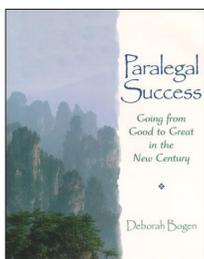
Everything You Need to Know about Being a Legal Assistant
by Cheer B. Estrin
Publisher: Thomson Delmar Learning Price: \$57.95

<レビュー> 右に掲げた Paralegal Career Guide も同じ著者による。Cheer B. Estrin は、全米屈指のパラリーガル職専門の派遣会社である Estrin Organization の創設者で CEO。著書はいずれも評価が高い。本書は95年の刊行だが、その内容は、現在でもまったく色褪せていない。



Paralegal Career Guide (3rd edition)
by Cheer B. Estrin
Publisher: Prentice Hall Price: \$42.40

<レビュー> Paralegal のタイトルを冠した書籍の中で、戦略的なキャリア・プランニングにテーマを絞った本としては、ベスト・ブックであろう。パラリーガルという枠を取り払っても、これほど懇切丁寧なキャリア・ガイドというのは他にないのではないだろうか？



Paralegal Success
by Deborah Bogen
Publisher: Prentice Hall Price: \$53.00

<レビュー> これも Prentice Hall の出版物。この種のテキスト・ガイドブックの類では、この出版社の信頼度は極めて高い。副題に Going from Good to Great in the New Century とあるが、パラリーガルという職業を現場から直視した本書は、既に法務分野で働く人にこそ薦めたい。



パラリーガル [新版]
バーバラ・ベルナルド 著 TMI 総合法律事務所 訳
信山社 刊 定価 本体 2,800 円 (税別)

<レビュー> 現状で日本で「パラリーガル」の名を冠した唯一の書籍である。An Insider's Guide to One of Today's Fastest-Growing Careers の邦訳で、アメリカのパラリーガル事情を手軽に知るには恰好の一冊。インターナショナル・パラリーガル志望者も必読だろう。2006年5月刊。

Executive Legal Book SERVICES

◇本を手に入れたい（ショッピング・サービス）

バベルでは、翻訳コンビニエンス・ステーション「e翻訳堂」で、バベルプレスの書籍の販売や翻訳サービスを行なっています。Executive Legal Book Reviewでご紹介する各種書籍についても、今後、e翻訳堂での販売を予定しております。みなさまの基本ライブラリーの充実に、e翻訳堂のショッピング・サービスをお役立てください。

◇本の要約を読みたい（サマライズ・サービス）

Executive Legal Book Reviewで紹介されている本の内容を、もう少し詳しく知りたい。あるいは、原書の全文に眼を通すには忙しすぎるので、ポイントを把握したい。そんな時には、サマライズ・サービスをご利用ください。最大で4,000字程度のサマリーによって、原書の内容をより詳しく概観することができます（近日サービス開始）。

◇本を日本語で読みたい（トランスレーション・サービス）

サマライズ同様目的を私的利用に限定した上で、原書の一部または全部を、バベルの優れた契約翻訳者が翻訳代行します。今年、バベルプレスでは年間の翻訳書発行点数50点を予定しています。また、バベルトランスメディア・センターでは、大手出版社を中心に、数多くの邦訳書の翻訳をコーディネートしています。＜翻訳のバベル＞ならではの、高品質の日本語訳でお読みください（近日サービス開始）。

そして、

「翻訳書や自著を出版したい」 という方。

バベルの＜Co-PUB システム＞をご利用ください。

Co-PUB VIEW (P.102-103)でもご紹介したように、バベルでは、多くの方々が「自分の翻訳書をもつ」という夢を実現しています。また、今後は日本語での書下ろし出版も、積極的にサポートさせていただきます。もしも「翻訳書を出したい」「自著を出版したい」とお考えならば、どうぞお気軽にご相談ください。最近では、企業やクリニックなどの法人需要も増えています。2006年には、なんと出版社の設立（ベファナーナ社）もお手伝いし、秋に無事三点が同時発行となりました。バベルなら、夢を夢に、計画を計画に終わらせることはありません。まずはご相談ください。納得のスキームが、待っているはずですから！

BABEL Legal Press Club
まずはWEBサイトで内容をお確かめください。

www.legal-comm.com

presented by BABEL PRESS

The LEGAL.COMM刊行にあたって

ビジネスの国境が無くなり、内資外資が日本で、あるいは海外で自由に活動する時代ですが、それには法的なサポートが必須です。大きく変わる環境の中、これを担う弁護士をはじめとするリーガルプロフェッショナルは、意識変革を迫られています。法科大学院の創設、弁護士の増員計画、企業法務への弁護士の進出、渉外弁護士事務所の合従連衡、外国法弁護士事務所の進出など、米国型法化社会に近づいています。米国ロースクールへの関心、米国の弁護士資格を持つ人材の日本企業への浸透も目立ちます。また、渉外弁護士を取りまくパラリーガルやセクレタリー等の法務職のニーズも増大しています。今は、まさに、チーム・リーガルサービスの時代です。こうした時代のニーズに応えるいろいろなタイプのリーガルプロフェッショナルを応援する雑誌として本誌を刊行いたします。本誌がきっかけでこうした業界により多くの優秀な人材が集まれば、日本、そして世界にとっても嬉しいことです。

編集長

次号2007年3月号予告 2007年1月20日発売

「米国ロースクール留学? and/or日本法科大学院入学?」 リーガルキャリアをめざす人のための Questions & Answers

隔月刊行『The LEGAL.COMM』

定価 1000円（税込）

2007年1月号

通巻412号（第32巻1号）

2007年1月1日発行

発行人 湯浅美代子

編集人 堀田都茂樹

印刷/製本 株式会社 技秀堂

表紙デザイン スクリプタ

発行所 バベルプレス（株式会社バベル）

〒106-6004

東京都港区六本木1-6-1

泉ガーデンタワー4F

TEL：03-6229-2471（編集）

TEL：03-6229-2471（営業）

定期購読の申し込みは

www.e-trans.co.jp



BABEL PRESS



The LEGAL COMM 1月号 2007年1月1日発行 (隔月1日発行) 第32巻 1号 (通巻第412号) 昭和52年2月3日 第3種郵便物認可
 バベルプレス(株式会社バベル) 東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー4F TEL:03-6229-2471 (編集) 03-6229-2471 (営業)



Legal Recruitment & Bilingual Jobs

高度な英語力+αの専門性



法律事務所、企業法務部の人材のご紹介、派遣のバベルスタッフ

国際弁護士、パラリーガル、弁護士秘書、リーガルトランスレータをお探しでしたら、バベルスタッフにお任せください。高度な語学力と専門性をもつリーガルスタッフの人材紹介、派遣サービスをご提供しております。

バベルスタッフの人材はバベル翻訳大学院の翻訳教育を受けた優秀な修了生をはじめとし、翻訳修士号取得者、米国公認秘書資格(CPS)ホルダー、インターナショナル・パラリーガル検定、BPT翻訳検定試験合格者などプロスキルをもったスタッフです。



バベルグループは翻訳教育のパイオニアとして、翻訳技術の開発、翻訳スキル普及に邁進してまいりました。そして、バベル翻訳大学院および翻訳専門学校の翻訳評価システム、翻訳ノウハウを基にリーガル、金融、IRなどの専門教育を行っております。



BABEL STAFF

バベルスタッフ 株式会社

〒106-6004 東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー 東京TEL:03-3589-2288

<http://www.babelstf.co.jp>

雑誌 04089-01
 定価1000円

本体952円+税5%



4910040890171
 00952